

平成14年度実績評価書

(評価対象期間 :平成14年7月～15年6月)

平成15年8月
金融庁

目 次

実績評価の実施に当たって

- 1 金融庁における政策評価の取組み . . . P 1
- 2 実績評価の実施に当たって（実績評価書の記載内容） . . . P 1
- 3 政策評価に関する有識者会議メンバーによる意見 . . . P 3

各政策の評価結果

- 1 安定的で活力ある金融システムの構築
 - （１）金融システムの安定化
 - 政策 1 - 1 不良債権処理の着実な実施 . . . P 6
 - 政策 1 - 2 金融機関の健全性確保に向けた適切な対応 . . . P 20
 - 政策 1 - 3 決済機能のセーフティネットの整備 . . . P 29
 - 政策 1 - 4 金融再生法と預金保険法の適切な運用 . . . P 33
 - 政策 1 - 5 ペイオフ解禁への適切な対応 . . . P 38
 - 政策 1 - 6 厳正で実効性のある検査の実施 . . . P 42
 - 政策 1 - 7 保険をめぐる諸問題への適切な対応 . . . P 49
 - （２）金融システムの活性化 . . . 証券市場の構造改革
 - 政策 1 - 8 市場ルール・インフラの整備等 . . . P 58
 - 政策 1 - 9 証券市場等における投資家の保護及び取引の公正性の確保 . . . P 68
 - 政策 1 - 10 投資知識の普及・情報の提供 . . . P 79
 - （３）金融システムの展望
 - 政策 1 - 11 「中期ビジョン」のとりまとめ . . . P 86
- 2 時代をリードする金融インフラの整備
 - 政策 2 - 1 証券決済システムの改革 . . . P 90
 - 政策 2 - 2 証券取引法に基づく企業内容等のディスクロージャーの充実 . . . P 95
 - 政策 2 - 3 会計基準の整備 改善 . . . P 99
 - 政策 2 - 4 公認会計士監査制度の整備・改善 . . . P 105
- 3 利用者保護に配慮した金融ルールの整備と適切な運用
 - 政策 3 - 1 金融分野における個人情報の保護 . . . P 111
 - 政策 3 - 2 預金者、保険契約者、投資者等の保護 . . . P 114

4	明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の徹底	
	政策4 - 1 透明・公正なルールの整備	・・・ P 1 1 9
	政策4 - 2 金融行政にかかる広報の充実	・・・ P 1 2 5
	政策4 - 3 検査マニュアルの整備・公表	・・・ P 1 3 4
	政策4 - 4 効率的で有効性の高い監督行政の実施	・・・ P 1 4 0
5	金融行政の専門性・先見性の向上と体制の整備	
	政策5 - 1 職員に対する専門的研修の実施	・・・ P 1 4 7
	政策5 - 2 行政実務に則した専門性の高い調査研究の 実施	・・・ P 1 5 1
	政策5 - 3 電子政府実現に向けた行政情報化の推進	・・・ P 1 5 9
6	外国金融当局との連携強化と国際的なルール策定への積極的 な貢献等	
	政策6 - 1 マネー・ローンダリング及びテロ資金対策の強化	・・・ P 1 6 4
	政策6 - 2 国際的な金融監督基準及び金融サービス貿易 のルール策定への積極的な貢献	・・・ P 1 7 0
	政策6 - 3 新興市場国の金融当局に対する技術支援及び 我が国との連携強化	・・・ P 1 8 2

実績評価の実施に当たって

1 金融庁における政策評価の取組み

金融庁においては、平成14年4月に施行された「行政機関が行う政策の評価に関する法律」の趣旨を踏まえ、政策評価の実施を通じて、

国民に対する金融行政の説明責任（アカウンタビリティ）を徹底すること

国民本位の効率的で質の高い金融行政を実現すること

国民的視点に立った成果重視の金融行政を実現すること

を目指しています。

これまで金融庁においては、政策評価に係る基本計画や実施計画などを策定の上、政策評価に鋭意取り組んでおり（参考資料1）、実績評価に関しては、昨年12月、平成13年度（13年7月～14年6月）を対象とする実績評価書を初めて作成・公表しました。今回は、これに引き続き、平成14年度（14年7月～15年6月）を対象とする実績評価を実施し、本評価書を公表するものです。

なお、こうした金融庁の政策評価の取組み状況については、インターネット等により公表しています。（<http://www.fsa.go.jp/seisaku/seisaku.html>）

2 実績評価の実施に当たって（実績評価書の記載内容）

平成14事務年度における実績評価の実施に当たっては、昨年に引き続き、法律において示されている政策や業務の必要性（目標の実現が、国民や社会ニーズに照らしてどのような意義を持つのか）、有効性（業務の実施が政策の達成に寄与しているか、期待される効果が得られているか）、効率性（業務に投入した資源量が目標の実現にとって効率的であったか）の観点から評価を行うこととしました。

（注）金融庁における「事務年度」とは7月から翌年6月までの期間です。

また、各政策の実績評価の記載に当たっては、政策の効果等について可能な限り定量的かつ客観的な記述となるよう努めつつ、以下の項目について説明を行いました。

政策の目標

年度当初に設定した政策目標の内容のほか、政策の意義や必要性などについて説明しました。

現状分析及び外部要因

経済社会情勢の分析や外部要因などについて、客観的な統計データを交えつつ説明しました。また、これまでの金融庁の取組みについても説明しました。

事務運営についての報告及び評価

平成14事務年度において政策の達成に向けて行った業務（取組み）内容を説明しました。また、業務内容の説明とは別に、可能な限り取組みの成果（アウトカム）につ

いて分析し、評価するよう努めました。なお、説明や分析に当たっては可能な限り客観的なデータを用いました。

今後の課題

当該政策についての今後の課題や取組み方針を説明しました。

当該政策に係る端的な結論

本政策評価が国民に分かりやすいものとなるよう、取組みの成果が上がっているかどうか、また今後の取組み方針について端的な結論を記載しました。

なお、端的な結論の記述に当たっては、以下の基本類型を参考にしつつ、各政策の状況を踏まえ必要に応じて補足説明を加えました。

当該政策に係る端的な結論の基本類型	
14 事務年度で政策の主な施策が終了するもの	政策は達成された。
	政策は達成されなかった。
15 事務年度以降も政策が継続するもの	現時点で成果の発現が予定されるもの
	政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。
	政策の達成に向けて成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。
現時点で成果の発現が予定されないもの	政策の達成に向けて成果は上がっておらず、取組みの見直し等を行う必要がある。
	現時点では成果の発現は予定されていないが、政策の達成に向け業務は適切に実施されており、引き続きこれまでの取組みを行う必要がある。
	現時点では成果の発現は予定されていないが、業務の実施状況や環境の変化等を踏まえ、取組みの充実や改善を行う必要がある。

学識経験を有する者の知見の活用

各政策の評価に当たり「政策評価に関する有識者会議」での意見を参考としました。なお、今後の政策評価に向けての意見についてはその旨を記載しました。

注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

評価に当たっての政策効果把握方法や評価に当たって使用した資料等を記載しました。

なお、政策評価の結果がより予算の作成に活用されるよう、実績評価書の公表を早期に行うこととしました。

3 政策評価に関する有識者会議メンバーによる意見

昨年に引き続き、有識者会議メンバーの方々（参考資料2）から、平成15年8月5日の「政策評価に関する有識者会議」をはじめ様々な機会に多くのご意見をいただき、実績評価書の作成に際し参考とさせていただきました。

また、有識者会議メンバーからのご意見のなかには、今後の評価のあり方と合わせ、金融行政のあり方に関わる意見も含め、主に以下のようなご意見をいただいております。今後の評価や金融行政に活かされるよう努めてまいります。

金融行政に関わる最近の事例のなかには、簡単には国民が理解しにくい問題もあるように思われる。金融庁の果たす説明責任は益々重要であり、しっかり取り組んでもらいたい。

政策目標として「利用者保護」が挙げられているが、ここでいう保護は自己責任を損ねるものではない。その点について理解を求めていくべきである。

今後の金融行政に当たっては、日本の金融業の収益力や国際競争力をいかに向上させるかという観点も含めて検討してもらいたい。

企業再生については、政府全体として現在様々な取組みが行われており、将来的にはそれらに対する評価も行っていく必要がある。

金融庁の行う行政処分については、事前防止、再発防止といった観点から活かされるべきである。

また、各政策の実績評価に関しても多くのご意見をいただき、評価の参考とさせていただきました。なお、各政策の今後の評価に向けての意見については、各政策の評価結果の「7. 学識経験を有する者の知見の活用」欄に記載しています。

(参考資料1) 金融庁における政策評価への取組み

	政府全体の動き	金融庁の動き
13年1月	<ul style="list-style-type: none"> 中央省庁等改革に合わせて政策評価制度導入 「政策評価に関する標準的ガイドライン（政策評価各府省連絡会議了承）」策定 	
3月		<ul style="list-style-type: none"> 「金融庁における政策評価の実施要領」策定（13年3月28日）
6月	<ul style="list-style-type: none"> 「行政機関が行う政策評価に関する法律」制定（13年法律第86号） 	
10月		<ul style="list-style-type: none"> 「平成13事務年度の政策評価の運営方針」策定（13年10月31日）
12月	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価に関する基本方針」制定（13年12月閣議決定） 	
14年4月	<ul style="list-style-type: none"> 「行政機関が行う政策評価に関する法律」施行（13年法律第86号） 	<ul style="list-style-type: none"> 「金融庁における政策評価に関する基本計画」策定（14年4月1日） 「事後評価の実施計画」（計画期間14年4月～6月末）策定（14年4月1日）
8月		<ul style="list-style-type: none"> 「事後評価の実施計画」（計画期間14年7月～15年6月末）策定（14年8月6日）
12月		<ul style="list-style-type: none"> 政策評価（平成13事務年度の実績評価）を実施、評価結果の公表（14年12月26日）
15年4月		<ul style="list-style-type: none"> 「平成13年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（15年4月17日）
6月	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（15年6月国会報告） 	
7月		<ul style="list-style-type: none"> 「平成15年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間15年7月～16年6月末）策定（15年7月1日）

(参考資料 2)

政策評価に関する有識者会議メンバー

平成 15 年 8 月 1 日現在

	翁	百 合	(株)日本総合研究所主席研究員
座 長	片 田	哲 也	(株)小松製作所相談役特別顧問
	神 作	裕 之	学習院大学法学部教授
	関	哲 夫	新日本製鐵(株)常任顧問
	田 辺	国 昭	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	富 田	俊 基	(株)野村総合研究所研究理事
	吉 野	直 行	慶應義塾大学経済学部教授

(計 7 名)

(敬称略・五十音順)

各政策の評価結果

政策 1 - 1

1. 政策名

不良債権処理の着実な実施

2. 政策の目標

(目標)

金融システムの健全化に向けて、不良債権処理を引き続き着実に実施するため、平成14年4月に公表した「より強固な金融システムの構築に向けた施策」等を踏まえ、市場規律と厳格な資産査定の下、信託を含むRCC¹の機能の積極的な活用を図りつつ、不良債権の最終処理を具体的目標(原則1年以内に5割、2年以内に8割目処)に沿って確実に進めるための所要の措置を講ずる。

(業績指標) 各種施策の実施状況等

(説明)

当庁においては、金融機関の抱える不良債権の最終処理を促す観点から、不良債権の洗い出し、不良債権処理の促進、RCC機能の拡充等の取組みを行ってきています。これは、不良債権の最終処理が、金融機関の収益力の改善や、貸出先企業の経営資源の有効利用などを通じて、新たな成長分野への資金や資源の移動を促すことにつながるものであるからです。

また、上記目標に明記されていませんが、平成14年10月に公表された「改革加速のための総合対応策」においては、金融・経済情勢の不確実性の高まりを踏まえ、不良債権処理を加速することにより、金融仲介機能の速やかな回復を図るとともに、資源の新たな成長分野への円滑な移行を可能にし、金融及び産業の早期再生を図るための取組みを強化することとされました。

当庁では、これに対応し、「金融再生プログラム」²の取りまとめなどを行いました。

3. 現状分析及び外部要因

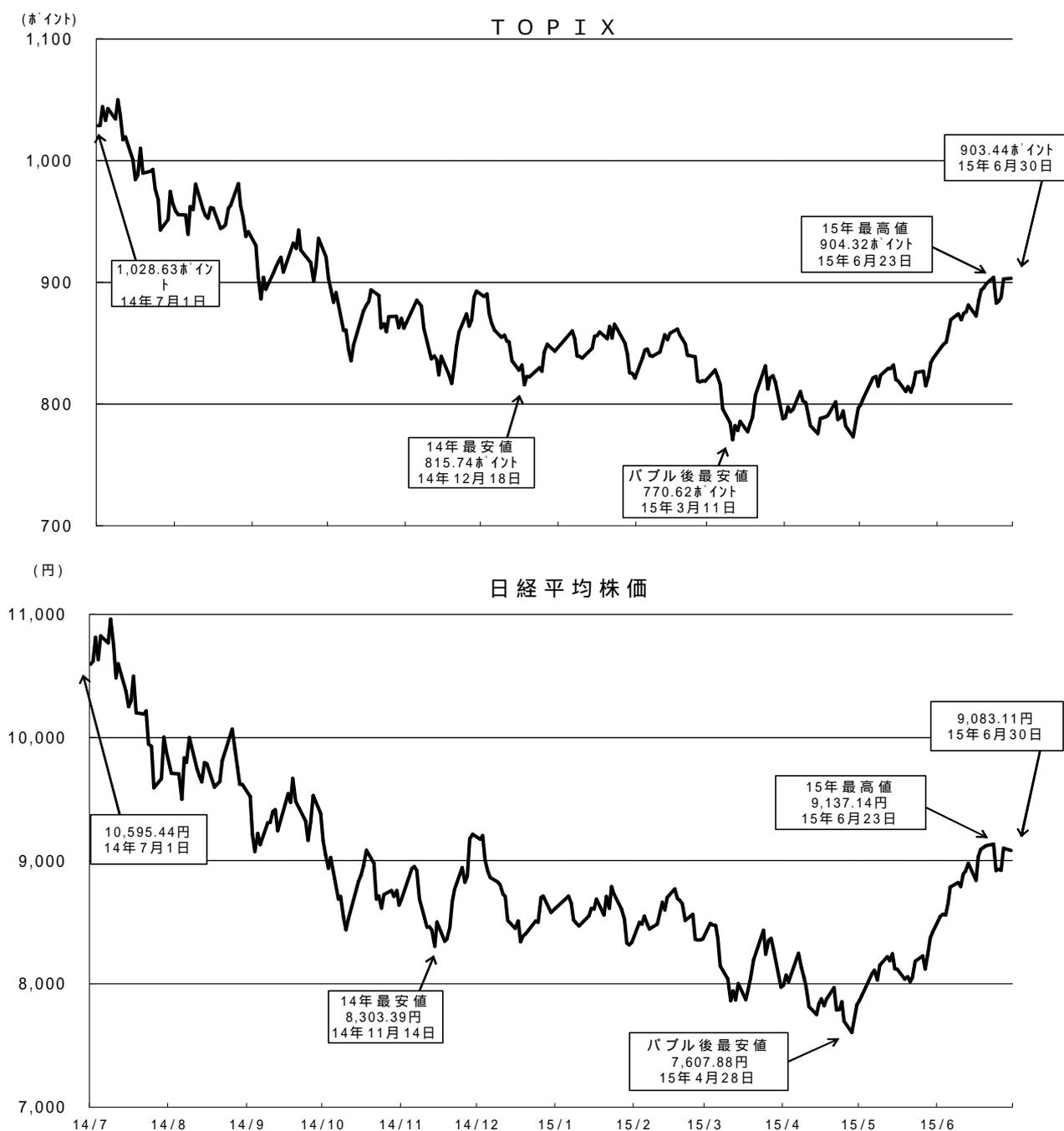
我が国の経済情勢を見ると、依然としてデフレや資産価格の下落が続いています。デフレは企業の実質債務負担を増加させ、地価の下落は担保価値を引き下げ、金融機関の経営環境を厳しいものとしています。

¹ 株式会社 整理回収機構 (The Resolution and Collection Corporation (略称: RCC) (<http://www.kaisyukikou.co.jp/>)

² <http://www.fsa.go.jp/news/newsj/14/ginkou/f-20021031-1.pdf>

デフレと不良債権問題との間には相互関係があり、集中調整期間³の後にデフレを克服するためにも、金融再生プログラム等の着実な実施による、より強固な金融システムの構築が必要です。

【資料 1 - 1 - 1 株式市況の動向】



³集中調整期間は、中期的に民間需要主導の成長を実現するための重要な準備期間（2004年度まで）。

【資料 1 - 1 - 2 国内総支出等の推移】

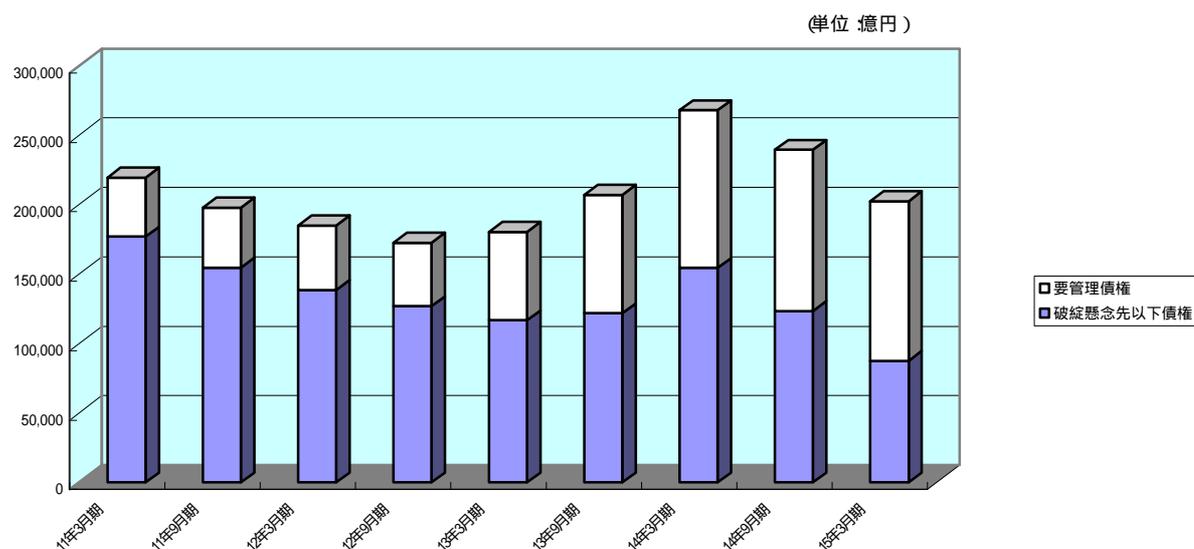
	14年4 - 6月	7 - 9月	10 - 12月	15年1 - 3月
実質国内総支出 (%)	1.3	0.6	0.4	0.1
名目国内総支出 (%)	0	0.2	0.5	0.4
企業収益 (%) (経常利益、全規模)	16.8	20.5	22.7	10
企業倒産件数 (件)	4780	4763	4,586	4,458
完全失業率 (%)	5.3	5.4	5.4	5.4
国内企業物価 (%)	1.2	1.9	1.3	0.8
消費者物価 (%)	0.9	0.8	0.5	0.2

全国市街地価格指数 (平成12年3月末 = 100)	13年9月	14年3月	14年9月	15年3月
住宅地	93.9	91.7	89.5	87.3
商業地	86.1	81.8	77.6	73.6

(注) 実質国内総支出及び名目国内総支出は季節調整済前期比。経常利益、国内卸売物価及び消費者物価は前年同期比。また消費者物価は生鮮食品を除く総合を記載。

出所：全国市街地価格指数については、(財)日本不動産研究所、その他は内閣府「月例経済報告関係資料」

【資料 1 - 1 - 3 主要行の金融再生法開示債権の推移】



4. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

平成 14 事務年度における本政策目標に関する事務運営の状況は以下のとおりです。

不良債権の最終処理

主要行の破綻懸念先以下の債権（新規発生分）については、3 年以内にオフバランス化⁴につながる措置を講ずるという枠組みの中で、オフバランス化を一層加速するため、原則 1 年以内に 5 割、2 年以内にその大半（8 割目途）について所要の措置を講ずるとの具体的な目標を設定しています。

当庁においては、その進捗状況について、オフバランス化の類型ごとの状況について定期的にヒアリングを実施するなど、具体的処理目標に沿った取組みが行われるよう、フォローアップを行っています。

金融再生プログラム

日本の金融システムと金融行政に対する信頼を回復し、世界から評価される金融市場を作るためには、まず、主要行の不良債権問題を解決する必要があります。そこで、平成 16 年度末までに主要行の不良債権比率を現状の半分程度に低下させ、問題の正常化を図るとともに、構造改革を支えるより強固な金融システムの構築を目指し、主要行の資産査定を厳格化、自己資本の充実、ガバナンスの強化などの点について行政を強化することとしました。

こうした観点から、平成 14 年 10 月に取りまとめた「金融再生プログラム」について、同年 11 月に公表した作業工程表⁵に基づき、着実に推進しています。その具体的な実施状況は別表 1 のとおりです。

リレーションシップバンキングの機能強化

中小・地域金融機関は、主要行とは異なる特性を有するので、不良債権問題の対応にあたっては、リレーションシップバンキングの機能を強化し、中小企業の再生と地域経済の活性化を図るための各種の取組みを進めることによって、不良債権問題も同時に解決していくことが適当であることから、「リレーションシップバンキング」のあり方⁶を金融審議会において多面的な尺度から検討した上で、アクション

⁴ オフバランス化とは、債権放棄などにより貸借対照表（バランスシート）上の不良債権を落とすことをいう。

⁵ <http://www.fsa.go.jp/news/newsj/14/ginkou/f-20021129-1.pdf>

⁶ <http://www.fsa.go.jp/news/newsj/14/singi/f-20030327-1.pdf>

プログラム⁷を策定し、同プログラムに盛り込まれた措置を着実に推進しています。その具体的な実施状況は別表2のとおりです。

(2) 評価

不良債権の状況

平成15年3月期の全国銀行の金融再生法開示債権残高は35.3兆円と、14年3月期に比べ7.9兆円減少しました。また、主要行の金融再生法開示債権残高は20.2兆円と、14年3月期に比べ、6.5兆円減少しました。

これは、債務者の業況悪化に伴う新規発生等の一方で、オフバランス化が進展したこと等によるものです。

【資料1 - 1 - 4 15年3月期における金融再生法開示債権の増減要因】

金融再生法開示債権	(単位：兆円)	
	全国銀行	主要行(注)
金融再生法開示債権	7.9	6.5
うち 要管理債権	+0.1	+0.2
[増減要因] 債務者の業況悪化等	+4.1	+2.9
危険債権以下からの上方遷移	+1.5	+1.4
健全債権化	2.3	1.5
危険債権以下への下方遷移	3.1	1.9
その他	0.1	0.6
うち 危険債権・破産更生等債権	8.0	6.7
[増減要因] オフバランス化	15.1	10.8
債務者の業況悪化等	+6.7	+3.7
特別検査の影響	+0.4	+0.4

(注) 主要行は、新生銀行、あおぞら銀行を除く11行ベース。

不良債権の最終処理

平成15年3月期における主要行の破綻懸念先以下債権の処理状況をみると、別表3にみられるとおり、目標に沿ったオフバランス化が進められています。

こうしたオフバランス化の進展により、金融再生法開示債権でみる主要行の不良債権比率は14年3月期の8.4%から15年3月期には7.2%に低下しています。平成14年10月には金融再生プログラムが策定され、「平成16年度末までに主要行の不

⁷ <http://www.fsa.go.jp/news/newsj/14/ginkou/f-20030328-2.html>

良債権比率を現状の半分程度に低下」という目標が定められましたが、平成 14 年下期には不良債権比率は 0.9%低下しており、不良債権処理が進捗しています。

RCC の機能の活用

金融機関の不良債権の迅速なオフバランス化の確実な実現を図るために RCC の機能を活用していますが、その実績は、以下のとおりです。

ア．改正金融再生法施行後の平成 14 年 7 月から 15 年 6 月末までの間における、RCC による不良債権買取の実績は 1 兆 9,690 億円（元本ベース）と法改正前の約 5 倍のペースに拡大しました。

イ．平成 14 年 11 月に取り扱いを開始した「中小企業再生型信託スキーム」⁸の利用実績は、15 年 6 月末までで 175 件となっています。

ウ．金融機関と共同して、企業グループの再生を図るために、再建計画を検証した上で不振子会社向け債権等の買取りなどを行う「RCC 企業再編ファンド」等を設立しました。

エ．平成 15 年 3 月に、RCC の保有する債権のバルクセールを行い、債権元本で 2,638 億円を売却し、さらに、同年 6 月には、証券化を目的として、金融機関等の保有する債権とともに RCC の保有する債権 1,942 億円を SPC⁹ に売却しました。

5．今後の課題

デフレの継続等、厳しい経済環境が続いていますが、日本の金融システムと金融行政に対する信頼を回復し、世界から評価される金融市場を作るために、主要行の不良債権問題を正常化させる必要があります。このため、金融再生プログラムに盛り込まれた措置を着実に実行するとともに、RCC の機能の一層の活用や、産業再生機構との連携など、企業再生に向けた取組みを推し進める必要があります。

なお、中小・地域金融機関の不良債権問題については、リレーションシップバンキン

⁸ 「中小企業再生型信託スキーム」とは、RCC の信託機能等を活用し、再生可能性のある中小企業等の不良債権を RCC に信託し、RCC が企業再生のための助言等を行うとともに、再建計画の進捗状況を確認することを通じ、その再生をサポートするスキーム、又は、RCC の信託・買取機能等を活用し、再生可能性のある中小企業等の不良債権を RCC に集約、RCC が再建計画に積極的に関与することにより、その再生をサポートするスキームをいう。

(http://www.fsa.go.jp/news/14_news.html (平成 14 年 11 月 22 日公表))

⁹ 特定目的会社 (Special Purpose Company (略称: SPC))

グの機能強化に関するアクションプログラムを着実に実施するなかで、中小企業の再生と地域経済の活性化を図り、不良債権問題も同時に解決していく必要があります。

6．当該政策に係る端的な結論

前述4.(2)のとおり、政策の達成に向けて成果が上がっています。デフレの継続等、厳しい経済環境の下で、今後、金融再生プログラムに盛り込まれた措置を着実に実行する等の対応が必要です。

7．学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

8．注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、「主要行の平成14年度決算について」等、下記に掲げる資料を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 「主要行の平成14年度決算について」(平成15年5月26日)
- ・ 「不良債権の状況等」(平成14年8月2日、平成15年2月7日、平成15年8月1日)
- ・ 「主要行に対する特別検査の結果について」(平成15年4月25日)
- ・ 「主要行における自己査定と検査結果との格差について」(平成14年11月8日)
- ・ 各金融機関の決算関係資料 等

9．担当部局

総務企画局信用課信用機構室、検査局総務課、監督局総務課、総務課協同組織金融室、総務課金融危機対応室、銀行第1課、銀行第2課

「金融再生プログラム」の実施状況

別表1

平成15年6月30日現在

項目	実施状況
1. 新しい金融システムの枠組み	
(1) 安心できる金融システムの構築	
(ア) 国民のための金融行政	
(イ) 決済機能の安定確保	「預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律」を公布(12月18日)。
(ウ) モニタリング体制の整備	「金融問題タスクフォース」を設置(12月27日)。これまでに8回開催。
(2) 中小企業貸出に対する十分な配慮	
(ア) 中小企業貸出に関する担い手の拡充	・銀行免許認可の迅速化について直ちに対応。 ・中小企業貸出信託会社について検討中。あわせて、信託業について、金融審議会の「信託に関するワーキンググループ」において検討中。
(イ) 中小企業再生をサポートする仕組みの整備	RCCにおいて、中小企業再生型信託スキームを創設(11月22日)。
(ウ) 中小企業貸出計画未達先に対する業務改善命令の発出	平成14年度健全化計画から適用。
(エ) 中小企業の実態を反映した検査の確保	・「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」等で得た情報を活用し、中小企業の経営実態に応じた検査を実施。 ・検査マニュアル別冊(中小企業融資編)に関する説明会等の集中的実施。
(オ) 中小企業金融に関するモニタリング体制の整備	
「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」の創設	・金融庁(10月25日)・財務局等(11月1日)に開設。PR用チラシを地方自治体、商工会・商工会議所等に配付。 ・15年3月末現在の受付情報件数を公表(4月21日)。
「貸し渋り・貸し剥がし検査」の実施	・ホットラインで得た情報を整理・分析し、検査・監督で活用。 ・監督上必要と認められるものについては、その金融機関に対して報告を徴求するほか、必要があれば検査を実施し、適切な行政処分。
(3) 平成16年度に向けた不良債権問題の終結	
(ア) 政府と日銀が一体となった支援体制の整備	
日銀特融による流動性対策	必要な場合には、直ちに対応。
預金保険法に基づく公的資金の投入	必要な場合には、直ちに対応。
検査官の常駐的派遣	「『特別支援金融機関』に対する経営監視について」を公表(4月4日)。
(イ) 「特別支援金融機関」における経営改革	
経営者責任の明確化	厳しく対応する方針。
適切な管理方法(「新勘定」、「再生勘定」)	「管理会計上の勘定分離の仕組みの整理について」を公表(4月4日)。
事業計画のモニタリング	「金融問題タスクフォース」を設置(12月27日)。
(ウ) 新しい公的資金制度の創設	金融審議会に「公的資金制度に関するワーキンググループ」を設置(12月19日)。これまでに11回開催。

項 目	実施状況
2．新しい企業再生の枠組み	
(1) 「特別支援」を介した企業再生	
(ア) 貸出債権のオフバランス化推進	的確に対応。財政的措置については、RCCによる53条買取に係る収支状況を見極めながら検討。
(イ) 時価の参考情報としての自己査定を活用	預保・RCCにおいて、「金融再生法第53条買取りに際しての時価についての考え方」を公表(12月20日)。
(ウ) DIPファイナンスへの保証制度	「中小企業信用保険法の一部を改正する法律」を施行(12月16日)。
(2) RCCの一層の活用と企業再生	
(ア) 企業再生機能の強化	RCCにおいて、「RCCの企業再生機能の強化について」を公表(11月22日)。
(イ) 企業再生ファンド等との連携強化	預保・RCCにおいて、「保有債権の流動化・証券化についての基本的な考え方」を公表(12月20日)。
(ウ) 貸出債権取引市場の創設	全国銀行協会において、「貸出債権市場協議会報告書」を公表(3月28日)。
(エ) 証券化機能の拡充	預保・RCCにおいて、「保有債権の流動化・証券化についての基本的な考え方」を公表(12月20日)。
(3) 企業再生のための環境整備	
(ア) 企業再生に資する支援環境の整備	・産業再生・雇用対策戦略本部で関係府省に要請(11月12日)。
(イ) 過剰供給問題等への対応	・経済産業省において、「早期事業再生ガイドライン」を公表(2月26日)。
(ウ) 早期事業再生ガイドラインの策定	・「産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律」を施行(4月9日)。
(エ) 株式の価格変動リスクへの対処	
(オ) 一層の金融緩和の期待	
(4) 企業と産業の再生のための新たな仕組み	・産業再生・雇用対策戦略本部において、「企業・産業再生に関する基本指針」を決定(12月19日)。
	・「株式会社産業再生機構法」を公布(4月9日)。同機構設立(4月16日)。
3．新しい金融行政の枠組み	
(1) 資産査定の厳格化	
(ア) 資産査定に関する基準の見直し 引当に関するDCF的手法の採用	・日本公認会計士協会において、「銀行等金融機関において貸倒引当金の計上方法としてキャッシュ・フロー見積法(DCF法)が採用されている場合の監査上の留意事項」を公表(2月25日)。
(イ) 引当金算定における期間の見直し	・日本公認会計士協会において、「銀行等金融機関の正常先債権及び要注意先債権の貸倒実績率又は倒産確率に基づく貸倒引当金の計上における一定期間に関する検討」を公表(2月25日)。
(ウ) 大口債務者に対する銀行間の債務者区分の統一	平成15年1月よりスタートする検査から適用。
(エ) デット・エクィティ・スワップの時価評価	取引の時期を問わず、時価評価を適用することを主要行(11月11日)、日本公認会計士協会(11月12日)に要請。

項 目	実施状況
再建計画の厳格な検証	「再建計画検証チーム」を設置（12月24日）し、平成15年1月以降の検査において検証。
担保評価の厳正な検証	主要行に法定鑑定評価の運用の強化と法定鑑定の明確化および自行評価（子会社評価を含む）の運用の強化を要請（3月14日）。
(イ) 特別検査の再実施	「特別検査等の実施結果について」を公表(4月25日)。
(ウ) 自己査定と金融庁検査の格差公表	主要行の自己査定と検査結果の格差を公表(11月8日)。
(エ) 自己査定の是正不備に対する行政処分の強化	事務ガイドラインの改正を公表（12月10日）。
(オ) 財務諸表の正確性に関する経営者による宣言	金融審議会の報告（12月16日）を踏まえ、一般上場企業等を対象として内閣府令を改正、主要行に平成15年3月期決算からの実施を要請（3月31日）。
(2) 自己資本の充実	
(ア) 自己資本を強化するための税制改正 引当金に関する新たな無税償却制度の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・関係府省に要望（11月7日）。 ・平成15年度与党税制改正大綱において、「繰延税金資産の取扱いをはじめ、金融行政、企業会計制度を含む全体としての対応策とあわせ、税制上の措置についても検討を続ける」とされた（12月13日）。
繰戻還付金制度の凍結措置解除	
欠損金の繰越控除期間の延長検討	
(イ) 繰延税金資産に関する算入の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・厳正な評価について主要行に要請（11月11日）。 ・金融審議会の「自己資本比率規制に関するワーキンググループ」において検討中。これまでに7回開催。
(ウ) 繰延税金資産の合理性の確認	日本公認会計士協会において、会長通牒「主要行の監査に対する監査人の厳正な対応について」を公表(2月25日)。
(エ) 債務者に対する第三者割当増資部分の検討	事務ガイドラインの改正を公表(2月21日)。
(オ) 銀行の自己資本のあり方に関する考え方の整理	金融審議会の「自己資本比率規制に関するワーキンググループ」において検討中。これまでに7回開催。
(カ) 自己資本比率に関する外部監査の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・主要行等に対して、平成15年3月期末より、自己資本比率の算定に関し、外部監査を受けることを要請(4月4日)。銀行法施行規則等を改正(4月14日)。 ・日本公認会計士協会において、業種別監査委員会報告「自己資本比率算定に関する外部監査を「金融機関の内部管理体制に対する外部監査に関する実務指針」に基づき実施する場合の当面の取扱いについて」を公表(4月15日)
(3) ガバナンスの強化	
(ア) 外部監査人の機能	<ul style="list-style-type: none"> ・日本公認会計士協会に要請（11月12日）。 ・日本公認会計士協会において、会長通牒「主要行の監査に対する監査人の厳正な対応について」を公表(2月25日)。
(イ) 優先株の普通株への転換	「公的資本増強行（主要行）に対するガバナンスの強化について」を公表（4月4日）。
(ウ) 健全化計画未達先に対する業務改善命令の発出	
(エ) 早期是正措置の厳格化	事務ガイドラインの改正を公表（12月10日）。
(オ) 「早期警戒制度」の活用	事務ガイドラインの改正を公表（12月10日）。
4. 今後の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・金融審議会において、報告書「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」を公表(3月27日)。 ・「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」を公表（3月28日）。

「リレーションシップバンキングの機能強化に向けたアクションプログラム」の進捗状況

平成15年7月25日現在

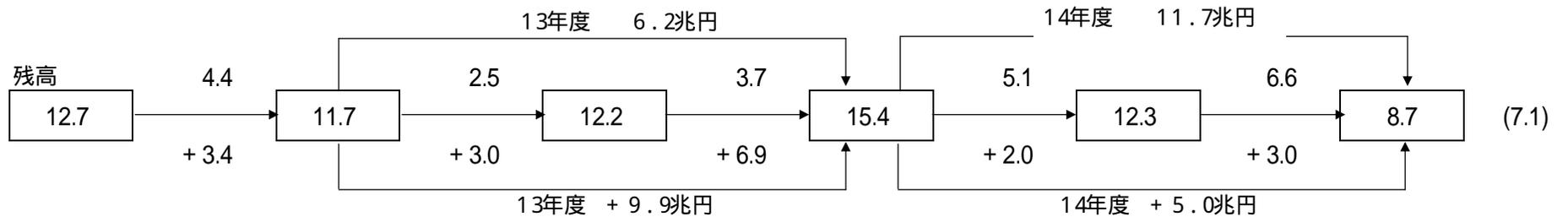
項目	詳細・進捗状況
中小企業金融の再生に向けた取組み	
1. 創業・新事業支援機能等の強化 (1) 融資審査態勢の強化	各金融機関に要請(3月28日)
(2) 「目利き研修」の集中的実施	各業界団体に要請(3月28日)
(3) 産学官のネットワーク構築・活用等(「産業クラスターサポート会議」の立上げ)	・各金融機関に要請(3月28日) ・産業クラスターサポート金融会議の実施方法等について、各財務局に指示(4月28日)。 ・近畿財務局で全国初の会議開催(5月21日)後、6月12日までに全財務局において開催。
(4) ベンチャー企業育成支援のための日本政策投資銀行等との連携強化	・各金融機関に要請(3月28日)
(5) 中小企業支援センターの活用	・各金融機関に要請(3月28日) ・中小企業支援センターと地域金融機関の連携・活用事例等を各財務局を通じ、各金融機関へ情報提供(4月28日)
2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化	
(1) 経営情報やビジネスマッチング情報を提供する仕組みの整備	各金融機関及び各業界団体に要請(3月28日)
(2) 取引先企業への支援業務にかかる銀行法等における具体的な考え方の整理・公表	事務ガイドラインを改正・公表(6月30日)
(3) 要注意先債権等の健全化等の取組強化及び実績の公表	各金融機関に要請(3月28日)
(4) 中小企業等支援スキル向上研修プログラムの実施	各金融機関に要請(3月28日)
(5) 中小企業等の財務・経営管理能力の向上を支援する「地域金融人材育成システム開発プログラム」等への協力	各金融要請に要請(3月28日)
3. 早期事業再生に向けた積極的取組み	
(1) 中小企業の過剰債務構造の解消、迅速再生を図るための取組み	各金融機関に要請(3月28日)
(2) 地域の中小企業を対象とした企業再生ファンドの組成	各金融機関に要請(3月28日)
(3) デット・エクティ・スワップ、DIPファイナンス等の積極的活用	各金融機関に要請(3月28日)
(4) 「中小企業再生型信託スキーム」等、RCCの信託機能の積極的活用	各金融機関に要請(3月28日)
(5) 産業再生機構の活用についての検討要請	各金融機関に要請(3月28日)
(6) 中小企業再生支援協議会への協力とその機能の積極的な活用	各金融機関に要請(3月28日)
(7) 企業再生支援に関する人材(ターンアラウンド・スペシャリスト)の育成を目的とした研修プログラムの集中的な実施	各業界団体に要請(3月28日)
4. 新しい中小企業金融への取組の強化	
(1) 担保・保証に過度に依存しない融資促進のため、ローンレビューの徹底、財務制限条項やスコアリングモデルの活用等、過度な第三者保証利用の抑制	説明態勢及び相談苦情処理機能に関する事務ガイドラインの策定・公表(7月目途)

項 目	詳細・進捗状況
(2) 金融庁に研究会を設け、担保・保証に過度に依存しない新たな中小企業金融に向けて、法制上、会計上の視点等から具体的に検討し、モデル取引事例に関する考え方を作成・公表各業界団体に対し、その具体化に向けた事務レベルの検討を要請	「新しい中小企業の法務に関する研究会報告書」において中小企業の財務再構築に関する基本的考え方の明示（7月16日）
(3) 証券化等に対する積極的な取り組み	各金融機関及び政府系金融機関等に要請（3月28日）
(4) 財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資プログラムの整備	各金融機関に要請（3月28日）
(5) 信用リスクデータベースの整備・充実及びその活用	各金融機関に要請（3月28日）
(6) 個別の協同組織金融機関のリスクを調整・吸収するための仕組みの検討	協同組織中央機関に要請（3月28日）
5. 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化 (1) 貸付契約、保証契約の内容等重要事項に関する債務者への説明態勢の整備に対する監督のあり方の明示	「新しい中小企業の法務に関する研究会」の報告書を踏まえ、事務ガイドラインを策定・公表（7月目途）
(2) 「地域金融円滑化会議」の設置及び四半期毎の開催	実施要領について各財務局に指示（5月27日）。岡山財務事務所で全国初の会議開催（6月12日）後、6月末までに全都道府県で会議立上げ
(3) 相談・苦情処理機能の強化等	説明態勢及び相談苦情処理機能に関する事務ガイドラインの策定・公表
6. 進捗状況の公表 上記施策の進捗状況にかかる公表及び取りまとめ	各金融機関及び各業界団体に要請（3月28日）
各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取り組み 1. 資産査定、信用リスク管理の厳格化 (1) 各金融機関の資産査定の厳格化及び適切な償却・引当確保	
自己査定と金融庁検査の格差是正（適切な自己査定及び償却・引当の実施）	各金融機関に要請（3月28日）
担保評価の厳正な検証	各金融機関に要請（3月28日）
協同組織金融機関における金融再生法開示債権の保全状況の開示	各金融機関に要請（3月28日）
(2) 早期警戒制度に大口与信等に関する「信用リスク改善措置」の導入	事務ガイドラインを改正・公表（6月30日）
2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上 (1) 各金融機関の収益管理態勢の整備状況に関する重点的モニタリング	業務再構築ヒアリング等の内容の充実について、財務局に徹底
(2) リスクに見合う金利設定を行っていくための体制整備	・各金融機関に要請（3月28日） ・業務再構築ヒアリング等の内容の充実について、財務局に徹底
(3) 金融機関の経営の合理化促進に向けた、事務のアウトソーシング、余剰資産の有効活用等に関する取扱いの明確化	事務ガイドラインを改正・公表（6月30日）

項目	詳細・進捗状況
3.ガバナンスの強化 (1) 株式会社非公開銀行に関する、公開銀行と同様の開示の体制整備・実施	株式会社非公開銀行に対し要請（3月28日）
(2) 協同組織金融機関におけるガバナンスの向上	
各金融機関への半期開示の実施	各金融機関に要請（3月28日）
外部監査の実施対象の拡大等	検討中
総代会の機能強化に向けた取組み	各業界団体に要請（3月28日）
協同組織中央機関による、個別金融機関に対する経営モニタリング、経営相談・指導機能の充実	協同組織中央機関に要請（3月28日）
(3) 経営（マネジメント）の質に関するモニタリングの強化	直ちに実施。評価方法等の整備について今年度中に策定することとしている「総合的な監督指針」の一環として検討中
4. 地域貢献に関する情報開示等	
(1) 各業界団体における地域貢献に関するディスクロージャーのあり方の検討・公表 上記検討結果を踏まえた各金融機関における情報開示の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・各業界団体に要請（3月28日） ・地域貢献に関するディスクロージャーのあり方について各業界団体が公表 地銀 7月17日 第二地銀 6月20日 信金 7月25日 信組 7月目途
(2) 中小・地域金融機関の利用者に対する情報提供の充実	具体的な実施方法等について検討中
(3) 中小・地域金融機関の利用者等の評価に関するアンケート調査	具体的な実施方法等について検討中
5. 法令等遵守（コンプライアンス）	
不祥事事件等に関するコンプライアンス態勢について、業務改善命令等、監督上の措置の厳正な運用	厳正な運用について、各財務局に徹底
6. 地域の金融システムの安定性確保	
(1) システムリスクが発生するおそれが生じた場合の「特別支援」の枠組みを即時適用	必要な場合には、直ちに対応
(2) 協同組織中央機関における、個別金融機関の経営基盤強化に向けた取組みの強化	協同組織中央機関に要請（3月28日）
(3) 公的資本増強行に対する監督上の措置等に関する運用ガイドラインの整備	「公的資金による資本増強行（地域銀行等）に対するガバナンスの強化について」を策定・公表（6月30日）
7. 監督、検査体制	
(1) 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の策定	今年度中を目途とした策定に向けて検討中
(2) 検査マニュアル別冊（中小企業融資編）の周知徹底及び改訂	<ul style="list-style-type: none"> ・周知徹底に向けた説明会の実施等 ・改訂に向けて作業中
アクションプログラムの推進体制	
1. 「リレーションシップバンキングの機能強化計画」の提出、同計画の実施状況についてフォローアップの実施等	<ul style="list-style-type: none"> ・機能強化計画の記載要領を各財務局に通知（6月20日）し、各金融機関に説明（6月下旬） ・機能強化計画の提出について、財務局から銀行法第24条に基づく報告徴求（6月下旬）
2. 「集中改善期間」における上記施策の進捗状況及び金融機関の取組み実績の公表	具体的な方法等について検討中
3. アクションプログラムの着実な実施に向けた金融庁における体制整備	具体的な体制整備等について検討中

主要行の破綻懸念先以下債権の状況 (兆円、%)

12年 9月期	13年 3月期	13年 9月期	14年 3月期	14年 9月期	15年 3月期	要処理額
12.7 (15/3までに処理)	8.3 (34.9%)	6.6 (48.1%)	4.7 (63.3%)	3.4 (73.4%)	1.2 (90.8%)	(0.5) (96.1%)
(新規発生) (16/3までに処理)	3.4	2.6 (24.0%)	1.9 (45.3%)	1.2 (63.6%)	0.6 (82.1%)	(0.5) (85.7%)
	(新規発生) (17/3までに処理)	3.0	2.0 (33.5%)	1.5 (51.6%)	0.8 (74.7%)	(0.5) (82.5%)
		(新規発生) (17/3までに処理)	6.9	4.3 (38.5%)	2.1 (69.0%)	(1.8) (73.8%)
			(新規発生) (18/3までに処理)	2.0	1.0 (48.4%)	(0.8) (60.1%)
				(新規発生) (18/3までに処理)	3.0	(3.0)



(注) 要処理額は、オフバランス化につながる措置を講じた債権残高を除いた額。

政策 1 - 2

1. 政策名

金融機関の健全性確保に向けた適切な対応

2. 政策の目標

(目標)

金融機関の健全性の確保を通じて、揺るぎない金融システム等の構築及び預金者等の保護等を図るため、適時・適切な早期是正措置の発動等を行う。

また、公的資金による資本注入を受けた銀行について経営健全化計画のフォローアップを行う。

さらに、主として地域金融機関を念頭において、収益性・健全性の更なる強化等を図るための有効な手段である合併等を円滑化する施策を早急に取りまとめる。

(業績指標) 早期是正措置等の発動状況等

(説明)

(1) 早期是正措置等

預金取扱金融機関

平成 10 年 4 月に導入された早期是正措置は、自己資本比率という客観的な基準に基づき、予め定めた是正措置命令を発動するものです。

これにより、

- ・ 金融機関の経営状況を客観的な指標で捉え、適時に是正措置を講じることにより、金融機関経営の健全性確保と経営破綻の未然防止を図ること
- ・ 是正措置の発動ルールを明確化することにより、行政の透明性確保にも資すること
- ・ 結果として、金融機関が破綻した場合の破綻処理コストの抑制につながる事などが期待されます。

早期是正措置の発動基準となる自己資本比率は、資本勘定(資本金、法定準備金、剰余金等)等の自己資本を分子とし、リスクアセット(資産の種類に応じたリスクの割合を基礎として計算されたリスク資産額の合計額)を分母として算出されます。自己資本は、金融機関が抱える様々なリスクを吸収するための財務基盤であり、各金融機関が内外の金融市場において預金者や投資家からの信認を確保していく上

で重要です。

$$\text{(算出式) 自己資本比率} = \frac{\text{自己資本額 (資本金等)}}{\text{リスクアセット (資産の種類に応じたリスクの割合を基礎として計算されたリスク資産額の合計額)}}$$

早期是正措置の措置区分は、自己資本比率の状況に応じて定められており、現在では4区分となっています。

また、早期是正措置の発動基準については、国際基準¹、国内基準に関わらず、連結ベース及び銀行単体ベースのいずれかがの自己資本比率の基準を下回った場合に発動することとなっています。

【資料1 - 2 - 1 早期是正措置の概要】

	自己資本比率		措置の内容
	国際基準行	国内基準行	
第1区分	8%未満	4%未満	経営改善計画(原則として資本増強に係る措置を含む)の提出・実施命令
第2区分	4%未満	2%未満	資本増強に係る合理的と認められる計画の提出・実施、配当・役員賞与の禁止又は抑制、総資産の圧縮又は抑制等
第2区分の2	2%未満	1%未満	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上、当該選択に係る措置を実施
第3区分	0%未満	0%未満	業務の全部又は一部の停止命令

証券会社

証券会社の財務の健全性を示す指標として、自己資本規制比率があります。具体的には、資本金や準備金その他の自己資本から、固定資産その他の直ちに流動化できない資産を控除したものを分子とし、各種のリスク相当額の合計値を分母として算出されます。この自己資本規制は、有価証券等の売買を頻繁に行うという証券会社の業務の性質を踏まえ、証券取引における円滑かつ確実な決済等を確保するため、証券会社の業務に伴うリスクを総合的に把握し、保有有価証券等の価格変動リスクをはじめとする各種のリスクが顕在化した際にも、それに伴う損失に十分耐えるだけの流動的な資産を保持させることを目的としています。

¹ 国際基準とは、海外営業拠点を有する銀行の自己資本比率基準を、国内基準とは、海外営業拠点を有しない銀行の自己資本比率基準をいう。

$$\text{(算出式) 自己資本規制比率} = \frac{\text{固定化されていない自己資本の額}}{\text{リスク相当額}}$$

【資料 1 - 2 - 2 自己資本規制比率】

自己資本規制比率	証券会社の対応	監督当局の対応
140%未満 ~ 120%以上	140%を下回った都度、以下の書類を内閣総理大臣へ届出 ・自己資本規制比率に関する届出書 ・自己資本規制比率の状況を維持するために自らとるべき具体的措置に関する計画書	
120%未満 ~ 100%以上	120%を下回った都度、以下の書類を内閣総理大臣へ届出 ・自己資本規制比率に関する届出書 ・自己資本規制比率の状況を回復させるために自らとるべき具体的措置に関する計画書	公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、業務の方法の変更を命じ、財産の供託その他監督上必要な事項を命ずることができる。
100%未満	同上	公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、3月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。 業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、その日から3月を経過した日における自己資本規制比率が引き続き100%を下回り、かつ、自己資本規制比率の状況が回復する見込みがないと認められるときは、登録を取り消すことができる。

保険会社

保険会社の経営の健全性を判断するための基準として、ソルベンシー・マージン比率があります。具体的には、保険リスク、予定利率リスク、資産運用リスク、経営管理リスクに関し、通常の予測を超えるリスクとして一定の仮定の下で算定した額を分母とし、基金(資本金)、価格変動準備金、危険準備金(生保)、異常危険準備金(損保)、一般貸倒引当金等のリスクに対応することが可能なバッファ(ソルベンシ・マージン)を分子として、その比率を求めるものです。このソルベンシー・マージン比率に基づく早期是正措置は、保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況に応じて、経営改善への取組みを適時に促すことにより、当該保険会社の業務の健全かつ適切な運

営を確保し保険契約者等の保護を図ることを目的としています。

$$\text{(算出式) ソルベンシー・マージン比率} = \frac{\text{ソルベンシー・マージン(支払余力)総額}}{\frac{1}{2} \times (\text{通常}の\text{予測を}\text{超える}\text{リスクの}\text{総額})}$$

【資料 1 - 2 - 3 保険会社に係る早期是正措置制度の概要】

保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分		措置の内容
非対象区分	ソルベンシー・マージン比率 200%以上	
第一区分	ソルベンシー・マージン比率 100%以上 200%未満	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令
第二区分	ソルベンシー・マージン比率 0%以上 100%未満	次に掲げる保険金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令 ・保険金等の支払能力の充実に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 ・配当又は役員賞与の禁止又はその額の抑制 ・社員配当又は契約者配当の禁止又はその額の抑制 ・新規契約に係る保険料の計算方法の変更 ・事業費の抑制 ・一部の方法による資産運用の禁止又はその額の抑制 ・一部の営業所又は事務所における業務の縮小 ・一部の営業所又は事務所の廃止 ・子会社等の業務の縮小 ・子会社等の株式又は持分の処分 ・付随業務又は法定他業の縮小又は新規取扱いの禁止 ・その他金融庁長官が必要と認める措置
第三区分	ソルベンシー・マージン比率 0%未満	期限を付した業務の全部又は一部の停止の命令

(2) 経営健全化計画のフォローアップ

早期健全化法に基づき公的資金による資本増強を受けた金融機関は、経営の合理化のための方策等を含む経営健全化計画²を策定し、公表しています。

²経営健全化計画には、「経営の合理化のための方策」、「責任ある経営体制の確立のための方策」、「配当により利益の流出が行われないための方策」、「資金の貸付けその他信用供与の円滑化のための方策」等が含まれています。

この計画の履行状況については、半期毎に金融機関に報告を求め、当庁より公表しています。これは、パブリック・プレッシャーの下で金融機関の経営の早期健全化を図るフォローアップの仕組みです。

(3) 金融機関等の組織再編成の円滑化に向けた環境整備

我が国の金融機関等が、その金融仲介機能・決済機能を十全に発揮し、厳しい経済情勢におかれている地域経済の活性化に貢献するためには、個々の金融機関等がその経営基盤を一層強化することが必要です。このため、有力な手段である金融機関等の合併等の組織再編成を円滑化するための措置について、財務局や関係者からのヒアリングを行うなどニーズを把握した上で、立法化に向けた作業を進めることとしました。

3. 現状分析及び外部要因

金融機関を取り巻く経済環境が依然として厳しい中で(【資料1-1-1 株式市況の動向】【資料1-1-2 国内総支出等の推移】を参照(P7、8))、預金者等の信頼を得るために、各金融機関は、財務の健全性の確保に継続的に努めることが重要であり、収益性の改善に一層真剣に取り組むことが求められています。

具体的には、例えば、引き続き、的確な資産査定や不良債権処理等を通じ、財務の健全性の確保を図るとともに、更なるリストラの推進、リスク管理能力の向上、営業力の強化などを通じた収益性の改善などに取り組んでいくことが求められています。

4. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

早期是正措置等

平成14年7月から15年6月末までに、預金取扱金融機関等に対し、早期是正措置等を以下のように発動しました。³

銀行等	:	2件
信用金庫	:	1件
労働金庫	:	0件
信用組合	:	2件
系統金融機関	:	0件

³ なお、これらの中には、予め定められたルールに従って是正措置命令を発動するとともに、金融危機を回避するため緊急の対応が必要な局面であるとして、預金保険法第102条による金融危機対応の枠組みを迅速に運用した事例も含まれています。

証券会社	:	1件
保険会社	:	0件
合計	:	6件

早期是正措置に係る命令を受けた金融機関は、一定期間内に自己資本比率を改善する必要があります。この期間については、従来は、例えば第1区分から非区分へ改善する場合には3年とされていましたが、平成14年12月の事務ガイドラインの改正で、これを1年へ短縮するなどの厳格化を行いました。

なお、平成14年12月には、早期是正措置の対象とはならない金融機関であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組みがなされる必要があることから、行政上の予防的・総合的な措置を講ずることにより、金融機関の早め早めの経営改善を促す仕組みとして「早期警戒制度」を整備しました。これについては、「政策4-4 効率的で有効性の高い監督行政の実施」に記載しています。

経営健全化計画のフォローアップ

早期健全化法に基づき公的資金による資本増強を受けた金融機関から提出された経営健全化計画に関しては、その履行状況につき報告を求め、平成14年3月期については同年7月31日に、平成14年9月期については同年12月25日に、その内容を公表しました。

その詳細については「経営健全化計画のフォローアップについて」(平成14年7月31日、14年12月25日)⁴にて公表しています。

また、中小企業向け貸出に関して、貸出目標の達成に向けた具体的方策を織り込んだ業務改善計画の提出等を内容とする業務改善命令を発出しました(14年3月期:2件、14年9月期:1件)。

「金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法」の概要

「金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法」は平成15年1月から施行されています。

金融機関等が合併等の組織再編成を選択しようとする場合、各種手続き、自己資本

4

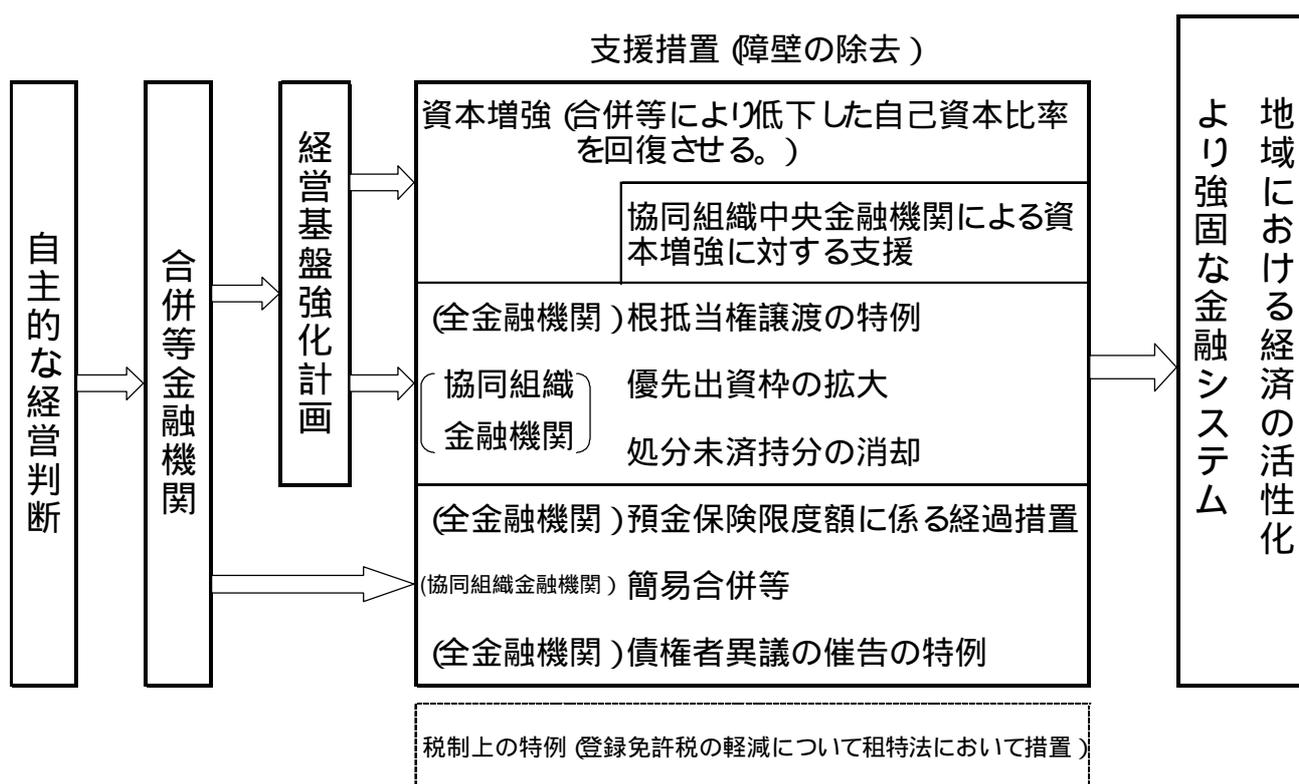
<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/14/ginkou/f-20020731-2.html>, <http://www.fsa.go.jp/news/newsj/14/ginkou/f-20021225-1.html>

比率の低下、預金保険限度額を意識した急激な預金分散への懸念といった様々な障壁があることを踏まえ、「金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法」においては、金融機関等が自主的な経営判断により行う合併等を円滑化するため、手続きの簡素化や資本増強等の特別措置を手当てすることとしています。

本法における特別措置は、以下のとおりです。

- ・ 組織再編成にかかる手続きの簡素化、預金保険機構による資本増強等の特例措置（「組織再編成」と「改革方針の策定」により収益性の相当程度の向上を図ることを内容とする経営基盤強化計画を提出し、主務大臣の認定を受けることが必要）
- ・ 預金保険限度額の経過措置（上記計画の提出・認定は不要）
- ・ 合併等の総会手続きの特例（上記計画の提出・認定は不要）
- ・ 債権者異議の手続きの特例（上記計画の提出・認定は不要）

【資料 1 - 2 - 4 金融機関等組織再編成特別措置法の概要】



(2) 評価

早期是正措置等

早期是正措置の対象となった金融機関は、命令に基づき、資本増強計画の提出及び実行、配当及び役員賞与の抑制等の経営改善を行い、健全性を回復しました。

また、早期警戒制度は導入されてから間もない制度ですが、その制度の趣旨については各金融機関に十分浸透しており、早期是正措置の対象とならない健全な金融機関に対しても、早め早めに経営改善を行うインセンティブを与え、健全化に向けた自主的努力が促されています。

経営健全化計画のフォローアップ

早期健全化法に基づき資本増強が行われた金融機関の経営健全化計画の履行状況については、各金融機関からの報告を取りまとめて半期毎に公表しており、パブリック・プレッシャーによる自己規正が図られています。

また、計画未達の金融機関について、報告の徴求、業務改善命令といった監督上の措置が講じられています。報告徴求においては、収益等が計画を下回ったことを踏まえて、更なるリストラ策や利益の社外流出の抑制策などの代替措置を求め、これを受けた金融機関においては、収益改善に向けた措置を策定・実施しています。こうした枠組みの下で、資本増強を受けた金融機関の経営健全化が促されています。

「金融機関等組織再編成の促進に関する特別措置法」の施行

「金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法」については、金融機関等の経営基盤の強化の有力な選択肢である合併等の組織再編の促進を図るものとなっています。

また同法に基づく経営基盤強化計画では、合併による経営合理化を進めること等により、収益基盤と営業基盤をより強固なものとするを求めており、今後の計画の履行によって、その経営基盤の更なる強化や業務の健全化、効率化が図られ、収益力の相当の向上が見込まれるものとなっています。

なお、平成 15 年 1 月 1 日に同法律が施行されてから現在までの間、1 件の経営基盤強化計画の認定が行われました。

5. 今後の課題

現在の厳しい経済環境に加え、流動性預金を除く預金等全額保護の特例措置の終了もあり、金融機関の経営のより一層の健全性の確保に向けて、行政面における取組みの充実に引き続き努める必要があります。

6．当該政策に係る端的な結論

前述4.(2)のとおり、政策の達成に向けて成果は上がっていますが、現在の厳しい経済環境に加え、流動性預金を除く預金等全額保護の特例措置の終了もあることから、金融機関の経営のより一層の健全性の確保に向けた対応を行う必要があります。

7．学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

なお、早期是正措置等の実効性について、個別のケースについても評価することが必要ではないかとの意見がありました。また、合併によりどれだけ収益性、健全性が強化されたのかについて分析することも重要との意見がありました。

8．注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、早期是正措置等に基づく是正命令の発動実績等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 早期是正措置等に基づく是正命令の発動実績

9．担当部局

監督局総務課、総務課協同組織金融室、総務課金融危機対応室、銀行第1課、銀行第2課、保険課、証券課、総務企画局信用課

政策 1 - 3

1. 政策名

決済機能のセーフティネットの整備

2. 政策の目標

(目標)

決済機能の重要性を踏まえ、決済のセーフティネット整備に向けた検討を行い、必要な改革案をとりまとめる。

(業績指標) 改革案のとりまとめ、実施状況等

(説明)

金融機関破綻時の決済機能の安定確保を図るにあたって、名寄せのデータ処理をはじめとする我が国金融機関の現状、金融機関の破綻処理に関する司法制度等に鑑みれば、状況によっては金融機関の破綻処理に時間を要すること等により決済を円滑に完了できない場合も生じ得ることから、こうした場合に備え、我が国特有の事情も踏まえた決済機能の安定確保策が必要となっていました。

以上から、決済のセーフティネットの整備等を行うこととしました。

3. 現状分析及び外部要因

決済機能に関しては、「金融システムと行政の将来ビジョン」(平成14年7月発表)において、資金仲介機能とともに金融システムが担う基本機能としてその確実かつ円滑な実施の重要性が指摘されており、また、平成14年に生じた金融機関のシステム障害においても、期せずして決済機能の重要性が改めて広く実感されたところでした。

その後、平成14年7月末に、総理から「ペイオフ解禁は構造政策の一環であり、予定通り実施すべきである。金融機関には、預金者の信頼が得られるよう、経営基盤の強化に向け、格段の努力を促すべきだ。」との指示があり、同時に、「決済システムが危うくなるようなことはあってはならない。そのための方策を早急に検討し、必要な改革案をとりまとめてもらいたい。」と指示がありました。

このため、金融庁としては、総理の指示を踏まえ、次の問題意識で、金融審議会において集中的に決済のセーフティネット整備に向けた検討を進めていただき、速やかに必要な改革案をとりまとめていくこととしました。

決済サービスの確実かつ円滑な実施の重要性に照らすと、現行の各種の決済リスク削減策で決済機能の安定確保は十分か。

決済リスクの一層の削減のため、いかなる方策が必要か。

預金保険制度を活用する場合、「小さな預金保険制度」の原則のもと、少額預金者保護とは別に、モラルハザードを防止しつつ決済機能の安定を確保する適切な仕組みはどのようなものか。

4. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

平成14年7月、金融庁から金融審議会に対して、決済機能の安定確保のための方策について検討を求めたことを受け、9月に金融審議会答申「決済機能の安定確保のための方策について」が取りまとめられました。同答申では、金融機関の破綻時にも各経済主体が決済を円滑・確実に完了できるよう、決済のためのセーフティネットとして、現金以外に安全確実な決済手段を確保するため、

- ・ 金融機関破綻時にも全額保護される預金（決済用預金）を制度として用意すること
- ・ 決済途上にある取引を完了させるための措置を講じることが必要であるとの考え方が示されました。

10月、「金融担当大臣談話 - ペイオフ問題について - 」を公表し、ペイオフを平成17年4月からとすることの理由を説明しました。

この大臣談話の中では、

）総理から平成16年度には不良債権問題を終結させる考えである旨の説示があったこと

）この不良債権処理の加速化を図るという政策強化を行なう中、ペイオフについては、決済機能の安定確保のための制度面の手当てを行ない、解禁の準備を整えるが、その実施は金融システム安定確保の観点から、不良債権問題が終結した後の平成17年4月からとする

）これにより金融システムの安定に配慮しつつ、不良債権処理を加速するとともに、中小企業金融等金融の円滑化に万全を期することとする

と説明しています。

また、そのための必要な措置を内容とする「預金保険法及び金融機関等の更生手続

の特例等に関する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出しました（同法案は、平成 14 年 12 月成立、平成 15 年 4 月施行）。

【本法律の概要】

ア．当座預金、普通預金、別段預金については、平成 17 年 3 月まで引き続き全額保護することとする。

イ．平成 17 年 4 月以降、下記の 3 要件を満たす預金については「決済用預金」とし、破綻時には全額保護することとする。

- ・ 通常必要な決済サービスを提供できること
- ・ 要求払いであること
- ・ 利息が付されていないものであること

ウ．金融機関が破綻前に依頼を受けた振込など（仕掛かり中の決済）に係る債務（決済債務）については、決済用預金に係る債務とみなし、全額保護することとする。

エ．預金保険機構は、仕掛かり中の決済の完了のため必要があると認めるときは、必要な資金を破綻金融機関に対して貸し付けることができることとする。

オ．金融機関において、破綻した場合に決済用預金の円滑な払戻しを確保するための措置を講じなければならないこととする。

なお、本法律改正によって導入された新たな措置のうち、特に上記決済債務制度について、具体的にどのような勘定項目が「決済債務」に該当するのかについて、という点を中心として、全国各地で各金融機関担当者を対象とした説明会を開催したほか、各業界団体を通じた照会への対応を行いました。

（２）評価

上記の法律改正によって、

- ）平成 17 年 4 月のペイオフ解禁以後も、決済のための資金については決済用預金に預け入れることにより、金融機関の破綻時にも当該資金は全額保護されること、
- ）今回の法改正前の預金保険法に基づく制度では保護の対象とされていなかった仮受金、金融機関預金等に経理されている資金であっても、決済途上にある場合には、全額保護されること、

となり、金融機関破綻時においても各経済主体が金融機関を利用した決済を円滑・確実に完了することを可能とする制度が整い、決済機能の安定に寄与するものと考えます。

当座・普通・別段預金を平成 17 年 3 月まで全額保護したことで、不良債権処理が加速化されている中においても預金動向は安定的に推移し、金融システムの安定に

も寄与しているものと考えます。

5．今後の課題

平成 15 年 4 月より上記改正法が施行されたことから、当座預金・普通預金・別段預金が平成 17 年 3 月末まで引き続き全額保護されることとなったことと併せ、17 年 4 月以降は決済用預金が全額保護されることについても、今後、預金者に対する周知を行っていく必要があります。

また、金融機関等からの制度に関する照会等への対応など、預金保険機構とも連携しつつ、引き続き、制度の円滑な定着を図っていく必要があります。

6．当該施策に係る端的な結論

前述 4.(2) のとおり、政策達成に向けて成果が上がっていますが、引き続き、預金者への周知と制度の円滑な定着に取り組む必要があります。

7．学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

8．注記（政策効果の把握方法又は使用資料等）

〔政策効果の把握方法〕

政策効果は、預金保険制度に係る改革案のとりまとめや実施状況等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料〕

- ・ 改革案のとりまとめ状況
- ・ 改革の実施状況

9．担当部局

総務企画局信用課信用機構室

政策 1 - 4

1. 政策名

金融再生法と預金保険法の適切な運用

2. 政策の目標

(目標)

金融機能の安定及びその再生並びに預金者等の保護等を図るため、金融再生法及び預金保険法に基づく金融機関の破綻処理等を行う。

(業績指標) 破綻処理等の実施状況

(説明)

(金融機関の破綻処理等について)

金融機関が破綻したとき、当庁は法令に従い金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分(以下、「管理を命ずる処分」といいます)を行うことができます(以下、この管理を命ずる処分を受けた状態の金融機関を「被管理金融機関」といいます)。

破綻処理の方法には、破綻金融機関の一定の金融機能を維持できるように、その営業を付保預金¹と共に他の健全な金融機関に譲渡するなどして、その際必要な資金を預金保険機構が援助する方式と、預金者に直接保険金を支払い、破綻金融機関の金融機能を停止し清算する保険金支払方式の2つがあります。この点に関しては、破綻に伴う混乱や預金者の損失及び預金保険の負担を最小限に止めることが重要であり、金融整理管財人は、被管理金融機関の業務の暫定的な維持・継続を行いつつ、救済金融機関への営業譲渡作業等を行っています。

(金融危機の未然防止について)

預金保険法第102条によれば、同条に掲げられた措置²が講ぜられなければ、我が国又は金融機関が業務を行っている地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生じるおそれがあると認めるときは、金融危機対応会議の議を経て、当該措置を講ずることが

¹ 預金保険法の対象とされる預金等

² 破綻又は債務超過でない銀行については、資本増強
破綻金融機関又は債務超過の金融機関については、¹イカコト超の資金援助
債務超過の破綻銀行については、特別危機管理

できることとなっています。

3．現状分析及び外部要因

我が国の経済情勢を見ると、依然としてデフレや資産価格の下落が続いています。デフレは企業の実質債務負担を増加させ、地価の下落は担保価値を引き下げ、金融機関の経営環境を厳しいものとしています。

デフレと不良債権問題との間には相互関係があり、集中調整期間³の後にデフレを克服するためにも、金融再生プログラム等の着実な実施による、より強固な金融システムの構築が必要です。

4．事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

平成 14 事務年度における本政策目標に関する事務運営の状況は以下のとおりです。

(金融機関の破綻処理等について)

平成 14 事務年度には、預金保険法に基づく管理を命ずる処分は行われませんでした。

同事務年度には、管理を命ずる処分が行われていた 2 銀行、5 信用組合の破綻金融機関について救済金融機関等に営業譲渡等が行われました。

このうち、2 銀行については、ともに預金等全額保護期限の平成 14 年 3 月末までに救済金融機関を決定することが困難との見通しとなったことから、預金保険機構の子会社として日本承継銀行を設立し、同行を救済金融機関として活用することにより、全額保護の下で最終受皿金融機関に再承継するスキームをとり、平成 15 年 3 月にそれぞれ営業譲渡が行われました。

また、5 信用組合については、既存金融機関に受皿となるところがない中で、その受皿となるべく信用組合が新設され、新設信用組合において経営の透明性等を確保するための措置が講じられたことを踏まえ、金融整理管財人により受皿金融機関として選定され事業譲渡が行われました。

円滑な破綻処理のための名寄せに必要な預金者データの正確性の確保については、預金保険機構と連携しつつ行った金融機関の検査において名寄せに支障を生ずるおそれがあると指摘された点について、是正策の報告を求めました。また、預金保険機構が、平成 14 年 12 月、15 年 3 月に「名寄せのデータの正確性に関するチェックポイント」を当庁と協議のうえ作成し、金融機関に対して送付して自主点検を求めました。関係機

³ 集中調整期間は、中期的に民間需要主導の成長を実現するための重要な準備期間（2004 年度まで）。

関との連携については、預金保険機構との間で、名寄せに必要な預金者データの正確性確保のための方策や金融機関の破綻時における初動対応について協議を行ったほか、預金保険機構より裁判所の関係部署等に対し、預金等全額保護の特例措置終了後の金融機関の破綻処理について説明を行い、連絡体制を確認しました。

(金融危機の未然防止について)

株式会社りそな銀行については、預金保険法第 102 条に基づき、平成 15 年 5 月 17 日、金融危機対応会議の議を経て、同行に対して、資本増強の必要性の認定を行うとともに、同行が資本増強の申込みを行うことができる期限を同年 5 月 30 日と決めました。

同年 5 月 30 日、同行から、資本増強の申込み及び経営健全化計画の提出がなされ、当該申込みの内容及び経営健全化計画を審査した結果、預金保険法第 105 条第 3 項各号に掲げる要件⁴に該当することから、同年 6 月 10 日、同行に対し資本増強を行うことを決定しました。

これを受け、同年 6 月 30 日、預金保険機構より同行に対して公的資金の払込みが行われました。

(2) 評価

(金融機関の破綻処理等について)

上記の 7 破綻金融機関については、金融整理管財人の管理の下で、上記の枠組みにより金融仲介機能の維持及び預金者等の保護が図られました。

このうち、2 銀行については、上記の通り、救済金融機関が直ちに現れない中で、承継銀行制度を初めて活用したことによって、預金等の全額保護が行われました。また、5 信用組合のうち 4 信用組合については、金融再生法に基づく管理を命ずる処分を受けておりましたが、受皿となる新設組合の経営の透明性確保を踏まえて事業譲渡が行われた結果、金融再生法に基づく破綻処理が全て終了されることとなりました。

また、今後の体制整備に関しては、預金等定額保護下で破綻処理の一層の迅速化が必要とされることに対応し、金融機関の迅速な破綻処理に必要な預金者データの正確性の確保や関係機関との連携が図られています。

⁴ 預金保険法第 105 条第 3 項は、以下の要件に該当する場合に限り、金融機関に対して資本増強の決定を行うことと定めています。

申込みに係る取得株式等又は取得貸付債権の処分をすることが著しく困難であると認められる場合でないこと。
経営健全化計画の確実な履行等を通じて、金融機関の次に掲げる方策の実行が見込まれること。

- ・ 経営の合理化のための方策
- ・ 経営責任の明確化のための方策
- ・ 株主責任の明確化のための方策

以上のように、破綻金融機関の処理については、預金等全額保護の下、金融再生法及び預金保険法の目的に則した処理が行われ、破綻処理に伴う混乱は最小限に止められたものと考えられます。また、今後の預金等定額保護下での破綻処理に備え、迅速・円滑な破綻処理のために適切な措置がなされていると考えます。

(金融危機の未然防止について)

資本増強について、金融危機対応会議の答申において「預金者、取引先、市場の不安を払拭する観点から、10%を十分上回る自己資本比率の確保が必要」との意見が申し添えられたことを踏まえ、1兆9,600億円の増強を行いました。

この間、りそな銀行の店頭においては、通常通りの業務が行われ、インターバンク市場等においても安定的に各種の金融取引が行われており、この資本増強により、我が国又は同行が業務を行っている地域において、信用秩序の維持に極めて重大な支障が生じることを未然に防止することができました。

5 . 今後の課題

(金融機関の破綻処理等について)

金融機関の破綻処理等に関しては、これまでも迅速・円滑な営業譲渡等を行っていますが、預金等定額保護下では引き続き破綻処理等の一層の迅速化が必要です。

そのため、名寄せデータの正確性の向上や、預金保険機構、整理回収機構等の関係機関との緊密な連携に努める必要があります。

(金融危機の未然防止について)

りそな銀行に対して資本増強を実施したところであり、今後、経営健全化計画の着実な履行を通じ、徹底的な経営改革を図り、収益性を十分向上させていくことにより、経営改善が図られ、内部留保の蓄積を含め企業価値が高められていくことが不可欠です。当庁としては、経営健全化計画が着実に履行されるよう、りそなグループに対して厳正なフォローアップを行う必要があります。

6 . 当該政策に係る端的な結論

(金融機関の破綻処理等について)

前述4.(2)のとおり、政策の達成に向けて成果は上がっていますが、預金等定額保護下での破綻処理を円滑に進めるため、名寄せデータの正確性の向上や関係機関等との連携を強化する等、取組みの一層の充実や改善等に努める必要があります。

(金融危機の未然防止について)

前述4.(2)のとおり、りそな銀行に対する資本増強により、金融危機を未然に防止することで政策は達成されました。なお、りそなグループについては、今後、経営健全化計画が着実に履行されるよう、厳正なフォローアップを行う必要があります。

7. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

8. 注記(政策効果の把握方法又は使用資料等)

[政策効果把握方法]

(金融機関の破綻処理等について)

政策効果は、金融機関の破綻処理等の実施状況等を参考にしつつ、把握に努めました。

(金融危機の未然防止について)

政策効果は、金融機関の預金動向や資金繰り動向等を参考にしつつ、把握に努めました。

[使用資料等]

(金融機関の破綻処理等について)

- ・ 金融機関の破綻処理の実施状況

(金融危機の未然防止について)

- ・ 金融機関の預金動向
- ・ 金融機関の資金繰り動向

9. 担当部局

監督局総務課金融危機対応室

政策 1 - 5

1. 政策名

ペイオフ解禁への適切な対応

2. 政策の目標

(目標)

平成 14 年 4 月以降のペイオフ解禁に伴い、国民に預金保険制度の正確な理解の浸透を図るための広報活動を実施する。

(業績指標) 広報活動の実施状況

(説明)

ペイオフ解禁に関しては、当座預金、普通預金、別段預金は平成 17 年 3 月末まで引き続き全額保護すること、決済用預金制度等の決済機能の安定確保のための措置を設けること、との制度改革が行われました(平成 15 年 4 月施行)。

預金者保護や金融システムの安定確保の観点からもこうした新たな制度について、誤解や不知による混乱を来たさないことが重要であることから、広報活動を実施する必要があり、新聞、テレビ、インターネット、パンフレット等の様々な手段により、実施することとしました。

(注)ここでは、ペイオフ解禁に向けた広報についてのみ評価を行っており、14 事務年度において行われた制度改革については「政策 1 - 3 決済機能のセーフティネットの整備」において、ペイオフに係る名寄せデータの整備等については「政策 1 - 4 金融再生法と預金保険法の適切な運用」及び、「政策 1 - 6 専門性の高い深度ある検査の実施」において、それぞれ評価しています。

3. 現状分析及び外部要因

平成 14 年 12 月の預金保険法律改正によって、

当座預金、普通預金、別段預金は、平成 17 年 3 月末まで引き続き全額保護されること

平成 17 年 4 月のペイオフ解禁以後も、決済のための資金については決済用預金に預け入れることにより、金融機関の破綻時にも当該資金は全額保護されること

今回の法改正前の預金保険法に基づく制度では保護の対象とされていなかった仮受金、金融機関預金等に経理されている資金であっても、決済途上にある場合には、

全額保護されること
となりました。

4. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

上記3. で述べた制度改革を受け、新たな預金保険制度について周知徹底を図るための広報活動を下記のとおり実施しました。

政府広報の活用

新聞やテレビといったマスメディアを使った政府広報の活用を図りました。

【資料1 - 5 - 1 政府広報実績表】

媒体	広報時期	番組名等
テレビ	15年2月	ご存知ですか～生活ミニ情報～
ラジオ	14年12月	グッドモーニングジャパン
	15年3月	中山秀征の愛してJAPAN
定期刊行物	15年2月	ニッポンNOW(新聞折込)
新聞	15年3月	朝日、読売、日経、毎日、産経
週刊誌	15年2月	Yomiuri Weekly、週刊朝日、サンデー毎日、SPA!、週刊新潮、週刊文春

パンフレット等の発行

金融庁においては預金保険制度の主要な仕組みを盛り込んだパンフレット(6万部)及び多くの質問が寄せられる制度の基本的事項に絞ったリーフレット(100万部)を作成し、財務局を通じて広く一般に配布しました。パンフレットについては、金融庁のホームページにも掲載しました。

財務局を活用した広報活動

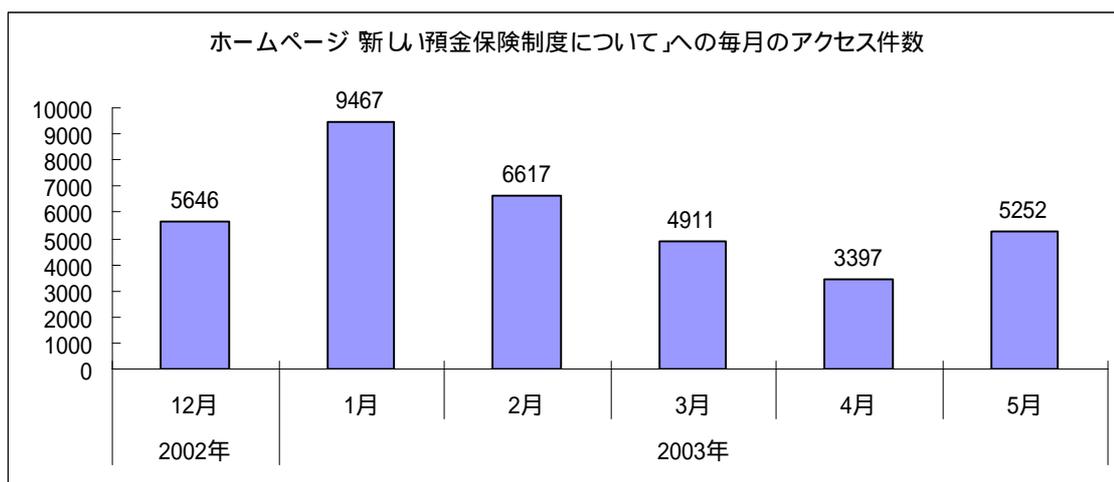
各財務局において講演会を通じて一般向けに制度の説明を行いました(のべ152回、約8,000人)。また、財務局を通じて地方公共団体と連携を図り、地方公共団体の広報誌への記事掲載等(のべ3,000回)や庁舎等へのポスター掲示(約8,700箇所)を実施しました。

ホームページの活用

平成15年4月の改正法施行に向け、平成14年12月に金融庁のホームページの日

本語版、英語版それぞれのトップページに「新しい預金保険制度について」のコーナーを設け、広く国民への周知及び理解を図ってきました。（平成 14 年 12 月以降 5 月未までの総アクセス件数 35,290 件、各月のアクセス件数は資料 1 - 5 - 2 のとおり。）

【資料 1 - 5 - 2 ホームページ「新しい預金保険制度について」への毎月のアクセス件数】



(2) 評価

今回、これまで平成 15 年 4 月から元本 1000 万円までとその利息の保護に移行することとされていた流動性預金（当座預金、普通預金、別段預金）について、平成 17 年 3 月末まで引き続き全額保護とする制度改正が行われましたが、平成 15 年 3 月末の時点において預金者に特段の混乱は見られなかったことから、預金者に対し相当程度、制度の周知が図られたものと考えます。また、例えば、以下の金融広報中央委員会のアンケート結果からも、一般国民における理解が深まっていることが伺えます。

金融広報中央委員会のアンケート

実施期間 平成 15 年 5 月 15 日～平成 15 年 5 月 25 日

調査対象 全国の 20 歳以上の男女個人 4,000 人（回収率 69.1%）

(結果)

ペイオフについて、

- ・ 「よく知っている」、「ある程度知っている」とする回答が 59.1%あり、前回調査（平成 13 年 8 月～9 月実施）の時の 32.8%から 26.3 ポイント増加した
- ・ また、「聞いたことがない」とする回答についても 8.2%と前回調査の 29.7%から 21.5 ポイント減少した。

5．今後の課題

平成 17 年 4 月から決済用預金の全額保護の仕組みが導入されることから、今後とも、同制度に係る誤解や不知による混乱を来たさないよう、制度の認知度に関する調査結果等を参考にしながら、広報活動を引き続き適切に実施する必要があります。

このため、平成 15 年度において、パンフレットの作成のための経費を予算措置しているほか、平成 16 年度においても、所要の予算要求を行う必要があります。

6．当該施策に係る端的な結論

前述 4.(2) のとおり、政策の達成に向けて成果が上がっており、今後も平成 17 年 4 月のペイオフ解禁に向けて制度の認知度に関する調査結果等を参考にしながら、適切に取組みを進めていく必要があります。

7．学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

8．注記（政策効果の把握方法又は使用資料等）

〔政策効果の把握方法〕

政策効果は、金融広報中央委員会が行っている「金融に関する消費者アンケート調査」における預金保険制度についての認知度等を参考にしつつ把握に努めました。

〔使用資料〕

- ・ 金融庁ホームページ（預金保険関係ページ）へのアクセス件数
- ・ 金融広報中央委員会の「金融に関する消費者アンケート調査」における預金保険制度についての認知度
- ・ 平成 14 年度政府広報実績（ペイオフ関連）
- ・ パンフレット及びリーフレットの発行部数
- ・ 財務局での講演会等の開催件数

9．担当部局

総務企画局信用課信用機構室、総務企画局政策課広報室

1. 政策名

厳正で実効性のある検査の実施

2. 政策の目標

(目標)

平成 14 検査事務年度基本方針及び基本計画等に基づき、主要行グループに対する通年・専担検査の導入や、企業の経営実態に応じた検査の運用確保のための対応といった課題に重点的に取り組み、厳正で実効性のある検査を実施する。

(業績指標) 金融機関検査の実施数

(説明)

平成 14 検査事務年度(14 年 7 月～15 年 6 月)においては、特に、以下の三つの課題に重点的に取り組むこととしました。

(1) 主要行に対する通年・専担検査の導入

持株会社方式による経営統合など主要行を中心とする金融機関のグループ化の流れ等を踏まえ、検査部門を主要行グループ別に再編し、各部門が専担的に、一年を通じて同一グループ内の各種金融機関を順次検査する通年・専担検査を実施する。また、システムリスク、市場関連リスク等の専門性の高い分野については、各分野の専門性を有する者により構成する専門班を別途編成し、各グループの傘下金融機関を横断的に検査する。

(2) 企業の経営実態に応じた検査の運用確保のための対応

金融検査マニュアル別冊[中小企業融資編](14 年 6 月 28 日公表)を的確に運用することにより、中小企業等の経営実態に応じた適切な債務者区分等の確保に努める。

(3) システムリスク等今日的課題への対応

近年の金融機関の経営統合の進展によるコンピューターシステムの統合に係るリスクの拡大などに、よりの確に対応するため、引き続きシステムリスクの厳正な検証を行う。また、昨事務年度に引き続き、パイオフ一部解禁を踏まえた継続的な名寄せ検査を実施する。

また、上記の方針及び 14 年 10 月 30 日に取りまとめられた「金融再生プログラム」(政

策 1 - 1 参照) を踏まえ、資産査定 of 厳格化を図る観点から諸施策を講じることとしました。

なお、上記の課題に向けた対応等を含む 14 検査事務年度の検査の基本方針等については、「平成 14 検査事務年度検査基本方針及び基本計画」(平成 14 年 7 月 30 日)として公表しています¹。

3. 現状分析及び外部要因

(1) 金融システムの中核をなす主要行における資産査定 of 厳格化 of 要請を受け、14 年 10 月 30 日に公表された「金融再生プログラム」では、引当に関する DCF 的手法の採用、特別検査 of 再実施、債務者企業 of 再建計画 of 厳格な検証、大口債務者に対する銀行間 of 債務者区分 of 統一、自己査定と金融庁検査 of 格差公表が盛り込まれました。

(2) 金融検査マニュアルについては、中小・零細企業 of 債務者区分 of 判断に関する記述が抽象的でわかりにくい、中小・零細企業に十分な目配りがされていないといった批判がありました。また、金融機関が金融検査マニュアルを口実にいわゆる貸し渋り・貸し剥がしを行っているといった声がありました。さらに、金融庁・財務局においても検査官が増員している中であって、検査官に対しマニュアル of 趣旨をさらに理解させていく必要がありました。

(3) 金融機関 of 業務運営において、安定的かつ確実なコンピューターシステム運営は、欠かせないものとなっています。特に、システム統合を伴う合併や持株会社化などの金融機関等 of 経営統合時においては、システムダウン等 of トラブルを防止するために、金融機関がリスク管理態勢 of 充実・強化を図ることが重要です。

また、預金者データ of 整備は、預金保険事故発生時における、円滑な保険金支払い及び付保預金 of 払い戻しを実施するために必要不可欠なものです。このため、金融機関には、平時から預金者データ及びシステムを整備することが求められています。

4. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

主要行に対する通年・専担検査 of 導入

平成 14 検査事務年度には、検査部門を主要行グループ別に再編し、各部門が専担的に、一年を通じて同一グループ内の金融機関を順次検査する通年・専担検査を導入し、主要行グループ内の金融機関 of 検査を適時・的確に実施しました。また、システムリス

¹ <http://www.fsa.go.jp/news/news.html>

クや市場関連リスク等の専門性の高い分野については、専門班が各グループを横断的に検査しました。

また、「金融再生プログラム」に基づき、主要行の資産査定 of 厳格化を徹底させる観点から、以下の諸施策を実施しました。

ア．DCF法の検証

日本公認会計士協会における「銀行等金融機関において貸倒引当金の計上方法としてキャッシュ・フロー(DCF法)が採用されている場合の監査上の留意事項(平成15年2月24日公表)」の策定と併せて検査マニュアルの改訂(平成15年2月25日)を行いました。

また、15年3月期決算以降を対象とする主要行の検査において、DCF法の適用状況について検証を行っています。

イ．特別検査の再実施

主要行11行の自己査定期間中(15年3月期)に立入りを行い、市場の評価に著しい変化が生じている等の大口債務者に着目して、直近の企業業績等をタイムリーに反映した債務者区分を確保するための検証を行いました。

特別検査の対象債務者は167先(与信額14.4兆円)であり、うち27先(同2.4兆円)の債務者区分が下位に遷移しました。

なお、詳細については、「特別検査等の実施結果について」(平成15年4月25日)として公表しています²。

ウ．再建計画検証チームの設置

厳格な自己査定を確保するため、債務者区分の前提となる再建計画の妥当性や進捗状況を重点的に検証することを目的に、14年12月、企業再生に精通した外部の専門家を含む再建計画検証チームを設置し、検査班への同行や助言等の形で検査に参画し、計画の妥当性の可否について検証を行っています。

エ．大口債務者に対する銀行間の債務者区分の統一

平成15年1月以降の主要行の検査では、複数の主要行から融資を受けている大口債務者の債務者区分については、直近の検査を踏まえた適正な債務者区分に順次統一を図っています。

オ．自己査定と金融庁検査の格差公表

厳格な自己査定の自覚を促す観点から、主要行の自己査定と当庁の検査結果の集

² <http://www.fsa.go.jp/news/newsj/14/ginkou/f-20030425-4.html>

計ベースでの格差について、平成 14 年 11 月 8 日に公表しました³。また、当該格差については、定期的に公表することを予定しています。

企業の経営実態に応じた検査の運用確保のための対応

金融検査を実施するに当たっては、特に中小企業等について、その実態を総合的に勘案して判断する必要があります。このため、平成 14 年 6 月には、金融検査マニュアルにおける中小企業・零細企業等の債務者区分の「検証ポイントに関する運用例」を盛り込んだ金融検査マニュアル別冊[中小企業融資編]を作成・公表しましたが、検査官に対して同マニュアル別冊の周知徹底を図るため、模擬査定研修など研修の充実に努めました。なお、同マニュアル別冊について、金融機関のみならず債務者である中小企業の商工団体に対する説明会を開催するなど、広くその浸透を図りました。

また、平成 14 年 11 月に設けられた「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」で得られた情報を検査を実施する際に活用しました。

システムリスク等今日的課題への対応

ア．システムリスクの検証

システムリスクに精通した専門班を組成し、主要行グループの傘下金融機関に対する横断的な検査や、合併等によりコンピューターシステム統合を予定している金融機関に焦点を当てた検査を機動的に実施しました。

イ．名寄せ検査

昨事務年度に引き続き、預金保険機構と連携し、保険金事故発生時における預金等の迅速な払戻しのための預金に係る名寄せデータの整備状況等について検証を行いました。

検査・監督部門の連携

検査・監督部門の連携については、検査において把握した金融機関の実態が監督部門に伝達され、この情報に基づき、金融機関に対し報告や業務の改善が求められるなど、検査結果がその後の監督行政に活かされています。

特に、平成 14 検査事務年度においては、システムリスク等について重要な問題点を検査により把握した場合には、検査担当者が監督部門と一体となって上記の監督上のフォローアップを実施しました。

また、監督部門における日常的なオフサイト・モニタリングを通じて把握した金融機関の経営状況については、検査部門に情報伝達が行われています。

³ <http://www.fsa.go.jp/news/newsj/14/ginkou/f-20021108-3.html>

検査実施状況

平成 14 検査事務年度においては、銀行等（銀行持株会社を含む）については、検査対象先 227 社に対して主要行全行を含めて 89 社の検査を実施したほか、信用金庫・信用組合等の協同組織金融機関については、同 667 機関に対して 237 機関、保険会社については、同 96 社に対して 13 社、証券会社等（投資信託委託業者・投資法人・投資顧問業者を含む）については、同 998 社に対して 112 社の検査をそれぞれ実施しました。

検査実施予定数と検査実施結果は、以下のとおりです。

【資料 1 - 6 - 1 平成 14 検査事務年度の検査実施計画・実績件数】

（単位：件）

	検査計画件数（注 1）	検査実績件数
銀行等（銀行持株会社を含む）	85	94（注 2）
協同組織金融機関	225	237
保険会社	15	13
証券会社等 （投資信託委託業者・投資法人・ 投資顧問業者を含む）	110	112
その他金融機関	360	336

（注 1）当該計画は、年度当初の見込みとして設定したものです。

（注 2）同一銀行等に対して、複数回検査を実施していることから、検査実施件数は、実施金融機関数と一致しない。

（2）評価

主要行グループに対する通年・専担検査を導入した結果、検査情報の同一部門内での蓄積やグループ内金融機関に対する検査の整合性が確保され、また、従来に比べ機動性も高まったと認識しています。さらに、システムリスク、市場関連リスク等の分野において専門班による検査を実施した結果、より深度ある検査が確保されたものと考えております。

また、主要行に対する特別検査の再実施、再建計画検証チームによる債務者企業の再建計画の検証、大口債務者に対する銀行間の債務者区分の統一、DCF法の導入やその検証等を行ったことが主要行における資産査定に厳格化に効果を上げたと考えています。

システムリスク等今日的課題への対応として、合併や持株会社化などの金融機関等の経営統合時におけるコンピューターシステム統合について検査を実施し、コンピューターシステム統合時のリスク、これに対する経営陣の認識及び取組み状況を的確に把握し、経営陣に指摘することにより、コンピューターシステム統合予定金融機関のガバナンスの向上、経営陣の的確なリスク把握を促しました。こうした取組みは、検査後フォローアップにお

ける監督部門との緊密な連携とあわせ、コンピューターシステム統合時における重大なシステム障害発生の抑制に寄与できたものと考えています。さらに、預金保険機構と連携しつつ、金融機関の名寄せのデータ整備状況等の検証を実施し、問題点を指摘することにより、金融機関のペイオフ解禁へ向けた取組みを促す効果があったものと考えています。

他方、企業の経営実態に応じた検査の運用を確保していく観点から、金融検査マニュアル別冊[中小企業融資編]の周知・徹底を図り、中小企業等の実態に即した検査の実施に努めてきました。

5. 今後の課題

(1) 金融検査は、金融機関の業務の健全性と適切性を確保するため、各金融機関における財務の健全性、信用リスク、システムリスク等各種リスク管理態勢、法令等遵守状況について定期的に検証し、各金融機関自身の自己規正に活用するためのものです。こうした役割の検査を、今後とも、金融を取り巻く時々の情勢の変化に柔軟に対応し、機動的かつ厳正で実効性のある形で実施することにより、金融システムに対する信頼回復に寄与していく必要があると考えています。

例えば、信用リスクに関しては、金融検査マニュアル別冊[中小企業融資編]について、その定着状況等をモニタリングし、その内容が中小企業の実態により即したものとなるよう現在、見直し作業を実施中です。

また、利用者(預金者、保険契約者、投資家等)の保護や利便性の向上の観点から、検査の実施に当たっては、金融機関がサービス提供を行うに際しての法令等遵守状況、利用者に対する説明責任の履行状況等について、より重点的に検証していく必要があると考えています。

(2) 平成15年4月に、政策金融機関、郵政公社に対する検査について、リスク管理分野に関する検査権限が金融庁に委任されました。政策金融機関、郵政公社に対する検査においては、金融庁がこれまで培ってきた民間金融機関に対する検査のノウハウを活かし、これら機関の特性を踏まえながらリスク管理態勢について、着実に検査を進めていく必要があります。

(3) 平成16年度において、上記の検査等の実施のため、機構定員要求を行う必要があります。

6. 当該政策に係る端的な結論

前述4.(2)のとおり、政策の達成に向けて成果が上がっており、今後とも、金融を取り巻く時々の情勢を踏まえつつ、厳正で実効性のある検査を実施していく必要があります。

7. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

8. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、金融機関検査の実施状況等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 金融機関検査の実施数
- ・ 主要行に対する特別検査の結果について

9. 担当部局

検査局総務課

1. 政策名

保険をめぐる諸問題への適切な対応

2. 政策の目標

(目標)

保険をめぐる諸問題に適切に対応するため、金融審議会の第二部会から示された「生命保険をめぐる諸問題への対応 今後の進め方」を踏まえ、保険会社の財務基盤の充実や保険契約者からの信頼の向上等に資するよう引き続き対応を図る。

(業績指標) 保険をめぐる諸問題への対応状況

(説明)

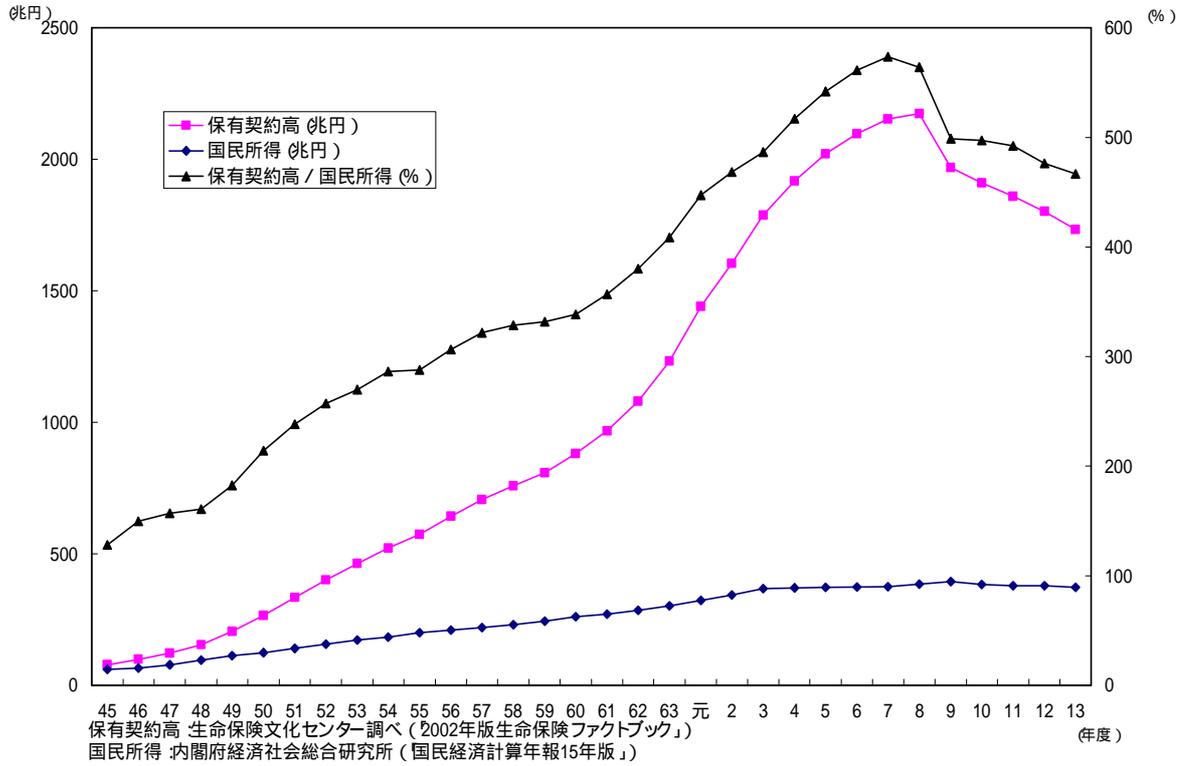
近年の生命保険会社を取り巻く状況は、生命保険市場の成熟化に加え、超低金利の長期化や株価の低迷など、構造的に厳しいものとなっています。また、損害保険会社においては、株価の低迷や米国テロに伴う巨額の保険金支払いなどにより、近年、厳しい経営環境にあります。さらに、保険会社全体をみても、規制緩和の進展と相まって、生保・損保の各業態内の競争に加え、生損保間の競争、さらには他の金融分野との競争も激しさを増している状況にあります。

特に、生命保険会社においては、厳しい経営環境等を反映して、解約の増加、新規契約の伸び悩みに代表される「生保離れ」等が指摘される中で、バブル期前後に、高い運用利回りを実現することを前提に低い保険料で保険契約者と契約したことにより、予想した運用利回り(いわゆる「予定利率」と実際の運用利回りの間で大きな差が生じており(いわゆる「逆ざや」)、生命保険会社全体としては、毎年1兆数千億円の赤字要因が生じています(【資料1-7-1】～【資料1-7-3】参照)。

こうした保険をめぐる諸問題に適切に対応するためには、総合的な取組みが必要であるとの認識のもと、金融審議会第二部会において、生命保険会社の財務基盤の充実、保険契約者からの信頼の向上、多様な保険商品開発の促進、監督手法の整備、保険契約の契約条件の変更等の問題について多角的な検討を行い、平成13年6月に「生命保険をめぐる総合的な検討に関する中間報告」が、同年9月に「生命保険をめぐる諸問題への対応 今後の進め方」が取りまとめられました。

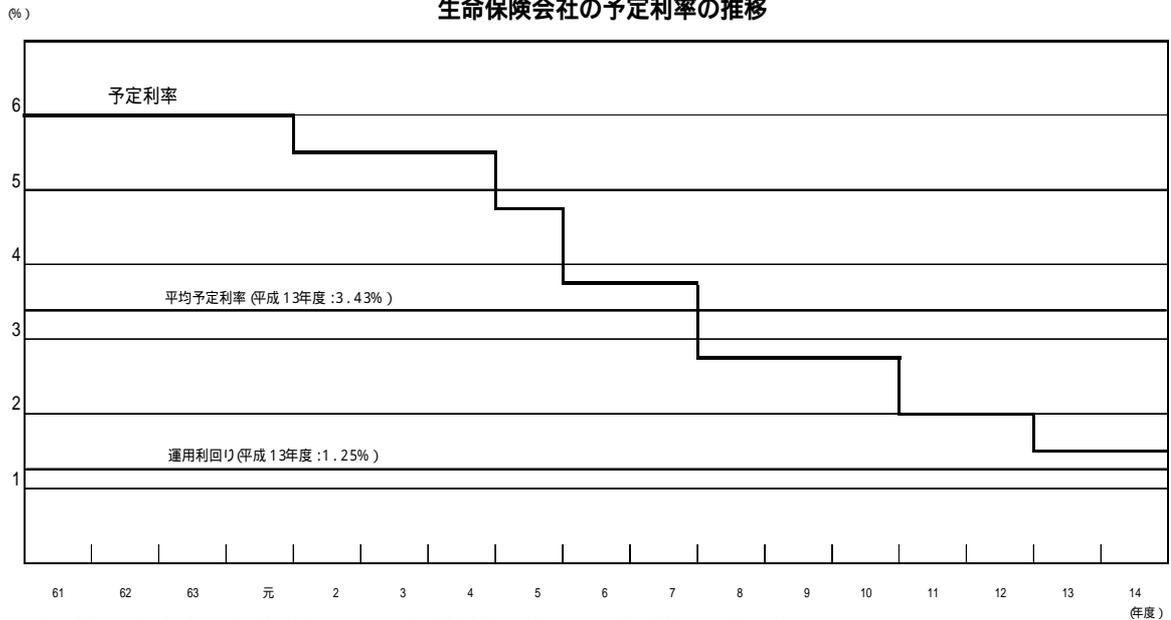
これを受けて、平成13事務年度においては、各生命保険会社においては、財務基盤の強化や経営合理化の推進等の経営努力を、行政当局においては、社員配当ルールの弾力化やディスクロージャーの改善等の必要な制度整備を実施してきておりますが、今後とも更なる取組みが必要な状況となっています。

【資料 1 - 7 - 1 生命保険契約高と国民所得】



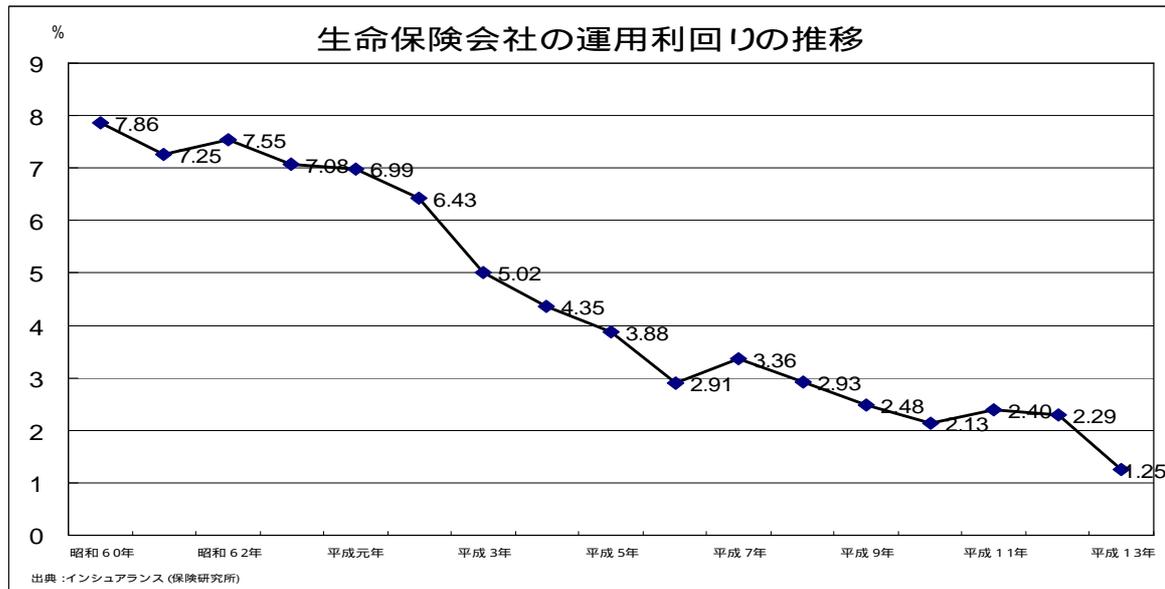
【資料 1 - 7 - 2 生命保険会社の予定利率の推移】

生命保険会社の予定利率の推移



(注1) 昭和60年度～平成元年度の予定利率6%については、保険期間10年超20年以下の養老保険の一般的な水準。
(注2) 平成2年度～平成4年度の予定利率5.5%については、保険期間10年超の養老保険の一般的な水準。
(注3) 平成5年度～平成7年度の予定利率4.75%及び3.75%については、養老保険の一般的な水準。
(注4) 平成8年度以降の予定利率については、標準予定利率 (平成8年大蔵省告示第48号)。

【資料 1 - 7 - 3 生命保険会社の運用利回りの推移】



3. 現状分析及び外部要因

保険会社の平成 14 年度決算概要

(1) 生命保険会社（【資料 1 - 7 - 4】参照）

生命保険会社（全 42 社）の平成 14 年度決算の状況は、以下のとおりとなっています。

保有契約の状況

個人保険及び個人年金保険の契約状況をみると、新契約（転換純増¹を含む。）は、全体では引き続き前年度を下回って（4.5%）おり、厳しい状況が続いています。また、解約失効高は前年度に比し、減少（12.2%）しました。

これらの結果、保有契約高は全体で 1,278 兆円となり、引き続き減少（3.5%）しました。

損益の状況

保険料等収入は、保有契約高が減少したものの、各社とも既契約内容の充実等に努めたことから、全体で前年度比微減（1.6%）にとどまり、25.8 兆円となりました。

一方、保険金等支払金は、解約失効高が減少したことから、23.6 兆円と前年を下回りました（16.9%）。

¹ 「転換純増」とは、転換に伴って増加する保険金額の増加分のことであり、例えば、保険金 2000 万円の契約を 3000 万円の契約に転換した場合、増加した部分である 1000 万円のことをいいます。

生命保険会社の本業による基礎的な収益を示す基礎利益²は、全体で2.1兆円で、いわゆる「逆ざや」を補った上で、なお利益が出ている状況となっています。

なお、株価の下落に伴い、多額の減損処理を行ったことなどから、当期利益は2,273億円となり、大幅な減益（35.9%）となりました。

また、有価証券の含み益は、株価の低迷に伴い減少（13.8%）し、全体で4.3兆円となりました。

ソルベンシー・マージン比率の状況

各社のソルベンシー・マージン比率³は、株価の下落に伴う有価証券含み益の減少や減損処理などにより、低下した会社もあるが、いずれの会社においても健全性の基準である200%を上回りました。

【資料1-7-4 生命保険会社の平成14年度決算の概要（速報ベース）】

	13年3月期 (=12年度決算)		14年3月期 (=13年度決算)		15年3月期 (=14年度決算)	
		対前年増減率		対前年増減率		対前年増減率
新契約+転換純増 (兆円)	133	3.2	130	4.5	124	4.5
解約失効高 (兆円)	123	12.7	144	5.8	127	12.2
保有契約高 (兆円)	1,315	8.8	1,325	2.9	1,278	3.5
基礎利益 (億円)	22,147	-	22,611	0.8	21,503	4.9
当期利益 (億円)	6,663	28.0	3,853	45.5	2,273	35.9
総資産 (兆円)	183	3.6	184	2.8	179	2.5
有価証券含み損益 (億円)	86,426	22.9	50,723	41.9	43,722	13.8

(注1)14年3月期の増減率は、2期比較不可能なエイアイジー・スター、ジブラルタ・ティ・アンド・デイ生命を控除して計算。

(注2)新契約+転換純増、解約失効高、保有契約高は、個人保険及び個人年金保険の合計。

(注3)「公表逆ざや額」(ヒアリングベース)は以下のとおり。なお、14年3月期より算出方法が業界において統一されている。

逆ざや額 = (基礎利益上の運用収支等の利回り - 平均予定利率) × 一般勘定責任準備金残高

公表逆ざや額 (億円)	14,191	12.2	13,663	3.7	12,757	6.6
-------------	--------	------	--------	-----	--------	-----

² 「基礎利益」とは、生命保険会社の収益力を示す指標の一つで、一般事業会社の営業利益や銀行の業務純益に近いものです。基礎利益 = 経常利益 - 臨時損益 - キャピタル損益で表されます。

³ 「ソルベンシー・マージン比率」とは、通常の予測を超えて発生するリスクに対し、どの程度の支払余力を有しているかを示す指標のことをいいます。

(2) 損害保険会社（【資料1 - 7 - 5】参照）

損害保険会社の平成14年度決算の状況は、以下のとおりとなっています。

元受契約の状況

元受正味保険料は前年度に比し、積立保険を含んだベースで増加（2.4%）しており、積立保険を除いたベースでも、前年度に引き続き増加（3.4%）となりました。

損益の状況

正味収入保険料は、自賠償保険の政府再保険制度の廃止等により7.4兆円と前年度に引き続き増加（7.1%）となりました。

（ア）株式相場下落の影響を受け、減損処理等を行ったものの、（イ）大規模な災害が発生しなかったことを主因として、正味支払保険金が減少したことにより、経常利益は、1,957億円の黒字となりました。

ソルベンシー・マージン比率の状況

ソルベンシー・マージン比率は、株式相場下落等を背景に一部の会社において低下したものの、早期是正措置の対象会社については、健全性の基準である200%を上回りました。

【資料1 - 7 - 5 損害保険会社の平成14年度決算の概要（速報）（全社ベース）】

（単位：億円、%）

	12年度 (=13年3月期)		13年度 (=14年3月期)		14年度(速報) (=15年3月期)	
	対前年 増減率	対前年 増減率	対前年 増減率	対前年 増減率	対前年 増減率	
元受正味保険料 (積立保険料含む)	94,439	0.8	91,328	2.0	93,370	2.4
元受正味保険料 (積立保険料除く)	77,585	1.5	77,191	0.7	79,682	3.4
正味収入保険料	70,135	1.0	69,675	0.6	74,587	7.1
正味支払保険金	38,321	1.5	37,659	0.5	37,277	1.0
経常利益	3,229	6.5	1,297	140.1	1,957	253.5
総資産	350,734	15.0	334,833	3.4	306,958	8.3

注1) 12年度は63社（第一火災を除く）ベース、13年度は57社（大成火災を除く）ベース、14年度は54社ベース。

注2) 13年度の対前年増減率は、12年度の計数から大成火災を除いたものに対する増減率

4．事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

契約条件の変更を可能とする枠組み等の整備関係

ア．契約条件の変更（15年5月保険業法改正案国会提出）

保険業の継続が困難となる蓋然性のある保険会社について、保険契約者等の保護の観点から、契約条件の変更（予定利率の引下げ）を可能とする枠組み等を整備しました。

イ．基金及び基金償却積立金の取扱い（15年5月保険業法改正案国会提出）

(ア) 基金に係る債務の免除についての法的手当

基金に係る債務の免除を受けたときは、その免除を受けた金額に相当する金額を、基金の総額から控除し、基金償却積立金として積み立てなければならぬこととしました。

(イ) 基金償却積立金の取崩しに関する規定の見直し

相互会社は、社員総会の特別決議により基金償却積立金を取り崩すことができることとし、この場合においては、保険株式会社の資本の減少の規定を準用することとしました。

生保のセーフティネットの再構築関係（15年5月保険業法改正）

保険契約者等の保護を図り、生命保険に対する信頼を確保するため、平成15年度から17年度までの破綻について、5000億円（業界対応分：1000億円、国対応分：4000億円）の規模のセーフティネットを整備しました。

金融審第二部会中間報告（13年6月）関係

ア．生命保険会社の財務基盤の充実

株式会社化の枠組みの積極的な活用（15年5月保険業法改正）

a. 基金の償却

相互会社が組織変更の際に組織変更後の株式会社の増資を行う場合、基金に係る債権が現物出資の目的として給付された場合におけるその給付された額については、基金の償却をする必要がないこととしました。

b. 新会社の資本及び取締役等のでん補責任

組織変更時における組織変更後の株式会社に現に存する純資産額が、社員に割り当てた組織変更後の株式会社の株式の発行価額の総額に不足する場合、組織変更の決議の当時の相互会社の取締役等が組織変更後の株式会社に対し連帯してその不足額を支払う義務は、株主総会の特別決議がある場合に限り、

免除することができることとしました。

c. 組織変更時の株式の発行

相互会社が組織変更の際して組織変更後の株式会社の増資を行う場合、商法の会社設立の規定に代えて、新株の発行に関する規定を準用することとしました。

d. 株式交換等の際して発行する完全親会社の株式の割当て

相互会社が組織変更の際して組織変更後の株式会社の増資とともに株式交換又は株式移転（以下「株式交換等」という。）を行う場合、当該増資に係る払込み又は現物出資の給付をした株式の引受人は、完全親会社が当該株式交換等の際して発行する株式の割当てを受けることとしました。

イ. 保険契約者からの信頼の向上

社外取締役の拡充等他の機関の強化（15年5月保険業法改正）

a. 委員会等設置相互会社

相互会社について、商法特例法における委員会等設置会社に関する規定を準用すること等により、社外取締役等からなる三委員会（指名委員会、監査委員会及び報酬委員会）及び業務執行を担当する執行役を置く委員会等設置相互会社についての規定を設けることとしました。

b. 重要財産委員会

相互会社について、商法特例法における重要財産委員会に関する規定を準用すること等により、重要な財産の処分等を決定する重要財産委員会についての規定を設けることとしました。

ウ. 監督手法の整備

（ア）中間業務報告書の導入（15年5月保険業法改正）

保険会社は、業務及び財産の状況を記載した中間業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならないこととするとともに、当該保険会社が子会社等を有する場合には、当該保険会社及び当該子会社等の業務及び財産の状況を連結した中間業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならないこととしました。

（イ）資産運用規制のあり方の見直し（15年6月保険業法施行規則改正）

外貨建保険契約（保険金等の額を外貨で表示する保険契約）に係る資産の当該外貨建の資産による運用について、外貨建資産の運用制限の対象から除外す

ることとしました。

(2) 評価

4.(1)で掲げた政策は、いずれも第156回通常国会において成立した法律に基づく制度整備ですが、制度の整備により、それぞれ今後以下のような成果が期待されます。

契約条件の変更を可能とする枠組み等の整備関係

超低金利が継続する中で、「逆ざや」問題を解決し保険契約者の保護を図るために整備したものであり、これにより、保険会社の経営の選択肢の多様化が図られるものと思われま

生保のセーフティネットの再構築関係

最近における保険業を取り巻く経済社会情勢の変化に対応し、保険契約者等の保護を図るために整備したものであり、これにより、保険業に対する信頼性が維持され、保険会社の経営の安定化に寄与するものと思われま

金融審第二部会中間報告(13年6月)関係

相互会社への委員会等設置会社制度の導入や株式会社化に関する制度(基金の現物出資等)等の整備により、保険会社の経営手段の多様化等が図られ、保険会社の経営の安定化に寄与するものと思われま

5. 今後の課題

(1)近年の生命保険市場の成熟化や超低金利の継続など、生命保険業を取り巻く環境の変化は、逆ざや問題をはじめとした多くの構造的な課題を投げかけています。また、損害保険業においても、株価の低迷や競争の激化等、厳しい経営環境が続いています。

こうした中において、各保険会社においては、経費削減、新商品の開発、販売チャネルの見直し、再編・業務提携の推進、株式会社化など各般の経営努力を積み重ねているところですが、今後とも更なる取組みが求められています。

(2)また、金融取引のインフラの変化等を背景として、海外からの国内保険市場への進出や、事業会社等のいわゆる異業種による金融・保険業への参入とともに、銀行等による保険商品の販売など業態を越えた新しいタイプの金融サービスの提供が進んでいますが、今後、更に規制改革に取り組んでいく必要があります。

(3)このほか、現在、保険会社が破綻した場合のセーフティネットとして、生・損保それぞれに保険契約者保護機構が設立されていますが、

生命保険契約者保護機構については、現在の政府補助のスキームが平成17年度ま

でに破綻した会社に関し適用される特例措置であること

損害保険契約者保護機構については、規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)において、「損害保険の特性にも留意しつつ見直しを検討すべき」との指摘があること

から、今後、これらの点について、幅広く検討していく必要があります。

(4) このように、今後更なる取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。また保険制度に係る企画立案の事務を着実かつ効率的に遂行するという体制整備面の措置が必要です。

6. 当該政策に係る端的な結論

4.(2)のとおり、政策の達成に向けて成果が上がっていますが、近年の生命保険市場の成熟化や超低金利の継続など生命保険業を取り巻く環境の変化や、株価の低迷や競争の激化など損害保険業を取り巻く厳しい経営環境の継続を踏まえ、今後更なる取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

7. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

8. 注記(政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等)

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、保険会社の財務基盤の充実や保険契約者からの信頼の向上等に向けた制度整備の実施状況等により、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 規定の整備状況
- ・ 保険会社の決算・業務関係資料

9. 担当部局

総務企画局信用課保険企画室、監督局保険課

1. 政策名

市場ルール・インフラの整備

2. 政策の目標

(目標)

証券市場を幅広い投資家の参加する真に厚みのあるものとし、市場機能を中核とした我が国金融システムの中心を担うものとするため、証券市場の構造改革を一層促進する。

(業績指標) 市場ルール・インフラ整備の実施状況

(説明)

現在の我が国の金融システムは、資金の余剰主体である個人が銀行などへ預金をし、銀行がその資金を資金の不足主体である企業などに貸し出すという間接金融に偏っており、個人が企業の発行する株式や社債に直接投資するという直接金融の比率が、欧米諸外国よりも低いという状況にあります。

間接金融の場合、リスクの第一次的な担い手は銀行などの金融機関であるため、間接金融に偏っているという現在の我が国の状況においては、銀行などの金融機関にリスクが集中することとなり、産業分野での不確実性が増す中、銀行などの金融機関だけではその増大するリスクが支えきれなくなってしまうおそれがあります。

他方、金融の自由化、国際化の進展を通じ、投資家側においても、様々なリスクの特性を持った資産に対する多様なニーズが高まってきており、こうした投資家のニーズにきめ細かく対応し、魅力ある金融商品が多様なチャネルを通じ提供されることが必要となってきました。

そこで、有効な価格メカニズムの下、証券市場を通じ適切にリスクを分散し、投資家の多様な投資ニーズに応えるとともに、新しい成長分野にも円滑に投資資金が供給されることが必要となっています。

このような金融システムを実現するため、「貯蓄から投資へ」の流れを加速し、間接金融から直接金融へのシフトを進める「証券市場の構造改革」を、政府の重要課題として取り組んでいます。小泉総理の所信表明演説（平成13年5月）でその旨が表明されたのに続いて、「骨太の方針第2弾」（「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」平成14年6月閣議決定）においても、「預貯金中心の貯蓄優遇から株式・投信などへの投資優遇への金融のあり方の転換を踏まえた直接金融へのシフトに向けて、個人投資家の証券市場への信頼向上のためのインフラ整備など、証券市場の構造改革を一層推進していく。」とされ

たところでは。

金融庁としては、貯蓄から投資への政策の力点の置換えなどを踏まえ、抜本的かつ総合的な証券市場の構造改革を進め、個人投資家の積極的な市場参加を促すための環境整備を図り、証券市場を幅広い投資家の参加する真に厚みのあるものとしていくことが喫緊の課題であると認識しています。

このような認識の下、平成14事務年度においては、証券市場を幅広い投資家の参加する真に厚みのあるものとしていくため、誰もが投資しやすい市場の整備、投資家の信頼が得られる市場の確立、効率的で競争力のある市場の構築等の施策を中心に、市場ルール・インフラの整備など証券市場の構造改革を着実に実施していくこととしました。

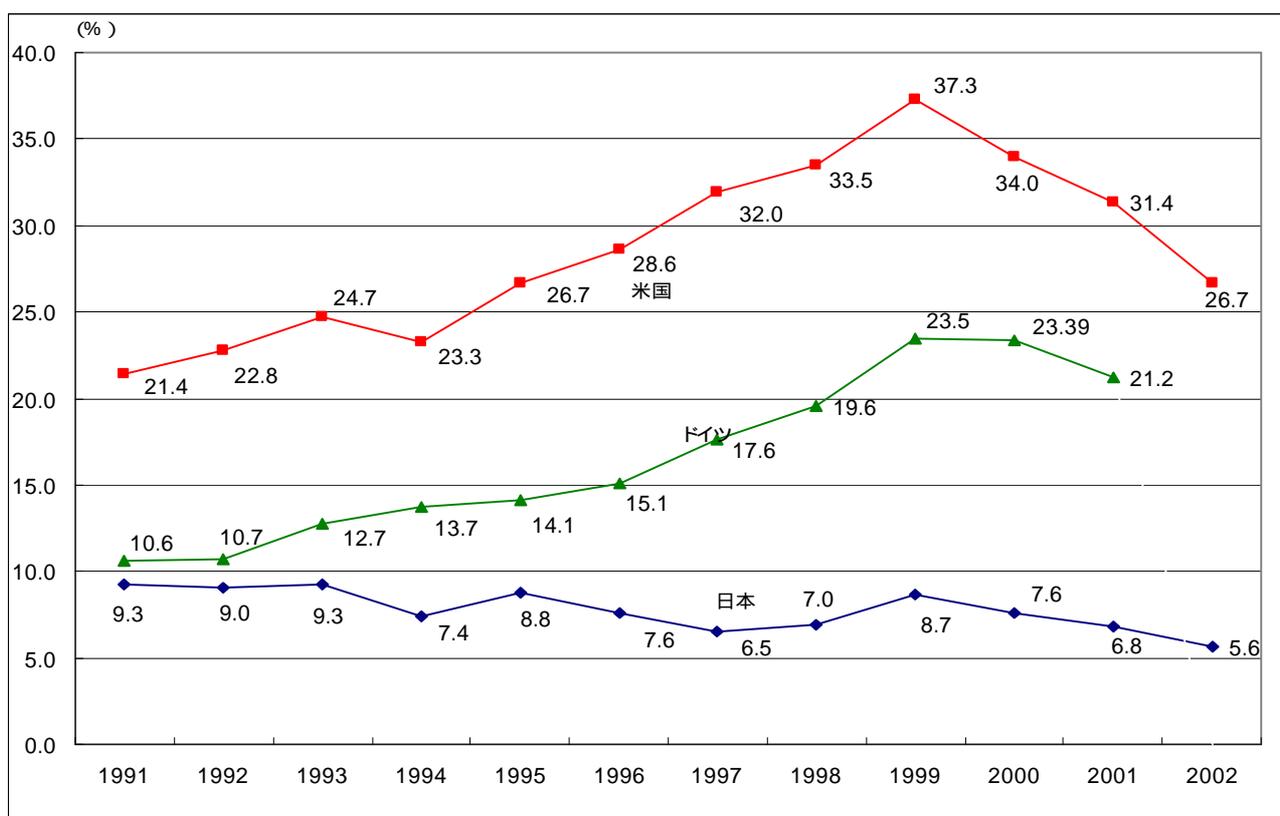
3．現状分析及び外部要因

我が国の今後の金融システムは、有効な価格メカニズムの下でリスクが適切に管理・配分される市場機能を中核としたものとなっていくことが必要です。

しかしながら、証券ビッグバンを始めとするこれまでの証券市場改革により、市場における競争の促進の効果が現れてきているものの、証券市場は依然として活力に乏しく、市場機能を中核とした我が国の金融システムの将来を担うに十分なものとはなっていない状況です。

具体的には、個人金融資産に占める株式・投信の割合は、アメリカでは27%（2002年）、ドイツでは21%（2001年）であるのに対し、日本では5.6%（2002年）にとどまっており、個人投資家の積極的な参加を促していく必要があります。（【資料1 - 8 - 】参照）

【資料 1 - 8 - 1 個人金融資産に占める株式・投資信託の構成比（日・米・独）】



(注) 日本は年度ベース（3月末）、米国とドイツは年末ベース（12月末）の数字。ドイツの2002年は未公表。日本の2002年度は速報値。

日本は家計、米国とドイツは家計＋民間非営利団体の数字。

(出典) 各国資金循環統計

4. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

平成14事務年度においては、平成14年8月に公表した「証券市場の改革促進プログラム」に盛り込まれた具体的施策を実施することとしたところであり、本政策目標に係る実施状況は以下のとおりです。

誰もが投資しやすい市場の整備

ア．証券会社の販売チャネルとしての機能の拡充を図るとともに、これまでの業態を主軸とした考え方にとらわれることなく、銀行等の販売チャネルの多様化を進め、投資家が投資しやすい市場の整備を図るため、

(ア) 銀行と証券会社の共同店舗を解禁しました（14年9月、内閣府令・事務ガイ

ドライン改正)。

- (イ) 銀行窓口における株式や社債などの書面取次ぎ業務が円滑に行われるよう、業務運営上の留意事項を明確化しました(14年9月、事務ガイドラインの新設・改正)。
- (ウ) 主要株主ルール、証券仲介業制度の導入や、協同組織金融機関による有価証券売買の書面取次ぎ業務を解禁するため、証券取引法等を改正しました(15年5月に成立)。
- (エ) 投資家の利便性向上のため、投資家は売買の別、銘柄数及び数を明示したうえで、「価格」については、一定の範囲を指定して、証券会社に注文を出すことができることとしました(内閣府令改正(14年12月施行)、事務ガイドライン改正(14年12月適用)、日本証券業協会会員通知(14年12月発出))。
- (オ) 取引所等において、著しく投資単位が高い3月決算会社13社に対し、投資単位引下げの勧告が行われました(14年11月上旬までに実施済)。

イ.また、投資信託や投資顧問サービスを通じた証券市場へのより広範な投資家層による投資を促進し、顧客の期待に応える運用の確保や親しみやすい投資信託の実現を図るため、

- (ア) ラップ口座の円滑な実施を可能とするなど、証券取引法等を改正しました(15年5月成立)。
- (イ) 投資信託・投資顧問の信頼性向上の観点から、事務ガイドラインを改正しました(15年4月)。

ウ.さらに、個人投資家が主体的な判断に基づいて投資することが容易となるよう、投資知識の普及・情報の提供に努めるとともに、税制面においても市場への投資家の積極的な参加を促すため、

- (ア) 金融庁ホームページに、金融・証券・保険関係各団体が一般消費者向けに行っている知識普及活動を一覧的に紹介するサイトを新設しました(14年11月)。
- (イ) 学校における金融教育の一層の推進について、金融庁長官名で文部科学省に対して文書での要請を行いました(14年11月)。
- (ウ) 平成15年度税制改正要望の結果、取得時期・保有期間に関わらず、全ての上場株式・公募株式投資信託に係る税率を5年間、10%に軽減し、また、公募株式投資信託の償還・中途解約による損失について、株式等に係る譲渡所得等の金額との通算を可能とし、更に特定口座制度を抜本的に改善するなど、証券税制を大幅に軽減・簡素化する改正が行われました(15年3月)。

投資家の信頼が得られる市場の確立

ア．市場の公正を確保する観点から、まず、金融当局による取組みの強化に努めるとともに、米国において不正会計事件が証券市場に与えている深刻な影響等も踏まえ、会計・監査の充実・強化に向けた対応として、

(ア) 証券取引等監視委員会の体制・機能の強化のため、平成15年度予算で、証券取引等監視委員会において37名(財務局の監視官部門を合わせると54名)増員したほか、14年10月には委員長補佐官(証券会社前副社長)を設置し、また弁護士・公認会計士も追加登用しました(8名登用)。

(イ) 証券市場行政を担当する部署の連携を一層強化するため、証券市場行政総括官を設置するとともに(14年8月)証券市場行政総括官が主宰し、金融庁課長クラスをメンバーとする金融庁証券市場行政会議を設置し、毎月開催しています。

(ウ) 監査法人等に対する監視・監督体制の強化、公認会計士試験制度の見直しや、公認会計士等の独立性の確保のための諸制度の導入などのため、公認会計士法を改正しました(15年5月成立)。

イ．また、信頼される価格形成の確保に努めるとともに、投資家と市場をつなぐ市場仲介者についてコンプライアンスの一層の改善等への取組みとして、

(ア) 市場に対する信頼性の向上を図る観点から、信用取引について、公正な取引を確保するための価格ルールを導入しました(14年9月、内閣府令改正)。

(イ) 企業のタイムリーなディスクロージャーが円滑に行われるよう、

- ・ インサイダー取引規制の解除要件である「公表」に、上場会社等が証券取引所等の規則で定めるところにより当該証券取引所等に通知した重要事実が、当該証券取引所等において公衆の縦覧に供されたことを加える政令改正

- ・ この新たに規定する公衆縦覧が、すみやかに行われることとなるよう、インターネットを通じて証券取引所等のホームページによって行われることとする府令改正

を行いました(16年2月施行)。

(ウ) 金融商品販売法の施行状況について、金融商品販売業者・消費生活センターの相談員に対するアンケート調査等を実施、結果を公表しました。併せて、調査等の結果を踏まえ、本法の周知状況を改善するため、広報等に一層努めるとともに、業者間での勧誘方針に係るコンプライアンスの競争が促進されるよう、勧誘方針についての改善を業者に要請しました。

- ウ．さらに、いわゆる投資対象である発行体である企業の信頼を確保し、ディスクロージャーの充実・強化や投資家の立場に立ったコーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化に取り組むため、
- （ア）有価証券報告書等において、特定の取引先への依存、重要な訴訟事件の発生等のリスク情報等といった「事業等のリスク」に関する項目等を新設し、開示を充実しました（15年4月、改正府令施行）。
 - （イ）15年4月以降に開始する事業年度から、取引所において、上場会社に「四半期業績の概況」の開示を義務付け、また、15年3月決算発表分より、決算短信への「コーポレート・ガバナンスに関する取組み状況」の記載を義務付けました（15年2月規則改正実施）。
 - （ウ）組込方式の有価証券届出書についての効力発生期間を15日間から7日間に短縮する等の改正を行いました（15年4月、事務ガイドライン改正）。
 - （エ）強制公開買付規制については、事業再編の迅速化、手続の簡素化の観点から、公開買付規制の対象である「総株主の議決権の3分の1」を超える株券等の買付けのうち、「担保権実行による株券等の取得」や「事業再編等による一定要件を満たす株券等の買付け」を適用除外としました（15年4月、改正政令施行）。
 - （オ）有価証券報告書等において、内部統制システム、リスク管理体制、役員報酬（社内取締役・社外取締役の区分）、監査報酬（監査証明に係る報酬とそれ以外の区分）等の情報といった「コーポレート・ガバナンスの状況」に関する項目等を新設し、開示を充実しました（15年4月、改正府令施行）。
 - （カ）上場企業の議決権の代理行使の勧誘に関する手続につき、参考書類の記載事項を変更・合理化するとともに、委任状や参考書類の交付を電磁的方法により行うことができることとする等の整備を実施しました（15年4月、改正政令及び府令施行）。

効率的で競争力のある市場の構築

- ア．国際的な市場間競争や市場参加者の新たなニーズに的確に反応し、市場の利便性を向上させる不断の努力が不可欠であり、国際的な取引所間の連携などのグローバル化の動きやIT化の進展に対応した市場のあり方を検討し、市場ルールの整備を図るため、
- （ア）取引所の持株会社制度の導入や、取引所が海外に端末を設置し、海外からの注文を直接受注できる制度の導入、海外取引所による国内への端末設置行為に係る規定の整備などのため、証券取引法等を改正しました（15年5月成立）。
 - （イ）取引所上場銘柄に対する信頼を確保する観点から、債務超過に係る上場廃止基準の厳格化、時価総額に係る上場廃止基準の新設などを実施しました（14年

10月以降、各取引所において逐次、規則改正)。

- (ウ) 各取引所等においてルールが相違している、新興企業向け市場における四半期開示の内容、適時開示に係る開示内容の軽微基準の取扱い等について、ルールの共通化を図るための規則改正を実施しました(15年2月)。
- (エ) 「適格機関投資家」の範囲について、ベンチャーキャピタル会社(資本金5億円以上)、厚生年金基金(純資産額100億円以上)の追加等、ベンチャー企業、中小企業への事業資金調達の担い手等を拡大しました(15年4月、改正府令施行)。
- (オ) エクイティ関連商品(株券、新株予約権付社債券等)を「プロ私募」の対象としました(15年4月、改正政令施行)。

イ. また、市場の安定性・効率性の向上を図る観点から、円滑な市場取引を支えるインフラとして、証券決済システムの改革を一層推進するため、

- (ア) 証券決済システム改革法の政省令の整備を行い、セーフティネットである加入者保護信託における請求や支払の手続などを具体化しました(政省令は14年12月公布)。
- (イ) 平成15年度税制改正要望の結果、清算機関が保有する公社債の源泉徴収免除、加入者保護信託に支払う負担金の損金算入等が内容として盛り込まれた税制改正法が成立しました(15年3月)。

ウ. さらに、証券化・流動化の促進を図るため、

- (ア) 住宅金融公庫債券を含む月次パススルー債(毎月元利金の支払いを行う債券)について、流動性の向上を図る観点から、社債等登録制度上の登録請求ができない期間を3週間から2週間に短縮するため、社債等登録法施行令、同施行規則を改正しました(15年1月施行)。
- (イ) 住宅ローン債権を含む指名金銭債権等の証券化について、一つのSPCが追加的にこれらの資産を取得して証券化を行うスキームの利便性の向上を図るため、流動化計画の記載方法を弾力化しました(府令改正、12月施行)。

(2) 評価

「証券市場を幅広い投資家の参加する真に厚みのあるものとしていくこと」を政策目標に掲げ、14年8月に発表した「証券市場の改革促進プログラム」に盛り込まれた内容については着実に実施してきたところです。

- ・ 個人株主数・個人の株式保有比率の増加

平成14年度株式分布状況調査（全国証券取引所調べ）によると、14年度末現在の個人株主数（延べ人数）は、前年度末比25万人増の3,377万人、個人の株式保有比率（市場価格ベース）は0.9ポイント増の20.6%となっており、個人投資家の証券市場への参加が着実に進んでいます。

- ・ 株式売買状況（売買高・売買代金）

平成14年中の全国証券取引所における株式売買状況を見てみると、売買代金が、前年比16兆円減の209兆円（7.1%減）となっているものの、売買高は、前年比67億株増の2,246億株（3.1%増）となっています。

- ・ 株式の投資単位の引下げ

株式について、投資単位が50万円以上である上場会社等について、投資単位の引下げの努力を促すよう、取引所等に要請したこと等を受け、平成14年度中に株式投資単位の引下げを行った上場会社数は、全国上場会社約2,700社のうち、156社（前年は141社）でした。

その取組みもあって、15年3月末現在、投資単位50万円未満の上場会社は2,309社、前年3月末に比べて9.2ポイント増の86.4%となり、個人株主数の増加に貢献したものと考えられます。

- ・ 銀行と証券の共同店舗の実績

14年9月に実施した証券会社に関する内閣府令及び事務ガイドラインの改正を受け、15年6月末現在、銀行と証券会社の共同店舗が27店設置されています。

- ・ 投資信託（ETF、REIT）の拡大

ETFについては、平成13年7月の取引開始から2年が経過し、信託元本は取引開始時1,728億円であったものが、平成14年6月末は1兆6,941億円（1年前の9.8倍）、平成15年6月末は2兆5,763億円（1年前の1.5倍）となり、着実に増加しています。また、取引高についても、1兆4,987億円（平成13年7月～平成14年6月）から1兆6,275億円（平成14年7月～平成15年6月）と、着実に増加しています。

REITについては、平成13年9月の取引開始から約2年が経過し、総資産額は取引開始時3,201億円であったものが、平成14年6月末には6,329億円（1年前の2.0倍）、平成15年6月末には8,594億円（1年前の1.4倍）となり、着実に増加しています。また、期間の長さが異なるため単純には比較できませんが、取引高についても、1,511億円（平成13年9月～平成14年6月）から3,020億円（平成14年7月～平成15年6月）と着実に増加しています。

- ・ 金融庁ホームページへのアクセス数の増加

証券知識を含む金融知識の普及の観点から、金融庁ホームページ上の「金融サービス利用者コーナー」¹の内容を充実し、国民の利用の促進を図ったこともあり、同コーナーの14事務年度中の利用件数は、120,200件（月間平均10,927件）となり、昨事務年度（59,068件（月間平均4,922件））に比べ122%増と大幅に増加しました。

このように、14事務年度に行った施策は個人投資家が投資しやすい環境を整えることに一定の役割を果たしたものと考えられます。

5. 今後の課題

- (1) 証券市場の構造改革に関し、14年8月に公表した「証券市場の改革促進プログラム」に盛り込まれた内容については、証券取引法・公認会計士法等の改正を行うとともに、証券市場における不公正取引を防止するための証券取引等監視委員会の体制・機能強化等について、着実に実施してきたところであり、また、15年4月から実施された証券税制の大幅な軽減・簡素化などにより、個人投資家が投資しやすい環境が整いつつあるものの、いまだ諸外国に比べ、個人金融資産に占める株式・投資信託の割合は低いと考えられ、今後とも不断に証券市場の構造改革に取り組むことが重要であると考えています。
- (2) 具体的には、投資家の信頼の確立のためのディスクロージャーの一層の充実、取引所市場、店頭登録市場、私設取引システム（PTS）の位置付け、取引所外取引のあり方、自主規制機能のあり方を含む市場開設者のあり方、株式を含めた統一的な証券決済システムの構築を含めた国内市場の制度整備などについても、今後、幅広い観点から検討していきたいと考えています。
- (3) 今後とも、「貯蓄から投資へ」の流れが加速され、証券市場が幅広い投資家の参加する厚みのあるものとなるよう、誰もが投資しやすい市場の整備、投資家の信頼が得られる市場の確立、効率的で競争力のある市場の構築に向けて、これまでの取組みの有効性等を踏まえつつ、証券市場の構造改革に対する取組みの充実・改善、税制面での対応、新たな施策の検討等を行っていく必要があります。なお、証券取引法の一部を改正する法律において新たに導入された制度等の確実な実施と、同法の改正後の規定の実施状況等に関する調査のために、平成16年度に機構定員・予算要求を行う必要があります。

¹ <http://www.fsa.go.jp/syouhi/syouhi.html>

6．当該政策に係る端的な結論

前述4.(2)のとおり、政策の達成に向けて成果が上がっていますが、今後とも、「貯蓄から投資へ」の流れが加速され、証券市場が幅広い投資家の参加する厚みのあるものとなるよう、これまでの取組みの有効性等を踏まえつつ、証券市場の構造改革に対する取組みの充実・改善や、新たな施策の検討等を行っていく必要があります。

7．学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

なお、個人投資家の市場参加を促す観点から、世代間の資産移転を促進するような税制が、高齢化社会において求められるのではないかとの意見もありました。

8．注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、市場ルール・インフラ整備の実施状況及び株式分布状況調査等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 規定の整備状況
- ・ 個人金融資産に占める株式・投資信託の構成比（日・米・独）
- ・ 株式分布状況調査（全国証券取引所調）

9．担当部局

総務企画局総務課管理室、政策課、企画課、市場課、市場課企業開示参事官室、
監督局証券課、
証券取引等監視委員会

1. 政策名

証券市場等における投資家の保護及び取引の公正性の確保

2. 政策の目標

(目標)

証券市場の構造が急速に変貌し、取引の内容や仕組みが複雑化、多様化していることに的確に対応し、証券市場等における投資家の保護及び取引の公正性の確保といった観点から、厳正かつ的確な市場監視及び証券会社等検査を実施する。

犯則の疑いがあるものに対しては徹底した調査を行い、取引の公正を害する行為が認められた場合には厳正に対処する。

検査基本計画に従い検査を実施することに加え、市場の公正性を害すると疑われるような事例等に対し、適宜、機動的な検査を行う。

自主規制機関との連携を図り、株式市場に対する監視活動を通じて特定銘柄における株価の急騰・急落及び、重要事実の発表等に際し、不正が行われていないかを厳正かつ的確に審査する。

(業績指標) 告発件数
検査実施件数
取引審査実施件数

(説明)

監視委員会は、監督行政部門から独立したルール遵守の監視役として、取引の公正を害する犯則事件の調査、証券会社等に関する検査及び日常的な市場監視を通じて、公正かつ透明で健全な市場構築のための中核的な役割を果たしていくことを任務としており、具体的には以下のような活動を行っています。

(1) 犯則事件の調査・告発

公正な証券市場を維持していくためには、市場ルールの違反者に対して厳正な処罰を課すことにより、証券市場が適切に運営されているという投資者の信頼感を醸成することが重要です。犯則事件の調査の目的は、市場の公正性を確保し、投資者保護を図るため、証券取引等の公正を害する悪質な行為の真相を解明し、告発により刑事訴追を求めることにあります。

金融システム改革の進展に伴い、透明で信頼できる市場への要請が高まっている中、市場の公正性・透明性の確保という監視委員会に課せられた責務はますます重要なものとなっており、監視委員会としては、証券市場を含めた市場参加者に対する徹底した監

視活動を行い、犯則の疑いのあるものについては、予断を持つことなく調査を進め、取引の公正を害する悪質な行為に対しては厳正に対処しています。

(2) 検査

市場ルール等の遵守の徹底を図っていくためには、証券市場等の仲介者である証券会社等が市場ルール等に則って行動することが要請されます。そのため、監視委員会は、証券取引等の公正を確保し、投資者の保護を図ることを目的として、証券取引法等により金融庁長官から委任された権限に基づき、証券取引等の遵守状況を点検するために、証券会社等に対する検査を実施しています。検査の範囲は政令等により定められており、例えば、証券会社については、証券会社とその役員又は使用人の禁止行為（実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引を行う行為、有価証券の売買に関する虚偽表示又は重要な事項について誤解を生ぜしめるべき表示をする行為、特別の利益提供を約して勧誘をする行為等）、損失保証・損失補てんの禁止、相場操縦の禁止、内部者取引の禁止等についての規定に関するものを検査することとされています。

平成 14 検査事務年度においては、証券会社等に対する検査を「平成 14 検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画」において以下のとおり計画しました。

【資料 1 - 9 - 1 平成 14 検査事務年度の検査基本計画】

証券会社等検査

(単位：社)

区 分	計画件数	摘 要
国内証券会社	91 社	うち財務局長等が行うもの 79 社
外国証券会社	17 社	
登録金融機関	13 社	うち財務局長等が行うもの 7 社

(注 1) 上記検査以外に、別途、機動的な検査、テーマ別検査を実施する。

(注 2) 国内証券会社については、上記のほか、財務局長等が行う支店のみを対象とした検査を 24 支店実施する。

金融先物取引業者等検査

金融先物取引等業者	原則として、証券会社等検査の際併せて実施する。
-----------	-------------------------

(3) 取引審査

監視委員会においては、犯則事件の調査、証券会社等の検査のほか、取引審査として、株価操作や内部者取引などの不公正な取引の疑いのある事例について、日常的に幅広く審査を行っています。

具体的には、日常の市場動向の監視や情報収集に基づいて以下のような銘柄を抽出し、

証券会社等から、有価証券の売買取引等に関する詳細な報告を求め、又は資料を徴取します。

株価が急騰・急落した銘柄

投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす重要な事実が発生した銘柄

インターネットの掲示板等で話題になっている銘柄

一般から寄せられた情報に取り上げられている銘柄

次に、これら報告・資料に基づいて、株価操作、内部者取引等、法令違反の疑いのある取引について詳細な分析を行い、事実関係について審査を行います。併せてこうした取引に関与していた証券会社に行為規制違反等の問題のある行為がなかったかについても審査を行います。審査の結果、問題が把握された事案については、担当部門に情報提供し、さらに一層の究明がなされることとなります。

また、自主規制機関である証券取引所、日本証券業協会等の市場監視部門とは、定期的又は随時に必要な情報交換を行うなど緊密な連携を図っています。

3. 現状分析及び外部要因

(1) 証券会社は投資家と市場をつなぐ市場仲介者として、証券市場において極めて重要な役割を担っていますが、証券会社やその役職員による法令違反行為は跡を絶たず、監視委員会の検査において同じような違反行為が繰り返し指摘されています。例えば、繰り返し指摘される法令違反としては、実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき行為や取引一任勘定取引契約の締結等の事例が挙げられます。また、一部の証券会社においては、取引一任勘定取引契約の締結等、前回検査で指摘された法令違反行為と同様の違反行為が行われた事例も認められました。これらは、役職員の法令遵守意識の欠如や証券会社の内部管理体制の不備が原因と考えられることから、このような事例については、法令違反行為のみならず、その原因も併せて指摘しているところで（【資料1-9-2 検査結果の状況】参照）。

(2) 株式市場においては、クロスボーダー取引の拡大やインターネットを利用した取引の拡大、デリバティブ等を組み込んだ複雑な新しい金融商品の登場など、その環境が大きく変化してきている状況にあります（【資料1-9-3 インターネット取引の口座数】参照）。

【資料 1 - 9 - 2 検査結果の状況】

(単位：社、機関)

	10年7月～ 11年6月	11年7月～ 12年6月	12年7月～ 13年6月	13年7月～ 14年6月	14年7月～ 15年6月
検査終了会社及び機関数	78	94	97	90	135
証券会社	76	94	95	83	122
登録金融機関	-	-	2	7	12
金融先物取引業者	1	-	-	-	-
自主規制機関	1	-	-	-	1
問題点が認められた 会社及び機関数	70	80	62	57	78
市場ルール等関係	63	72	53	39	50
営業姿勢関係	19	28	10	5	5
内部管理体制関係	50	57	42	43	57
その他	1	-	-	-	1

- (注) 1. 「検査終了会社及び機関数」とは、当該検査年度中に検査結果通知書を交付し、検査が終了した会社・機関の数をいい(前検査事務年度着手分を含む) 特別検査(機動検査及びテーマ別検査)を含み、支店単独検査は含まない。
2. 「登録金融機関」とは、平成 10 年 12 月以前は証券業務の認可を受けた金融機関である。
3. 「自主規制機関」とは、日本証券業協会、証券取引所、金融先物取引業協会及び東京金融先物取引所である。
4. 「問題点が認められた会社及び機関数」とは、検査結果通知書において問題点を指摘した会社・機関の数をいう。
5. 「市場ルール等関係」、「営業姿勢関係」、「内部管理体制関係」及び「その他」とは、各々の項目で問題点が認められた会社・機関の数をいう。したがって、各項目で重複する会社・機関があるため、各項目の合計と「問題点が認められた会社及び機関数」の数値とは一致しない。

【資料 1 - 9 - 3 インターネット取引の口座数】

(単位：口座)

	11年10月末	12年9月末	13年9月末	14年9月末
口座数	296,941	1,325,795	2,481,724	3,552,991
増減	-	1,028,824	1,155,929	1,071,267

(日本証券業協会「インターネット取引に関する調査結果(15年3月末)について」より)

- (3) こうした状況にかんがみ、平成 14 年 6 月の閣議決定「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」において「個人投資家の証券市場への信頼向上のためのインフラ

整備等の証券市場の構造改革の推進」が示され、これを踏まえて、「証券市場の改革促進プログラム」(平成 14 年 8 月)や「中期的に展望した我が国金融システムの将来ビジョン」(平成 14 年 9 月・金融審議会答申)では、証券市場の信頼性を損なうディスクロージャー違反に対する監視を強化するとともに、悪質な市場仲介者等に対する検査・調査の充実といった監視委員会の機能の拡充、人員の増強といった体制の強化が必要とされています。また、平成 14 年 12 月に政府において取りまとめられた「規制改革の推進に関する第 2 次答申」においても、証券取引分野における市場監視機能の強化等が求められています。

4. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

平成 14 事務年度における本政策目標に係る実施状況は以下のとおりです。

犯則事件の調査・告発

平成 14 事務年度の告発件数及び告発人数は以下のとおりです。

【資料 1 - 9 - 4 平成 14 事務年度告発件数及び告発人数】

(単位：件、人)

区 分	告発件数	告発人数
インサイダー取引	5	7
風説の流布及び偽計	1	1
偽計	1	2
虚偽の有価証券報告書等提出	3	12
合 計	10	22

これら事件の告発に当たって、監視委員会では、常日頃から証券市場における様々な動きに対して監視をしてきたところであり、また、個人投資家に調査などの端緒となる情報の提供を呼び掛けたり、監視委員会のホームページ上においても、情報受付コーナーを設けるなど積極的な情報収集を行いました。これらにより、得られた情報については、情報処理担当者がインサイダー取引、相場操縦、ディスクロージャー違反、証券会社の営業姿勢に関する情報等その内容に応じて分類・整理して速やかに監視委員会内の各担当部門、財務局監視官又は行政部局に回付してきました。そして取引の公正を害する事実が認められたものについて、当該事実を迅速に解明するよう努めてきたところです。

【資料 1 - 9 - 5 情報の受付状況】

(単位：件)

	10年7月～ 11年6月	11年7月～ 12年6月	12年7月～ 13年6月	13年7月～ 14年6月	14年7月～ 15年6月
インターネット	49	359	606	1,282	1,804
電 話	77	198	390	408	749
文 書	55	156	205	291	290
来 訪	21	19	64	58	50
財務局等から回付	39	57	91	142	163
合 計	241	789	1,356	2,181	3,056

(注) インターネットによる情報の受付は平成 11 年 4 月から開始した。

検査

14 事務年度の検査実施件数は以下のとおりです。

【資料 1 - 9 - 6 平成 14 事務年度の検査実施件数】

(単位：社)

区 分	検査実施件数	年度当初計画数
国内証券会社	95 社	91 社
外国証券会社	18 社	17 社
登録金融機関	13 社	13 社

(注) 上記以外に、財務局長等が単独で支店のみの検査を 30 社実施したほか、委員会検査において、特別検査として、機動検査 2 社及びテーマ別検査 3 社を実施しています。

また、14 事務年度に検査着手した検査(支店単独検査を除く)の 1 検査対象当たりの平均延べ検査投入人員(臨店期間分)は、以下のとおりとなっています。

【資料 1 - 9 - 7 1検査対象当たりの平均延べ検査投入人員】

(単位：人・日)

区 分	平均延べ検査投入人員
国内証券会社	100
外国証券会社	105
登録金融機関	21

さらに、検査基本計画に従い、以下の取組みを行いました。

ア．検査の機動性の向上

監視委員会に寄せられる各種情報や証券市場等で話題になっている情報等を有

効に活用し、証券市場の公正性を害すると疑われるような事例等に対する機動的な検査を2社実施し、効率的な事務運営に努めました。その結果、いわゆる引値保証取引等に関し、証券会社の自己売買部門において、株価の終値が上がることにより自己の利益が発生する状況下で株価の終値を作為的に引き上げる、実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引が認められ、金融庁長官等に行政処分を求める勧告を1件行いました。

イ．複雑な金融商品に係る営業姿勢等の重点的な点検

デリバティブ等を組み込んだ複雑な金融商品の勧誘等について、不適正な行為が行われていないか重点的に点検を行った結果、複数の証券会社において、EBが株券による償還となる場合に備えて保有していた対象銘柄の終値を引き下げる目的で、作為的な相場を形成する一連の売買取引を行っていた事例が認められ、金融庁長官等に行政処分を求める勧告を3件行いました。

ウ．インターネット等を利用したオンライン取引に係る内部管理体制等の点検

インターネット取引を取り扱う複数の証券会社において、売買審査体制が不十分なため、買い上がり買付けと自己対当取引を繰り返すなどの作為的相場形成となる注文を継続的に受託している事例、顧客が空売りの価格規制を潜脱する目的で行った短時間に連続する信用売り注文を受託している事例、顧客の注文が本人になりすましている疑いがあるにもかかわらず受託している事例が認められ、市場の公正性を確保するため、インターネット取引を取り扱う証券会社の売買審査体制や顧客管理体制の適正性を確保するための適切な措置を講じるよう、金融庁長官等に建議を行いました。

エ．証券市場の新たな動き等に即応したテーマ別検査の実施

証券市場の新しい動きに即応し、検査項目のテーマを絞った事象対応型の検査（テーマ別検査）を実施した結果、自己売買を主要な業務のひとつとしている証券会社において、自己の売買を有利にするために約定させる意思の無い発注を繰り返す、実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引が認められたため、金融庁長官等に行政処分を求める勧告を1件行いました。

オ．前回検査における問題点の改善状況の点検

前回検査で指摘された法令違反行為（取引一任勘定取引の契約の締結、投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買等）について、その改善状況を重点的に点検した結果、一部の証券会社において、再び同様の違反行為が認められたため、金融庁長官等に証券会社に対する行政処分を求める勧告を8件行いました。

カ．証券会社に対する検査周期の短縮化

13事務年度は証券会社96社の検査を実施し、その検査周期は3.0年であったのに対して、14事務年度は証券取引検査官の大幅な人員増等を最大限活用し効率的な検査の実施に努めた結果、証券会社113社の検査を実施することができ、その検査

周期を 2.5 年に短縮することが出来ました¹。

キ．その他

被検査法人を業態別に区分した部門制の導入（平成 14 年 7 月から）や、海外証券規制当局との意見交換、自主規制機関との連携強化等を実施し、効率的な検査の運営に努めました。

取引審査

ア．株価形成に関しては、株価が急騰するなど不自然な動きをしたものを中心に 147 件（株価が急騰したもの 140 件、株価が維持・固定されたもの 7 件など）の審査を行いました。審査の対象とした株価が急騰した銘柄の中には、特定委託者グループにより株価が引き上げられたのではないかと疑われる売買が認められました。

イ．内部者取引に関しては、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすと思われる情報を公開することにより株価が大きく変動したものを中心に 495 件（業績予想の下方修正 163 件、業績予想の上方修正 64 件、新株等の発行等 56 件など）の審査を行いました。審査の結果、内部者取引の疑いが認められた者には、発行会社の役職員のほか、発行会社の取引先及びその役職員も含まれていました。

ウ．その他風説の流布等に関しては、インターネットの書込みに着目した審査など 42 件の審査を行いました。

エ．政府において取りまとめられた「改革加速のための総合対応策」（平成 14 年 10 月）を受けて、平成 14 年 11 月に市場分析審査室内に特別チームを編成し、その中で示された各種の施策に係るインターネットを通じた風説の流布等について重点的に監視を行いました。

オ．イラク情勢などの国際情勢の緊迫化等を背景とした投資家の市場に対する不安感を払拭し、株式市場の適正な運営を図る観点から、平成 15 年 3 月金融庁において、「株式市場の適正な運営の確保について」がとりまとめられました。監視委員会においても、この中の方策の一つである「厳格な市場監視」において、「証券取引所等と密接に連絡を取りつつ、証券取引法に違反する行為について、厳正に対処する。」こととしました。

これを受け、監視委員会においては、東京証券取引所及び日本証券業協会のそれぞれとの間において市場監視連絡協議会を設置し、それぞれの市場監視担当者との間で、市場における不自然な取引等について迅速な情報交換を行うようにしました。

犯則事件の調査・告発、検査及び取引審査共通（監視機能の充実・強化）

「証券市場の改革促進プログラム」（平成 14 年 8 月・金融庁）や「中期的に展望し

¹ 検査周期の算定方法・・・全証券会社数（13.6 末 292 社、14.6 末 287 社）／当該年度に検査着手をした証券会社数

たわが国金融システムの将来ビジョン」(平成14年9月・金融審議会答申)において、証券市場の信頼性を損なうディスクロージャー違反に対する監視を強化するとともに、悪質な市場仲介者等に対する検査・調査の充実といった監視委員会の機能の拡充・体制の強化が必要とされました。監視委員会としては、市場監視体制の充実・強化を図るため以下の取組みを行ったところです。

ア．平成15年度の機構・定員において、ディスクロージャー違反の徹底摘発に向けた犯則事件の調査体制の強化、証券会社の法令違反行為を見逃さない検査体制の確保及びインターネットを利用した不公正な取引に対する日常的な市場監視体制の強化を大きな柱として増員要求を行った結果、平成14年度末の定員(182人)に対して、犯則事件の調査を担当する21人を始め37人の増員が認められ、監視委員会の平成15年度末の定員は217人となりました。

イ．大手証券会社元副社長を委員長補佐官として登用したほか、弁護士や公認会計士等9人を登用するなど、合計20人の民間専門家を登用して、虚偽の記載のある有価証券報告書の提出等に係る犯則調査体制や証券会社に対する検査体制並びに市場監視体制を強化しました。

(2) 評価

犯則事件の調査・告発については、監視委員会発足以来の最高の件数である10件(22人)の告発を行い、中でも、昨今インターネットが普及している中、インターネットを利用した風説の流布・偽計について初めて告発を行ったほか、ディスクロージャー違反(虚偽の有価証券届出書・有価証券報告書等の提出)への監視強化が求められている中、虚偽の有価証券届出書提出についても初めて告発するに至ったことなど、監視委員会の最も重要な責務の一つである犯則事件の調査を着実に果たしてきていると考えています。

検査については、証券会社等126社に対して検査を実施しました。特に、証券会社の自己売買部門が実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買を行っていた事案について、金融庁長官等に行政処分を求める勧告を6件行ったほか、証券会社が個人投資家向けに有価証券の募集の取扱いや売出しを行う場合における説明等のルールの整備及びインターネット取引を取り扱う証券会社の売買審査体制や顧客管理体制の適正性を確保するための適切な措置を求め、金融庁長官に対する2件の建議を行うなど、上記(1)のとおり、効率的・効果的な事務運営に努めました。

取引審査については、上記(1)とおり合計684件の審査を実施しました。審査の結果、問題が把握された事案については、担当部門に情報提供したうえで、一層の究明がなされました。また、こうした審査活動を通じた証券市場に対する日常的な市場監視は、不公正な取引を未然に防止するための直接的又は間接的な抑止力としても機能していると考えられます。

以上を踏まえれば、監視委員会の活動は証券市場等における投資家の保護及び取引の公正性の確保に寄与しているものと考えます。

5 . 今後の課題

金融システム改革をはじめとする様々な制度改革が実施され、証券分野においては、金融システムの抜本的な改革により、株式委託手数料の大幅な低下、インターネット取引を専門とする証券会社の登場、銀行による投資信託の販売の増加など、証券市場における競争促進について一定の成果が現れてきていますが、一方で、クロスボーダー取引の一層の拡大や、国内外における市場間競争の活発化、インターネット上で発せられる様々な情報の急速な増大やインターネットを利用した取引の増大など証券市場を取り巻く環境は日々刻々と変化しています。また、我が国経済の再生・発展のためには、銀行システムを中心とした間接金融に加え証券市場を中心とした直接金融の発展が必要であり、とりわけ個人投資家が証券市場に積極的に参加することが必要であるとされています。そのためには、投資者の証券市場に対する信頼を確保することが重要であり、監視委員会としては、更に、必要な人員の確保を含む監視体制の充実・強化を図り、市場における様々な動きに迅速かつ的確に対応し、効果的な犯則事件の調査、証券会社等に対する検査及び日常的な市場監視を実施していくことが不可欠であると考えています。

このため、平成 16 年度において、監視体制の充実・強化を図るための機構定員要求を行う必要があります。

6 . 当該政策に係る端的な結論

前述 4 . (2) のとおり政策の達成に向けて成果が上がっていますが、証券市場を取巻く環境の変化に的確に対応し、投資者の証券市場に対する信頼を確保するため、市場監視体制の充実・強化を更に図るなど取組みの充実や改善等を行う必要があります。

7 . 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

8 . 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、犯則事件の告発状況、検査実施状況、取引審査実施状況等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 犯則事件の告発実績
- ・ 検査実績
- ・ 1検査対象当たりの平均延べ検査投入人員
- ・ 取引審査実績
- ・ 情報の受付状況
- ・ 日本証券業協会「インターネット取引に関する調査結果（15年3月末）について」

9 . 担当部局

証券取引等監視委員会事務局

（総務検査課証券取引検査官室、市場分析審査室、特別調査課）

1. 政策名

投資知識の普及・情報の提供

2. 政策の目標

(目標)

個人投資家等が自己責任に基づいて主体的に金融商品を選択し、取引が行えることに資するため、金融庁ホームページを活用した金融・証券に関する情報の提供や、学校における金融・証券教育推進のための支援等に努める。

(業績指標) ホームページの充実状況

(説明)

平成 12 年 6 月の金融審議会答申において、「今後、金融庁を中心とする関係当局は金融分野における消費者教育に積極的に取り組むべきであり、そのための具体的対応の検討が期待される」と施策の必要性についての指摘がなされているように、個人投資家等をはじめ国民が自らの判断と責任で金融商品の取引を行うためには、金融商品の仕組みやリスクとリターンとの関係などについての知識・理解が必要であり、金融庁においても、学校教育を含め、国民各層への金融知識の普及・情報の提供のより一層の充実を図り、これらについての国民の理解を増進する必要があると考えます。

また、平成 14 年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」に示された、貯蓄優遇から投資優遇への金融のあり方の転換を踏まえた直接金融へのシフトに向けて、証券市場の構造改革を一層推進していく等の観点からも、証券知識等金融分野全般にわたる知識の普及・情報の提供は一層重要なものとなっています。

これらを踏まえ、金融庁としては、金融庁ホームページを通じた金融・証券・保険関係団体等が行っている一般消費者向けの金融知識の普及活動を一覧的に紹介するサイトの新設や、中学・高校生向けの副教材の開発等を行うこととしました。

3. 現状分析及び外部要因

平成 10 年 12 月の金融システム改革法の施行等による、いわゆる日本版金融ビッグバン等を受けて、金融分野においては、様々な金融商品・サービス等が提供され、その提

供方法もインターネットを始め多様化してきています。また、平成14年4月からは、いわゆるペイオフが一部解禁されました。こうした金融環境の変化の中で、国民が自らの判断と責任で主体的に金融商品・サービス等を選択し、そのメリットを享受していくためには、金融商品や金融取引についての知識・理解を深めていくことが求められており、金融庁としても、これまで金融庁ホームページやパンフレット等の配布などにより金融知識の普及・情報提供等に取り組んできたところです。

また、平成14年5月に内閣府が実施した「証券投資に関する世論調査」において、66%の方が学校教育で金融・証券に関する基本的知識を教えることが必要と回答しており、その重要性が高まっていると考えます。

4. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

平成14事務年度における当該政策目標に係る実施状況は以下のとおりです。

金融庁ホームページ上の「金融サービス利用者コーナー」の充実
証券知識を含む金融知識全般の普及の観点から、金融庁ホームページにおいて、ア．トップページの「消費者情報コーナー」のレイアウトを変更し、「金融・証券情報コーナー」として、一般消費者向けの情報の集約化を図り、一般消費者が金融分野の情報について容易に見つけることができるようにし、利用の促進を図りました。(平成14年7月)

さらに、平成15年5月、同コーナーを「金融サービス利用者コーナー」として、一般消費者の同コーナーの利用の促進を図りました。

イ．同コーナーに、証券税制改正等に関する情報の欄を新設し、証券関係の情報の充実を図りました。(平成14年7月)

ウ．同コーナーに、金融・証券・保険関係団体等が行っている一般消費者向けの金融知識の普及活動を一覧的に紹介するサイト(「金融学習支援事業のご紹介(一般消費者向け)」コーナー)を新設しました。(平成14年11月)

同サイトでは、これらの団体等が行っている一般消費者向けの学習教材等の提供、講師の派遣、各種講演・セミナー等の事業に関する情報を紹介し、一覧的に、かつ、効率的に入手できるようにしました。

○ 「金融サービス利用者コーナー」の内容

13 事務年度末の状況	14 事務年度末の状況
<p>①金融商品等に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者保護制度の概要 (金融商品販売法、預金保険制度、保険契約者保護機構制度、投資者保護基金制度) ・金融商品等に関する基礎知識 ・その他の消費者情報 (借り過ぎにご注意!、電子金融取引) <p>②学校教育支援事業のご紹介</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教材等の提供 ・講師の派遣 ・各種セミナー・見学等 <p>③免許・登録などを受けている業者一覧</p> <p>④金融に係る講演会等のご案内</p> <p>⑤金融早わかりQ & A</p> <p>⑥苦情相談窓口について</p>	<p>①金融早わかりQ & A</p> <p>②金融サービスの利用者の保護の制度の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい預金保険制度について ・保険契約者保護 ・投資者保護 ・金融商品販売法の概要 <p>③電子金融取引</p> <p>④借り過ぎ・違法な金融業者にご注意!</p> <ul style="list-style-type: none"> ・違法な金融業者に関する情報 ・登録貸金業者情報検索サービス <p>⑤免許・登録などを受けている業者一覧</p> <p>⑥金融取引に関する苦情・相談窓口のご案内</p> <p>⑦金融トラブル連絡調整協議会</p> <p>⑧証券税制について</p> <p>⑨E D I N E T</p> <p>⑩金融知識の普及・金融教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校における金融教育の一層の推進に係る文部科学省への要請について ・金融広報中央委員会のホームページ <ul style="list-style-type: none"> ▶ 金融商品などに関する基礎知識 ▶ 金融学習支援事業のご紹介(一般消費者向け) <ul style="list-style-type: none"> ・ 学習教材等の提供 ・ 講師の派遣 ・ 各種講演・セミナー等 ▶ 学校教育支援事業のご紹介 <ul style="list-style-type: none"> ・ 教材等の提供 ・ 講師の派遣 ・ 各種セミナー・見学など <p>⑪その他の関連情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・はやわかり本人確認法

② 中学・高校生向けの金融分野に関する副教材の開発等

学校における金融分野の教育の一層の推進の観点から、平成14年11月に、文部科学省に対して金融教育の一層の推進について要請を行ったほか、平成15年4月から、中学・高校生向けの金融分野に関する副教材の開発に着手しました。

③ 金融庁では、これらのほか、

ア. 長年、中立公正な立場から金融に関する知識普及・広報活動等を行っている金

融広報中央委員会に対して、平成 14 年 8 月に、同委員会を中心とした金融・証券・保険関係団体や N P O 等との連携強化を要請しました。これを受けて、同年 11 月に、同委員会が設置した「金融に関する消費者教育の進め方についての連絡協議会」に参加している、

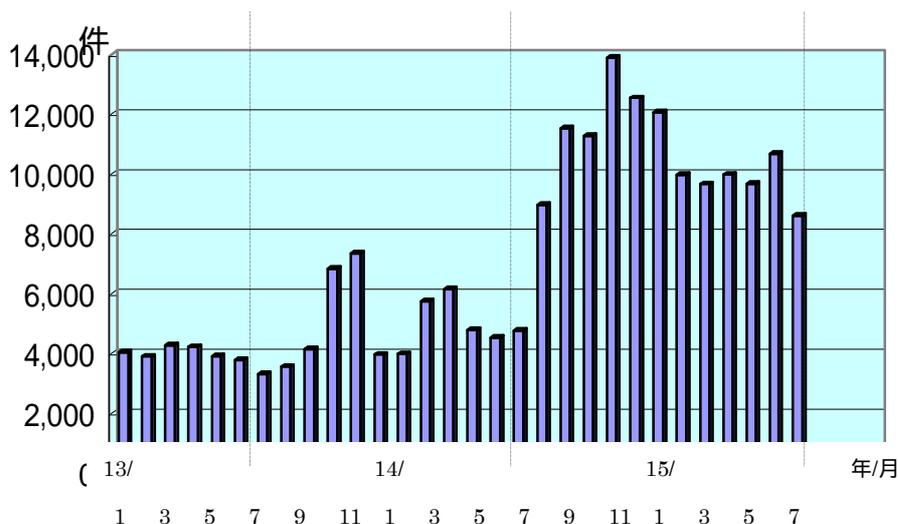
イ．昨事務年度に引き続き、預金保険制度や金融商品等に関する情報提供のためのパンフレット等の配布や、財務（支）局及び財務事務所の職員による一般消費者を対象とした講演会を実施するとともに、民間での活動の支援として金融・証券関係団体等が実施している金融知識普及等を目的とした講演会・セミナー等に対し、金融庁として「後援」する、

ウ．違法な金融業者（いわゆるヤミ金融）に対処するため、ホームページ上に、「違法な金融業者に関する情報」（平成 14 年 11 月）、「登録貸金業者情報検索サービス」（平成 15 年 5 月）の運用を開始している、
などを通じて、効率的な金融知識の普及に努めました。

（ 2 ） 評価

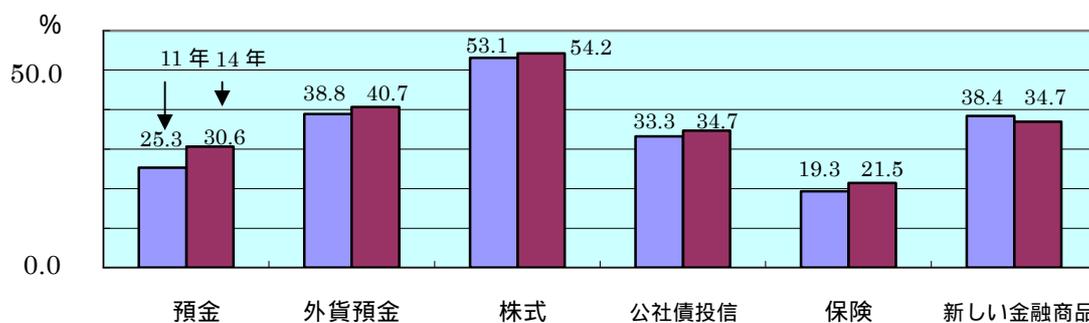
ホームページを活用した情報提供は、少ない経費と時間で多くの国民が利用できるなど極めて効率的です。平成 14 事務年度においては、金融庁ホームページ上の「金融サービス利用者コーナー」の内容を充実し、国民の利用の促進を図ったこともあり、同コーナーの 14 事務年度中の利用件数は、128,801 件（月間平均 10,733 件）となり、昨事務年度（59,068 件（月間平均 4,922 件））に比べ 118.1% 増と大幅に増加し、利用者の利便に寄与しています。

【資料 1 - 1 0 - 1 「金融サービス利用者コーナー」への接続件数】

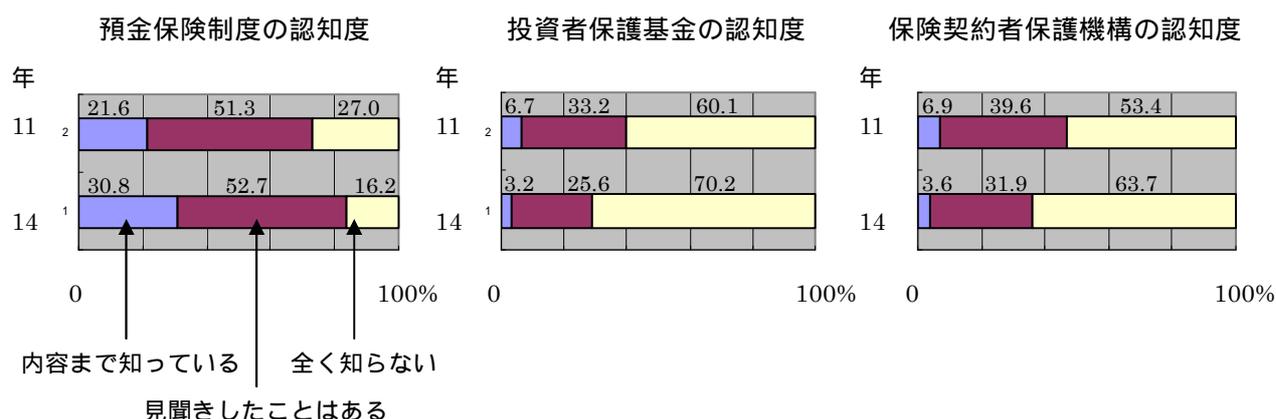


また、金融広報中央委員会が実施した「家計の金融資産に関する世論調査(平成 14 年)」によると、金融商品に対する「自己責任」の受け止め方について、デリバティブ商品などの新しい金融商品を除き、預金、外貨預金、株式、公社債投信、保険については、「自分で責任を持つのは当然である」とする回答が、金融庁発足前の平成 11 年に比べ 14 年は、若干ながら上回っています。また、預金保険制度の認知度においては、「内容まで知っている」、「見聞きしたことはある」とする回答が、14 年で 83.5%と平成 11 年に比べ 10.6%も増加しています。他方、投資者保護基金¹や保険契約者保護機構²に対する認知度については、14 年は 11 年に比べ「全く知らない」とする回答が増加しており、こうした投資者や保険契約者保護の仕組みについての一層の周知が必要と考えます。

【資料 1 - 10 - 2 家計の金融資産に関する世論調査(平成 14 年)】
自己責任の受け止め方(「自分で責任を持つのは当然」とする回答の割合)



(注)「預金」は外貨預金を除く。また、「新しい金融商品」は、デリバティブ商品などである。



(出所) 金融広報中央委員会「家計の金融資産に関する世論調査(平成 14 年)」

¹ 投資者保護基金は、証券会社の破綻時に、何らかの事故等の発生により、顧客から預かった財産を返還できなくなった場合に保証を行います。

² 保険契約者保護機構は、破綻した保険会社の契約者の保険金や年金の支払いを補償するために、各保険会社が積み立てた資金を使って契約を保護します。

5 . 今後の課題

- (1) 「金融サービス利用者コーナー」の内容の充実により、本コーナーへの接続件数は昨事務年度に比べ大幅に増加しているものの、国民の金融分野における消費者保護制度等の理解増進のためには、なお一層の拡充が課題です。
- (2) 金融知識の普及活動は、平成 15 年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」で示された証券市場の構造改革と活性化を推進し、直接金融の拡大・充実を図る観点からも、より一層推進していくことが必要ですが、即効性のあるものではなく、着実、かつ、継続して取り組んでいくことが重要です。
- (3) その意味では、特に学校段階からの金融分野の教育の推進等をより一層充実することが必要です。従来、金融分野の教育の推進については、中学・高校生を中心に取り組んできたところですが、今後は、小学生をも対象にした啓発活動についても取り組んでいく必要があります。

また、そうした教育の推進等の一環として、平成 16 年度において、卒業を前にした高校 3 年生を対象に、金融に関する基礎的な内容を記載したパンフレットの作成・配布のための予算要求を行う必要があります。

6 . 当該政策に係る端的な結論

前述 4 . (2) のとおり、政策の達成に向けて成果が上がっていますが、国民への金融知識普及活動は、着実、かつ、継続して取り組んでいくことが重要です。特に、学校段階からの金融分野の教育の推進等をより一層充実することが必要です。

7 . 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

8 . 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、金融庁ホームページ「金融サービス利用者コーナー」の接続件数や、金融広報中央委員会が公表した「家計の金融資産に関する世論調査（平成 14 年度）」を参考としつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・金融庁ホームページの「金融サービス利用者コーナー」の接続件数
- ・金融広報中央委員会「家計の金融資産に関する世論調査（平成 14 年）」

9 . 担当部局

総務企画局政策課

1. 政策名

「中期ビジョン」のとりまとめ

2. 政策の目標

(目標)

活性化された経済を支える活力ある金融システムの確立に向けた金融の将来像を展望する観点から、金融審議会に諮りつつ、「中期ビジョン」を早急に取りまとめる。

(業績指標) 「中期ビジョン」の策定状況

(説明)

我が国経済がバブルの崩壊などで激変する中、成長率は低迷し、依然としてデフレ状況が続いています。また、グローバル化や IT 化が急速に進展し国際競争が激しさを増す中、既存産業の空洞化も進んでいます。

このような状況の下、活力があり、安定した金融システムの確立のため、金融システム改革をはじめとする制度改正等を実施してきましたが、今後、さらなる取組みを考え、いく上で、時代の変化に適合した金融システムの将来像についての明確なビジョンが必要です。

また、現在、我が国の金融システムは、株式市場が低迷する中で不良債権問題等の課題に直面しており、これらの現下の課題に対しても、将来のビジョンをしっかりとった上で、それと整合的に対処していくことが望まれます。

3. 現状分析及び外部要因

平成 13 年 10 月に、柳澤金融担当大臣(当時)の私的懇話会として「日本型金融システムと行政の将来ビジョン懇話会」が設けられ、我が国の金融システムの将来像について議論が行われ、平成 14 年 7 月に報告書「金融システムと行政の将来ビジョン」が公表されました¹。一方、平成 14 年 6 月には、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」が閣議決定され、その中で、金融庁において中期ビジョンを早急にとりまとめることとされました。

¹ <http://www.fsa.go.jp/news/newsj/13/singi/f-20020712-1.pdf>

4. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

平成14年7月に開催された第11回金融審議会総会において、柳澤金融担当大臣(当時)から、金融審議会において我が国金融システムの中期ビジョンについての答申をとりまとめてほしいとの要請がなされました。

これを受け、金融審議会では、中期ビジョンに関するスタディグループ(座長: 蟬山昌一委員)を設けるとともに、総会・金融分科会合同会合を開催し、我が国金融システムの中期ビジョンについて議論を行い、平成14年9月に答申「中期的に展望した我が国金融システムの将来ビジョン」をとりまとめました²。

本答申においては、金融システムを取り巻く経済環境が変化する中、「将来ビジョン」として、これまでの銀行中心の預金・貸出による資金仲介(「産業金融モデル」)は存続するものの、価格メカニズムが機能する市場を通ずる資金仲介(「市場金融モデル」)の役割がより重要になるという意味で、「市場機能を中核とする複線的金融システム」への再構築が必要であることが指摘されています。

このような再構築に向けた具体的な取組みとして、同答申では、

金融仲介機関においては、) 適正なリスク評価に基づくリターンの確保、) 金融仲介機関の機能の分化・専門化、) 金融商品の多様化とアクセスの改善、の3つの基本的方向を目指すべき、

企業・個人の関わり方については、企業に対しその成長段階等に応じた資金調達が可能となるよう、市場の一層の活用が必要である一方、個人において種々の金融商品から自由に選択が可能となるとともに、利用者保護の観点から安心して取引が行える環境整備が重要、

行政においては、) 金融仲介機関の競争促進とともに、その機能の分化、専門化の進展に応じ、機能を主軸とした観点からの適切な対応が重要、) 市場機能を十分に発揮させ、真に厚みのある市場とするための包括的な取組みが必要、) 公的金融については、市場機能を中核とする金融システムと整合的な形で改革を進められることが必要、

といった提言がなされています。

同答申では、さらに、「将来ビジョンへの架橋として取り組むべき課題」として、預金取扱金融機関、証券会社、保険会社等各類型毎の金融仲介機関のビジネスモデルの転換等、 市場に対する信頼性の確保、安定性・効率性の向上といった証券市場の

² http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/siryou/f-20020930-2b.pdf

改革促進に向けた取組み、公的金融の改革等その他の施策への積極的な取組み、についても提言がなされています。

(中期ビジョンのとりまとめに係る金融審議会の開催状況)

14年7月31日(水) 金融審議会総会

・ビジョン懇報告書の内容を聴取し、「中期ビジョン」についての議論を開始

8月27日(火) 第1回スタディグループ

9月3日(火) 第2回スタディグループ

9月9日(月) 金融審議会総会・金融分科会合同会合

9月10日(火) 第3回スタディグループ

9月13日(金) 第4回スタディグループ

9月30日(月) 金融審議会総会・金融分科会合同会合

・答申とりまとめ

(2) 評価

前述(1)のとおり、金融審議会において、我が国金融システムの中期ビジョンについて議論を行い、答申「中期的に展望した我が国金融システムの将来ビジョン」(以下「中期ビジョン」という。)をとりまとめました。これによって、金融システムを取り巻く経済環境が変化する状況の下、活力があり、安定化した金融システムの確立のための今後の取組みを考えていく上で必要な金融システムの将来像についてのビジョンが示されました。

これを受け、金融庁は、証券市場の改革促進等に向けた取組みとして、

- ・証券仲介業制度の創設等を内容とする証券取引法改正
- ・公認会計士監査の充実・強化を図るための公認会計士法改正
- ・株式投資の大幅減税・納税手続等の簡素化を内容とする証券税制改革

を行ったほか、不良債権問題の正常化に向けた取組みとして「金融再生プログラム」を策定し、そこに示された施策を実施するなど、「中期ビジョン」に示された将来像に向けた取組みを行ったところです。

また、「中期ビジョン」において示されたビジョンに沿って、我が国の金融システムが利便性と魅力に富んだものとなっていくためには、行政のみならず、金融機関等、民間側の関係者の取組みも必要となりますが、これについては、各金融機関等とも、金融システムを取り巻く経済環境の変化に直面する中、それぞれビジネスモデルの転換等に向けた取組みを行っているところです。

5．今後の課題

今後も、活力があり、安定化した金融システムが確立され、その諸機能が適切に発揮され、我が国経済の活性化に資するといった観点から、「中期ビジョン」に示された将来像に向けて引き続き各般の取組みに努めていく必要があります。

6．当該政策に係る端的な結論

前述4及び5のとおり、政策の達成に向けて成果が上がっており、更に、今後も、そこに示された将来像に向けて引き続き各般の取組みに努める必要があります。

7．学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

8．注記（政策効果把握方法及び評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、金融審議会の実施状況を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

・金融審議会の開催実績

9．担当部局

総務企画局企画課

政策 2 - 1

1. 政策名

証券決済システムの改革

2. 政策の目標

(目標)

金融審議会答申「21世紀を支える金融の新しい枠組みについて」及び証券決済システム改革ワーキンググループ報告書「21世紀に向けた証券決済改革について」等を踏まえ、関係省庁と連携を図りつつ、証券決済システムの改革に向けた制度整備を引き続き行う。
(業績指標) 証券決済システムの改革に向けた制度整備の実施状況

(説明)

証券決済システムの改革については、平成12年6月の金融審議会答申「21世紀を支える金融の新しい枠組みについて」において、

従来は株式、社債、国債それぞれにつき異なる法律に基づき決済が行われており、これに伴って有価証券ごとに別々の決済機関が存在しているため、これらの各種有価証券につき統一的、横断的制度を導入することにより、別々に行われる投資の一本化を図ることができ、決済事務も統一できるため効率化を図ることができること

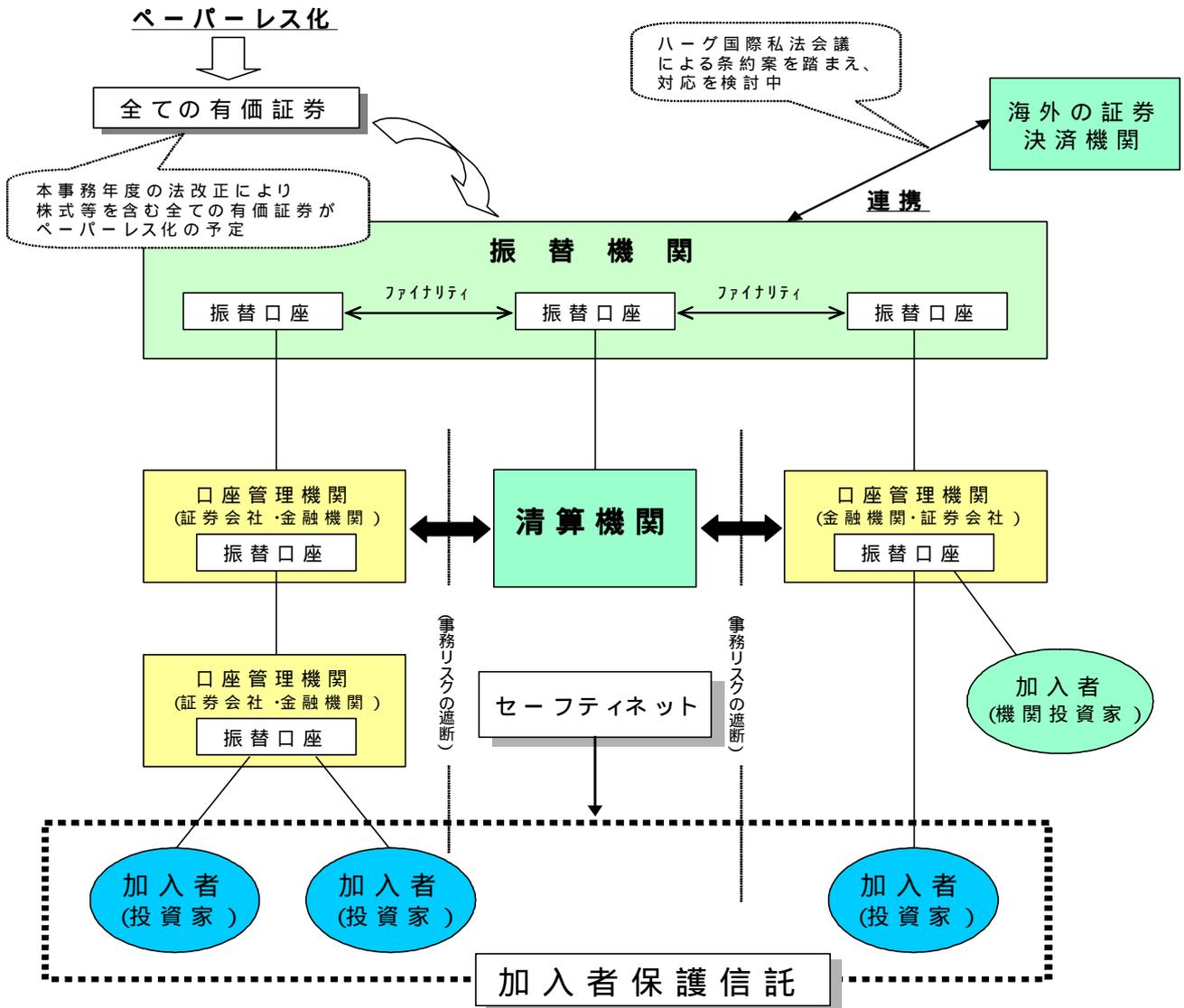
有価証券の無券面化を可能とする法制の整備により、有価証券の作成・保管に伴うコストの排除が可能なこと

などから、我が国の証券決済システムを抜本的に改革し、その安全性・効率性を向上させることが必要との認識のもと、「統一的な証券決済法制や無券面化を可能とする法制等の整備を図るため、金融行政当局においては、立法化に必要な検討を早急に進めるべきである」と施策の必要性についての指摘がなされています。

また、同審議会の証券決済システム改革ワーキンググループの報告書「21世紀に向けた証券決済改革について」において「統一的な証券決済法制の整備については、先に述べたとおり、既存の制度からの円滑な移行に配慮しつつ、関連する諸制度との関係を整理しながら、可能な方式・有価証券から法制整備を行っていくことが適当であると考えられる」と施策の進め方について提言が行われております。

これらを受け、金融庁においては、証券決済システムの改革を図る法制整備を行っていくこととしており、今年度においても引き続き所要の法制整備に取り組むこととしました。

【資料 2 - 1 - 1 目指すべき証券決済システム】



3. 現状分析及び外部要因

証券決済システムは証券市場の国際競争力を左右する制度的基盤であり、証券取引のグローバル化の下で、この証券決済システムをより安全で効率性の高いものに改革していくことが重要です。金融庁は、法務省をはじめとする関係省庁や市場関係者とともに証券決済システムの改革に取り組み、平成 13 年 6 月には「短期社債等の振替に関する法律」(新規立法)及び「株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律」(ともに法務省と共管)によりコマースパーパー(CP)¹のペーパーレス化及びCPに係る振替制度の創設と、保管振替機関を株式会社形態に変更する法整備を行いました。

¹ コマースパーパー(CP)とは、企業が公開市場で割引形式で発行する無担保の約束手形のこと。

さらに、これらの法整備に留まることなく、包括的な証券決済法制の対象拡大など証券市場の一層の整備に向けた検討を継続し、平成 14 年 6 月には「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律」(法務省・財務省と共管)により、

- ア．券面を必要としない統一的な証券決済法制の対象を C P から社債、国債等へ拡大し、
 - イ．単層構造の仕組みを発展させて、一般投資家が証券会社・銀行等に口座を開設することを可能とする多層構造の振替決済制度を創設し、
 - ウ．安全かつ効率的な決済を行うためにより有効な清算を可能とするための制度整備を行う
- など、決済の迅速化・確実化をはじめとする証券市場の整備のための所要の法整備を行ったところです。

4．事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

平成 14 事務年度において、金融庁は、証券市場の構造改革の一環として、平成 14 年 8 月の「証券市場の改革促進プログラム」において証券決済システムの整備を掲げ、具体的施策として、平成 13 事務年度において成立した「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律」により導入された社債等振替制度や清算機関制度などの新しい証券決済制度の円滑な実施を図るため、政省令の策定や税制の整備等の目標を掲げました。

当該政策目標に係る実施状況は以下のとおりです。

「社債等の振替に関する法律施行令」、「一般振替機関の監督に関する命令」、「加入者保護信託に関する命令」、「証券取引清算機関等に関する内閣府令」等の関係政省令を策定し、以下の事項について整備を行いました。(平成 14 年 12 月公布、平成 15 年 1 月施行。)

- ・ 振替制度による権利移転の手続等、振替制度等に係る所要の整備
- ・ 加入者への支払手続等、加入者保護信託制度に係る所要の整備
- ・ 清算機関が対象とする取引範囲の明確化等、清算機関制度に係る所要の整備

等

清算機関が受け取る公社債利子の源泉徴収不適用、加入者保護信託へ支払う負担金の損金算入等の加入者保護信託制度の円滑な実施に必要な税制整備を内容と

する税制改正要望を行い、措置されることとなりました。

実務面において新しい証券決済制度に基づいた清算機関と振替制度が稼動するにあたり、清算機関への免許の付与、振替機関の指定及び加入者保護信託契約の認可等、所要の事務を行いました。

(2) 評価

平成 14 事務年度は、上記の各措置により、「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律」に基づく新しい証券決済制度が円滑に導入されました。

また、民間においても、日本証券クリアリング機構(統一清算機関)の稼動開始(15年1月14日)、加入者保護信託制度の開始(15年1月17日)、日本銀行における新制度に基づく国債振替決済制度の稼動開始(15年1月27日)、証券保管振替機構における新制度に基づくペーパーレスCP(短期社債)の振替制度の稼動開始(15年3月31日)といった実務面での対応がなされるなど、現行システムから新しいシステムへのスムーズな移行が行われてきており、新制度に基づく清算機関や振替制度が順調に立ち上がり、有価証券のペーパーレス化が進みました。

以上のことから、着実に証券決済システム改革の成果が上がっているものと考えられます。

5. 今後の課題

証券市場の国際競争力の維持・向上のために、今後引き続き現行のシステムから新しいシステムへの移行に向けた取組みを進めることが必要です。

具体的には、その制度的基盤である株式を含めた全ての有価証券についての統一的証券決済法制の完成に向けて、法制審議会における検討結果を踏まえ、株式についてより安全で効率的な決済を可能とする観点から、以下の取組みを行う必要があります。

会社が定款で株券を発行しない旨の定めをすることができるものとするにより、株券のペーパーレス化を図ること

現行の「株券等の保管及び振替に関する法律」に基づく株券保管振替制度に代わる新たな振替制度として、社債や国債等と同様の安全で効率的な振替制度を整備すること

また、政府における法制整備とあわせて、幅広い市場関係者が結集し、決済期間の短縮化、市場慣行、事務処理フロー等の見直しについて検討を行い、主体的かつ積極的に改革を推進していくことが不可欠です。

さらに、国際間の証券決済等について検討を行うことが必要です。

6．当該政策に係る端的な結論

前述4.(2)のとおり、政策の達成に向けて成果が上がっており、今後も統一的証券決済法制の完成に向けて、法令整備や検討を進めていくことが必要です。

7．学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

8．注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、証券決済システム改革に関する法制度の実施状況及び実務面での進展状況等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 規定の整備及び実施状況
- ・ 整備に係る法令に基づく証券決済制度の稼動状況

9．担当部局

総務企画局市場課

政策 2 - 2

1. 政策名

証券取引法に基づく企業内容等のディスクロージャーの充実

2. 政策の目標

(目標)

株券等の大量保有報告書等の開示書類の電子化を実現するため、証券取引法施行令、関係内閣府令等の改正をし、併せて電子開示システム（E D I N E T）の整備を図る。

(業績指標) 証券取引法施行令等の整備状況
電子開示システムの整備状況

(説明)

有価証券報告書等の企業内容等の開示制度は、有価証券の投資判断資料の提供という証券取引の根幹を成すものであり、その効率的な運営は公正で透明な証券市場の維持と幅広い投資者の保護の為には必要不可欠なものです。

更に、当該開示制度の電子化の推進は、発行体企業における開示手続、投資家等への企業情報の提供等の迅速化・効率化、それに伴う投資拡大や発行体企業の資金調達の効率性の向上が見込まれ、ひいては証券市場の活性化にも資することが期待されます。このようにその電子化の必要性・公益性は極めて高いものです。

特に、平成 13 年 6 月に閣議決定された「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」に示されたように、従来の預貯金中心の貯蓄優遇から株式投資等の投資優遇へとといった金融のあり方の転換が求められているなか、企業情報へのアクセスの簡易性、迅速性を高め、有価証券発行会社への投資を一層活性化することは、日本経済の構造改革と早期再生を推進するための、基本的なインフラ整備として重要なものと考えます。

これらを踏まえ、平成 14 事務年度においては、更なる基盤整備推進を目標として、大量保有報告書等の開示書類の提出について、E D I N E T を利用した電子媒体による提出を可能とするよう、前事務年度に引き続き、証券取引法施行令等の一部改正等法令の整備及び E D I N E T システムの構築に鋭意取り組むこととしました。

3. 現状分析及び外部要因

平成 9 年 6 月の証券取引審議会の報告書において、ディスクロージャー情報へのアクセスの改善として、「ディスクロージャー情報は、何よりも、投資家に利用され、理解され

なければ、適切な投資判断に貢献しない。ディスクロージャー情報へのアクセスを容易にし、市場に関連する各種の情報産業・情報サービスを育成するとの観点からは、ディスクロージャーの電子化、インターネットによる情報の提供などを実施するべきである。これらについては、システム設計のための準備が進められており、今後とも、早期実現に向けて対応を進めるべきである。」旨の提言がなされました。

また、平成 11 年 3 月の「規制緩和推進 3 か年計画（改定）」において、「有価証券報告書等のディスクロージャー制度の電子化を行うこととし、具体化に向けた検討を行い、結論を得る。」との閣議決定が行われたほか、更には、平成 11 年 12 月の金融審議会第一部会の中間整理において、「政府において検討が進められている有価証券報告書等の開示書類の電子化は、投資家等の企業情報への容易かつ迅速なアクセスを可能とすること等を通じて、証券市場の活性化、効率化等に資するものと考えられ、その実現のための早期の法制化を期待する。」との提言がなされました。

その後、平成 12 年 5 月の「証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律」の成立により、企業内容等の開示制度の電子化が平成 13 年 6 月より順次実施されることを踏まえ、平成 12 事務年度においては、企業内容等の開示制度の電子化の第一段階として、有価証券報告書・半期報告書等の開示書類の提出について、また、平成 13 事務年度においては、電子化の第二段階として、有価証券届出書・発行登録書・公開買付届出書等の開示書類の提出について、それぞれ、E D I N E T を利用した電子媒体による提出を可能とするよう、関係政令・内閣府令等の整備及び E D I N E T システムの構築を図りました。

4 . 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

証券取引法施行令等の整備

大量保有報告書等の開示書類について、平成 15 年 6 月 1 日より E D I N E T による開示手続の対象とし、併せて当該開示書類に係る様式を E D I N E T に対応したものとするため、「証券取引法施行令」、「証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令」、「株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令」等の関係政令、内閣府令、金融庁告示及びガイドラインの整備・改正を行いました。

電子開示システムの整備

大量保有報告書等の開示書類について、E D I N E T を利用した電子媒体による提出が可能となるよう、当該提出に係る E D I N E T システムの整備を行いました。

また、更なる基盤整備の推進として、提出書類に対するチェック機能の強化等に取り組みました。

(2) 評価

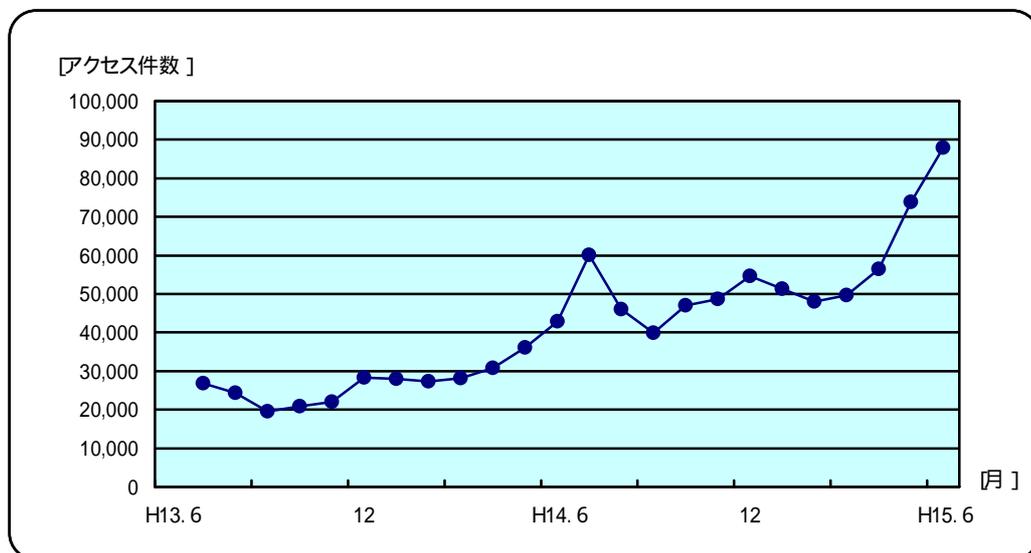
平成 14 事務年度においては、上述のとおり、大量保有報告書等の開示書類に関する電子化の適用時期を平成 15 年 6 月からと定め、関係政令・内閣府令等の整備・改正及びシステム整備に取り組んだことにより、当該開示書類等に係る電子手続きが可能となりました。

また、平成 13 年 6 月の開示書類電子化の適用開始当初における E D I N E T による開示書類等の提出会社数は、平成 13 年 6 月末で約 500 社であったものの、平成 14 年 6 月末では約 1,400 社に増加し、更に平成 15 年 6 月末には約 2,700 社を超えています。

なお、提出会社数の増加及び開示書類等蓄積データの増加に伴い、インターネットを通じた情報公開サーバーへのアクセス件数も平成 14 年 7 月末に 60,000 件、平成 15 年 6 月末では 87,000 件(平成 14 年 7 月～平成 15 年 6 月の月平均・約 55,000 件)を記録する一方、各財務(支)局の証券閲覧室における縦覧者数をみると、平成 12 年では年間 18,000 人を超えていたものが、平成 13 年では約 16,800 人、平成 14 年では約 14,700 人と減少傾向にあります。

これらの状況は、企業内容等の開示書類の電子化の推進による効果を現しているものであり、これまでの取組みに対して一定の成果が上がっているものと考えます。

【資料 2 - 2 - 1 インターネットによるアクセス件数】



5. 今後の課題

- (1) 企業内容等の開示書類の電子化という証券市場のインフラ整備を行い、企業情報の迅速かつ簡易で安全な提供を行うことにより、企業情報へのアクセスの増加・投資機会の飛躍的向上、投資拡大による発行体企業の資金調達の効率性の向上が見込まれ、

ひいては日本経済の活性化にも繋がるものと期待されることから、今後も企業内容等の開示書類の電子化を積極的に推進する必要があると考えます。

- (2) 従って金融庁としては、今後、平成16年6月からの開示書類等の電子媒体による提出の原則義務化を踏まえ、証券取引法関係法令等の整備も随時行っていくとともに、システム面においても、法令改正に伴う対応や利用者側の意見を勘案した上での利便性の向上等更なる基盤整備を推進する必要があることから、これらに係る開発のため、平成15年度に引き続き、予算の要求を行う必要があります。

6. 当該政策に係る端的な結論

前述4.(2)のとおり、政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていくほか、平成16年6月からの開示書類等の電子媒体による提出の原則義務化を踏まえ、更なる基盤整備を推進する必要があります。

7. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

8. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、企業内容等の開示書類の提出をE D I N E Tにより行った会社数の推移、行政サービスの一環として行われているインターネットによるE D I N E T情報の提供に対するアクセス件数、各財務（支）局の証券閲覧室における縦覧者数、証券取引法施行令等の整備状況、電子開示システムの整備状況等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 企業内容等の開示書類の提出をE D I N E Tにより行った企業数の推移
- ・ 行政サービスの一環として行われているインターネットによるE D I N E T情報の提供に対するアクセス件数
- ・ 各財務（支）局の証券閲覧室における縦覧者数
- ・ 規定の整備状況

9. 担当部局

総務企画局 市場課 企業開示参事官室

政策 2 - 3

1. 政策名

会計基準の整備・改善

2. 政策の目標

(目標)

企業の経営の多角化、金融・証券市場のグローバル化、情報技術の進展等に適切に対応し、自己責任原則の下で、投資者に対する適切な情報開示に資するため、国際的な調和の観点等も踏まえ、会計基準及び監査基準の整備・改善を図る。

(業績指標) 会計基準及び監査基準の整備状況

(説明)

金融技術等の発達に伴い、一層高度かつ複雑な経済取引の拡大が急速に進展しているほか、情報技術等の急速な発展により、大量の資金がより利便性の高い市場を求めて瞬時に国境を超えて移動するようになり、かつ国外の企業活動・市場・経済の動向と自国における経済活動がより密接に関連するようになっていきます。

このような状況を踏まえ、我が国会計基準は、企業会計審議会において、ここ数年精力的に改訂がなされ、諸外国に比べても遜色のないものとなってきていますが、経済取引・企業活動の高度化、複雑化、国際化等の急速な変化に的確に対応しつつ着実な基準整備を行っていく必要があります。

また、国際的には、国際会計基準審議会（IASB）が、平成13年に抜本的な組織改革を行い、各国関係者と連携・協力し、精力的に国際会計基準（IAS）の整備を進めているところです。

こうした環境の変化の中で、投資家に対する適切な情報開示に資するため、国際的な調和の観点も踏まえた我が国会計基準の整備・改善を図ることが一層重要となっています。

3. 現状分析及び外部要因

企業会計審議会においては、これまでに、退職給付会計、税効果会計、金融商品に係る会計基準等数多くの会計基準等の整備を行っており、第一部会において「企業結合会計」、第二部会において「監査基準等の一層の充実」、固定資産部会において「固定資産

の会計処理、企画調整部会において新たな課題の把握、対処方針の検討等の審議が行われてきたところです。

また、平成13年7月には、民間団体が会計基準を設定している主要先進国等の状況等を踏まえ、政府から独立した主体で会計基準を議論すべきであるという強い社会的認識を背景に、経済団体連合会、日本公認会計士協会等の民間団体を中心となって（財）財務会計基準機構が設立され、同財団内に企業会計基準委員会が発足しました。同委員会では、独立した機関として企業会計基準の調査研究・開発等が行われているところです。

一方、監査基準については、審議会から日本公認会計士協会に実務上の指針の作成を要請し、同協会において監査上の実務指針の開発が行われているところです。

4. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

平成14事務年度においては、次のような取組みを行いました。

企業会計審議会における審議

企業会計審議会における会計基準及び監査基準の検討及び設定並びに議事録及び意見書等のインターネット上での公表

国際会計基準への対応

国際会計基準審議会(I A S B)の議論の動向等の調査分析、これに対する迅速・的確な対応

(財)財務会計基準機構との連携

(財)財務会計基準機構・企業会計基準委員会における会計基準の整備・改善に係る検討過程にオブザーバーとして参加するとともに、同委員会の開発した会計基準等を証券取引法上の財務諸表の作成基準として実施

日本公認会計士協会との連携

日本公認会計士協会における監査上の実務指針の整備・改善に係る検討過程にオブザーバーとして参加するとともに、同協会の開発した実務指針を証券取引法上の監査基準として実施

当該政策目標に係る実施状況の詳細は以下のとおりです。

企業会計審議会における審議状況

ア．第一部会

「企業結合会計」について、国際的動向も踏まえプーリング法とパーチェス法¹を使い分ける考え方とパーチェス法に一元化する考え方について議論を行い、それぞれの問題点を整理して平成 13 年 7 月に論点整理という形で公表し、平成 14 年事務年度においては、公開草案の公表に向け引き続き審議を行っています。

イ．第二部会

国際的な動向も踏まえた議論を行い、リスク・アプローチの徹底、継続企業(ゴーイング・コンサーン)の前提への対処に関する注記の導入、監査報告書の充実等を図るため、平成 14 年 1 月に全面改訂された監査基準を平成 15 年 3 月決算から実施しました。さらに、中間監査報告書の充実等「中間監査基準の改訂に関する意見書(平成 15 年 9 月に終了する中間会計期間の財務諸表の中間決算監査から実施を予定)を公表しました。

ウ．固定資産部会

投資者に的確な情報を提供するとともに、会計基準の国際的調和を図る等の観点から、固定資産の減損について適切な会計処理の導入の議論を行い、「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」を公表しました。

なお、意見書等並びに会議の議事録については、金融庁のホームページに掲載しています²。

平成 14 事務年度の企業会計審議会の開催状況

第一部会

第 21 回(平成 14 年 7 月 5 日開催)～第 27 回(平成 15 年 4 月 18 日開催)

合計 7 回

第二部会

第 31 回(平成 14 年 7 月 4 日開催)～第 33 回(平成 14 年 10 月 18 日開催)

合計 3 回

総会

平成 14 年 8 月 9 日及び平成 14 年 12 月 6 日開催 合計 2 回

企業会計基準委員会を通じた国際会計基準への対応

国際会計基準審議会の前週に開催される企業会計基準委員会「国際対応専門委員会」に出席する等企業会計基準委員会の活動を通じて、国際会計基準審議会の議

¹ 「プーリング法とパーチェス法」とは、共に企業結合の会計処理方法の考え方で、プーリング法は、被結合会社の資産、負債及び資本を帳簿価額のまま受け入れる考え方です。一方パーチェス法とは、被結合会社の資産と負債を公正価値で評価し、資本との差額をのれんとして計上する考え方です。

² http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyou/top.html

論の動向等を調査分析し、対応すべき事項の検討に役立てました。(13年10月以降)

平成14事務年度の国際会計基準審議会の開催状況
毎月開催(8月を除く。)

(財)財務会計基準機構が公表した会計基準の実施

(財)財務会計基準機構・企業会計基準委員会から公表された、「一株当たり当期純利益に関する会計基準」(平成14年9月25日公表)を証券取引法における一般に公正妥当と認められる企業会計の基準として取扱うこととしました。また、同委員会の開発した「デット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理に関する実務上の取扱い」など9つの適用指針及び実務対応報告を平成15年3月決算までに実施しました。

日本公認会計士協会における監査上の実務指針の開発

改訂された監査基準の実施に合せ、平成14年事務年度では、日本公認会計士協会において「内部統制」、「継続企業の前提に関する監査人の検討」、「会計上の見積りの監査」等16の監査上の実務指針の整備又は改訂を行い、平成15年3月決算から公認会計士及び監査法人により、これらに則った監査が行われております。

(2) 評価

平成14事務年度では、「一株当たり当期純利益に関する会計基準」並びに「デット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理に関する実務上の取扱い」など9つの適用指針及び実務対応報告が民間の市場関係者間で使用され、また、会計監査においては、改訂監査基準及び16の実務指針が実施され、適正な財務諸表等が作成されることにより、市場投資家等の保護が得られていると考えられます。

また、「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」及び「中間監査基準の改訂に関する意見書」については、平成15事務年度以降実施されることとなっておりますが、これらの会計基準の整備により以下のような成果が期待されます。

企業の経営状態がより適切に開示される会計基準が適用されることにより、我が国企業の財務の透明性が向上し、一層の投資者保護が図られるものと思われま

す。米国でのエンロン不正会計事件の発生など、国際的に会計情報に対する信頼がゆらいでいる中で、我が国では、年度監査に加え、中間決算にも厳格な監査が行われ

ることになり、投資者の会計情報への信頼が向上するものと思われます。

国際的に会計基準及び監査基準の整備、改善が重視されている状態において、我が国が、国際的な基準と遜色のない会計基準及び監査基準を適用することにより、我が国の資本市場への投資を促進し、市場の一層の発展に寄与するものと思われます。

5. 今後の課題

- (1) 企業会計審議会における審議に関しては、第一部会で論点整理を公表している「企業結合会計に係る会計基準」について、今後、公開草案の公表に向けて審議を行い、「企業結合会計に係る会計基準」の整備を図る必要があります。
- (2) 国際会計基準への対応に関して、国際会計基準審議会の議論の動向等の把握、調査分析には、着実に取り組んできたところであり、今後とも、迅速・的確に対応していく必要があることから、これらの取組みのため平成16年度においても予算要求を行う必要があります。
- (3) (財)財務会計基準機構との連携に関しては、各専門委員会へオブザーバーとして出席し、会計基準の整備を促す必要があります。
- (4) さらに、会計基準の整備・改善の際には、経済取引・企業活動の高度化、複雑化、国際化等の急速な変化に対応し、我が国に相応しい会計制度はどうあるべきであるか併せて検討される必要があります。

6. 当該政策に係る端的な結論

前述4.(2)のとおり、政策の達成に向けて成果が上がっており、今後も「企業結合会計に係る会計基準」の公開草案の公表に向けて審議を行うなど、引き続きこれまでの取組みを進める必要があります。

7. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

8 . 注記（政策効果把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、会計基準及び監査基準の整備・改善に向けた取組み状況等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 平成 14 事務年度の企業会計審議会の開催状況
- ・ 平成 14 事務年度の国際会計基準審議会の開催状況

9 . 担当部局

総務企画局市場課企業開示参事官室

政策 2 - 4

1. 政策名

公認会計士監査制度の整備・改善

2. 政策の目標

(目標)

金融審議会公認会計士制度部会において監査・試験制度の見直しについて検討を進め、その審議結果を踏まえ、公認会計士監査制度の充実強化等のための諸施策を実施する。

(業績指標) 監査・試験制度の整備状況

(説明)

公認会計士監査は財務諸表の信頼性を担保するための制度として、適正なディスクロージャーを確保するための重要なインフラストラクチャーであり、公認会計士監査制度の一層の充実・強化及び環境の変化に適合した公認会計士制度の整備は非常に重要になってきています。

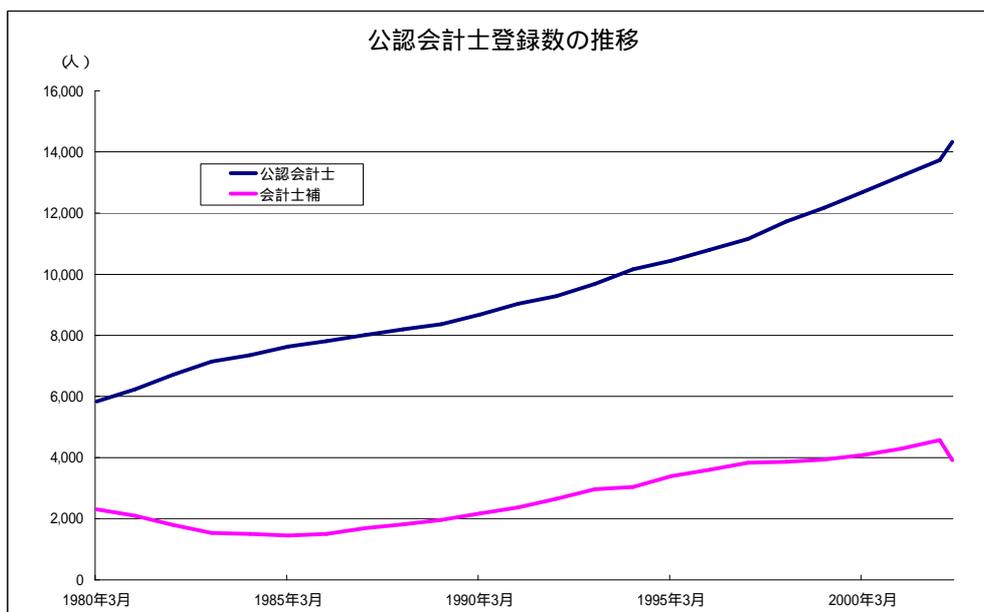
証券市場がその市場機能を有効に発揮するための基礎となるディスクロージャーの適正性を確保するためには、公認会計士監査を一層充実させ、厳格な監査を実施することが必要であるとの認識が従来以上に社会に浸透してきていること、とりわけ、資本市場の国際的な一体化の進展等を背景として、企業のディスクロージャーに対する国際的な信頼を高め、ひいてはわが国企業の国内外における円滑な資金調達等を図る観点からも、公認会計士監査制度を充実・強化し、その国際的な信頼の向上を図っていくことが強く求められてきています。従ってこのような観点から公認会計士監査制度を見直す必要があります。

公認会計士を取り巻く環境の変化に伴い、公認会計士に対しては、より高い資質・モラルが期待されており、深い専門的能力に加えて、幅広い識見、思考能力、判断力、国際的視野と語学力などが一層求められています。このような観点から、資格取得時はもちろんのこと、むしろ、資格取得後においてこそ、専門的職業人材としての不断の自己研鑽が求められています。

公認会計士監査に対するニーズの量的拡大、公認会計士の監査以外の業務に対する社会の要請の拡大・多様化により、監査法人や公認会計士事務所に所属する公認会計士ば

かりでなく、企業内等においても、公認会計士に対する需要が増大していること等から、高い資質を持った公認会計士が十分な規模で存在することが必要になっています。

【資料 2 - 4 - 1 公認会計士登録数の推移】



出所：日本公認会計士協会

3. 現状分析及び外部要因

監査制度及び試験制度に関しては、公認会計士審査会において審議が行われ、平成 12 年 6 月、「監査制度を巡る問題点と改革の方向～公認会計士監査の信頼の向上に向けて～」及び「公認会計士試験制度のあり方に関する論点整理」を公表し、公認会計士監査制度に係る諸制度について具体的な問題点を指摘するとともに、解決の方向性が示されました。

さらに、平成 13 年 1 月、金融審議会総会において、内閣総理大臣及び金融庁長官から、「公認会計士制度を取り巻く環境の変化を見据え、公認会計士監査の一層の充実強化及び環境の変化に適合した公認会計士制度の整備に向けて、公認会計士制度の改善に関する事項について、審議を求める。」との諮問を受けて、公認会計士制度部会が設置され、平成 13 年 10 月、より実務的かつ専門的な観点から調査・検討を行う必要があるとの認識の下に監査制度ワーキンググループ及び試験制度ワーキンググループが設置されました。ワーキンググループでは、平成 12 年 6 月の中間取りまとめに盛り込まれた事項も参考に、新たに審議すべき事項を含め、これまで幅広い見地から議論が行われました。

4. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

平成 14 事務年度においては、次のような取組みを行いました。

公認会計士制度部会及びその下に設置された監査制度ワーキンググループ及び試験制度ワーキンググループにおいて、前事務年度に引き続き、企業会計不正事件に対する米国政府の対応などの国際的動向も踏まえ、グローバルな経済環境のもとにある今日の我が国の経済社会において、資本市場に対する信認をいかに確保し、その機能を向上させるべきかという観点から、公認会計士監査制度のあり方について検討を行いました。

検討結果を踏まえ、平成 14 年 12 月に公認会計士制度部会において「公認会計士監査制度の充実・強化」を取りまとめました。

さらに、本報告を踏まえ、平成 15 年 3 月 14 日に「公認会計士法の一部を改正する法律案」を第 156 回通常国会に提出しました（同法律案は平成 15 年 5 月 30 日に成立、平成 16 年 4 月 1 日及び平成 18 年 1 月 1 日に段階的に施行）。

なお、報告書及び公認会計士制度部会の議事録については金融庁のホームページに掲載しています。¹

平成 14 事務年度の実施状況

- ・ 公認会計士制度部会
第 2 回（平成 14 年 9 月 27 日開催）～第 4 回（平成 15 年 3 月 20 日開催）
合計 3 回
 - ・ 監査制度ワーキンググループ
第 5 回（平成 14 年 9 月 9 日開催）～第 14 回（平成 14 年 12 月 10 日開催）
合計 10 回
 - ・ 試験制度ワーキンググループ
第 5 回（平成 14 年 9 月 9 日開催）～第 14 回（平成 14 年 12 月 10 日開催）
合計 10 回
- （ワーキンググループは合同で開催しました）

上記法律の概要は以下の通りです。

ア．公認会計士の使命の明確化

¹ http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/base.html

イ．公認会計士等の独立性の強化

監査の適切性を確保するためには、公認会計士及び監査法人の被監査企業からの独立性を強化する必要があるとの観点から、

(ア) 被監査会社等に対する監査証明業務とコンサルティングなど一定の非監査証明業務の同時提供の禁止

(イ) 監査の関与社員等の一定期間での交替制の導入 等

ウ．監査法人等に対する監視・監督体制の強化

(ア) 監査法人の内部管理や審査体制について日本公認会計士協会の指導や監督(「品質管理レビュー」)の行政によるモニター

(イ) 監査法人等の業務運営の適正性の監視のための、懲戒事由を前提としない立入検査権の導入 等

エ．公認会計士試験制度の見直し

社会人を含めた多様な人材にとっても受験しやすい制度とするとともに、監査証明業務に従事するにふさわしい一定水準の能力を有する監査と会計の専門家を今後とも確保していくことが不可欠との観点から、

(ア) 現行の試験体系の大幅な簡素化

(イ) 一定の専門資格者及び一定の要件を満たす実務経験者などに対する試験科目の一部免除 等

オ．その他

監査法人の社員の責任のあり方、監査法人設立手続の認可制から届出制への変更等監査法人等を巡る諸制度の整備 等

自主規制機関としての日本公認会計士協会の公認会計士監査制度の整備・改善についての取組みに対してもその改善等につき検討を行いました。

その結果、平成 14 事務年度から、公認会計士協会による監査法人等に対する「品質管理レビュー」はそれまでの「監査法人等の事務所に対する品質管理」に加え、「個々の監査業務に対する品質管理」のレビューも行われることになりました。また、公認会計士の資質の向上を図るための「継続専門研修制度」についても、それまでの任意の受講から、公認会計士は受講が義務とされるようになりました。

公認会計士試験についても、多くの方が同試験を受験することにより一定水準の能力を有する公認会計士が多数輩出されることにつながることから、積極的に広報等に努めました。その結果、公認会計士試験の中心をなしている第 2 次試験において、受験者が前年の 13,389 名から 14,978 名と 1 割強増加しました。

(2) 評価

第 156 回通常国会において成立した法律に基づく公認会計士等の独立性の強化、監査法人等に対する監視・監督体制の強化など公認会計士監査制度の見直しは、以下のような成果が期待されます。

公認会計士等の独立性の強化

監査の適切性を確保するための公認会計士及び監査法人の被監査企業からの独立性の強化に寄与するものと思われます。

監査法人等に対する監視・監督体制の強化

日本公認会計士協会の「品質管理レビュー」のモニタリングの導入などを通じ、監査法人等の監視・監督体制の強化に寄与するものと思われます。

公認会計士試験制度の見直し

社会人を含む多様な人材が受験しやすい試験制度へ見直すことにより、監査証明業務に従事するにふさわしい一定水準の能力を有する監査と会計の専門家を多数確保していくことに寄与するものと思われます。

また、日本公認会計士協会による公認会計士監査制度の整備・改善に向けた自主的な取組みにより、「継続的専門研修制度」が義務化されたことで、公認会計士の資質の向上が図られました。公認会計士試験についての積極的な広報等により、公認会計士試験の受験者数が前年の 13,389 名から 14,978 名と 1 割強増加し、一定水準の能力を有する公認会計士が多数輩出されることにつながりました。これらのことから、公認会計士監査の充実・強化について着実に成果が上がっているものと考えます。

5. 今後の課題

「公認会計士法の一部を改正する法律」の成立を踏まえ、監査法人等に対する監視・監督体制の強化のための公認会計士・監査審査会の事務局設置等の体制整備、公認会計士等の独立性の強化及び新試験制度の円滑な実施に向けた、政令、内閣府令の改正等の作業を速やかに行うとともに平成 16 年度の予算・機構定員要求を行う必要があります。

6. 当該政策に係る端的な結論

前述 4.(2) のとおり、政策の達成に向けて成果が上がっており、政令、内閣府令の改正等の作業など今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。

7. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

8 . 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔使用資料等〕

- ・ 公認会計士制度部会の開催実績
- ・ 監査制度ワーキンググループの開催実績
- ・ 試験制度ワーキンググループの開催実績
- ・ 公認会計士登録数の推移

9 . 担当部局

総務企画局市場課企業開示参事官室

政策 3 - 1

1. 政策名

金融分野における個人情報の保護

2. 政策の目標

(目標)

金融分野における個人情報保護等について金融審議会での検討を進め、その審議結果を踏まえ、必要な諸施策を実施する。

(業績指標)

金融分野における個人情報保護等の制度整備の実施状況

(説明)

個人情報の保護については、高度情報通信社会の進展の下、情報通信技術の活用による大量かつ多様な個人情報の利用が、事業活動等の面でも国民生活の面でも欠かせないものとなる一方で、個人情報、個人の人格尊重の理念の下で慎重に取り扱われるべきものであり、個人の権利利益と密接に関わるものであることから、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益の保護を図るための仕組みを整備することが必要となっています。

このため、金融分野を含めた個人情報一般の保護に関わる「個人情報の保護に関する法律」(以下「基本法」という。)が制定されたところですが、金融分野については、今後、業態を問わず、個人と金融仲介機関との関わりにおいて、個人情報の取扱いが重要な論点になると考えられることから、基本法に加えた追加的な措置の必要性等について検討する必要があります。

3. 現状分析及び外部要因

金融分野を含む個人情報一般の保護に関しては、基本法が平成13年3月に第151回国会に提出されており、以後継続審議扱いとされてきましたが、第155回国会(平成14年10月～平成14年12月)の会期末をもって廃案とされました。これに先立ち公表された「与党三党修正要綱」を踏まえ、内閣官房において修正作業が行われ、第156回国会(平成15年1月～7月)に再度提出され、4月8日に審議が開始され、5月23日に成立しました。

基本法のうち、個人情報取扱事業者の義務規定を含む第4～6章については、公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされており、今後、

基本法の施行に向けて、内閣府において政令、基本方針等の検討がなされることとなっています。

平成 13 事務年度においては、平成 12 事務年度に引き続き金融審議会特別部会において議論を行い、また海外現地調査を行うなど、国会における基本法の審議状況を注視しつつ検討を行いました。

4．事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

平成 14 事務年度においては、平成 13 事務年度に引き続き、基本法が金融分野を含めた個人情報保護一般に関わる法制度であることから、基本法の国会における審議状況、また、基本法の成立後は、同法の施行に向けた政府全体としての個人情報保護についての検討状況を注視してまいりました。

(2) 評価

前述(1)のとおり、平成 14 事務年度においては、前事務年度に引き続き、国会における基本法の審議状況を注視してまいりました。今後、政府全体としての基本法の施行に向けた政令、基本方針等の検討状況を注視しつつ、基本法の円滑な施行を含め金融分野における個人情報の保護の在り方について今後、議論を進めていく予定です。

5．今後の課題

金融分野における個人情報の保護の在り方については、今後、業態を問わず、個人と金融仲介機関との関わりにおいて、個人情報の取扱いが重要な論点になるものと考えられることから、政府全体としての基本法の施行に向けた検討状況を注視しつつ、引き続き検討していくことが必要です。

6．当該政策に係る端的な結論

前述 4 .(2) のとおり、現時点においては成果の発現は予定されていませんが、今後も政府全体としての基本法の施行に向けた検討状況を注視しつつ、金融分野における個人情報の在り方について、引き続き検討する必要があります。

7．学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

8．注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔使用資料等〕

- ・ 個人情報の保護に関する法律

9．担当部局

総務企画局企画課

政策 3 - 2

1. 政策名

預金者、保険契約者、投資家等の保護

2. 政策の目標

(目標)

預金者、保険契約者、投資者等の保護に資するため、適時・適切な行政処分等を行う。

(業績指標)

行政処分等の実施状況

(説明)

預金者、保険契約者、投資家等を保護するためには、金融機関等に対し、業務に関連する諸法令等を遵守させることにより、業務運営の適切性、健全性の確保を図ることが必要です。このため、当庁では、立入検査、報告の徴求等により事実関係を把握し、法令違反等の事実が確認された場合には業務改善命令・業務停止命令の行政処分を行うとともに、行政処分に関する事務ガイドラインを整備すること等により、法令遵守を促しています。

3. 現状分析及び外部要因

金融取引が高度化・複雑化し、市場の変動も激しい中で、預金者、保険契約者、投資家等の保護のためには、金融サービスに関わる事業者の厳正な法令遵守が求められています。また、法令遵守については、コーポレートガバナンスの問題もあわせて考えていく必要があります。

4. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

平成 14 事務年度における本政策目標に関する事務運営の状況は以下のとおりです。

法令違反等に対する行政処分
ア．預金取扱金融機関

コンプライアンスに関し取締役会の機能が適切に発揮されていないなど内部管理態勢に重大な問題があると認められた 23 金融機関に対し、法令等遵守に係る経営姿勢の明確化等を内容とする業務改善を命ずる処分を実施し、改善状況のフォローアップを行いました。

イ．保険会社

取締役会や監査役会の運営について商法等に違反する行為が認められた保険会社に対して、30 日間の業務停止やガバナンス強化、法令等遵守体制の抜本的な見直しを内容とする業務改善を命ずる処分を実施したほか、契約者に対し誤解を与える表示により保険募集を行うなどの法令違反行為が認められた 6 社に対して、保険募集管理態勢の整備、法令等遵守体制の充実・強化を内容とする業務改善を命ずる処分を実施し、改善状況のフォローアップを行いました。

ウ．証券会社

実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引や、取引一任勘定取引契約の締結等の法令違反行為が認められた 14 社に対し、1 日から 4 週間の一部業務停止や内部管理体制の充実・強化、役職員の法令遵守の徹底、再発防止策の策定等を内容とする業務改善を命ずる処分を実施し、改善状況のフォローアップを行いました。

エ．貸金業者等

不正に登録を受けたり、法定利息を大幅に上回る利息を受領したりした貸金業者 2 社に対し、登録の取消を行いました。このほか、書面未交付等の法令違反行為が認められた貸金業者 6 社に対して、業務停止を命ずる処分を実施しました。

その他の行政処分

システムリスクに対する経営陣の認識が不十分であることや、システム委託先に対し十分な牽制機能が発揮されないこと等の問題点が認められた金融機関に対して、再発防止策を確実に実行することを内容とする業務改善を命ずる処分を実施しました。

さらに、上記の処分理由以外の行政処分を、4 金融機関及び貸金業者 1 社、商品投資販売業者 1 社に対して実施しました。このうち、正当な理由がないにもかかわらず自己査定と検査結果の格差が是正されていないとして、行政処分を実施したものは、1 件です。

なお、自己資本比率等に基づく早期是正措置及び資本増強行に対するフォローアップに係る行政上の措置による業務改善命令も行政処分に含まれますが、これについては、

(2) 評価

預金取扱金融機関

行政処分を受けた金融機関においては、法令遵守態勢に係る組織体制の見直しや、内部管理体制の強化に向けた取組みが行われました。

しかしながら、今後とも、金融機関に対し法令遵守の一層の徹底を図るため、法令違反等に厳正に対処すること等の措置を講ずることが必要と考えています。

保険会社

行政処分を受けた保険会社においては、法令等遵守にかかる全役職員等に対する教育の徹底や組織体制の整備・充実、保険募集管理態勢の充実・強化といった取組みが行われました。

しかしながら、保険商品が多様化している中で、今後とも、保険契約者保護の観点から、法令遵守の一層の徹底を図るため、法令違反等に厳正に対処すること等の措置を講ずることが必要と考えています。

証券会社

行政処分を受けた証券会社においては、社内規程の整備、各種研修の実施、法令等遵守部門の機能強化等、業務運営の適切性の向上に向けた取組みが行われました。

しかしながら、多様な投資家の幅広い市場参加を促す観点から投資者の保護、市場の公正性の確保が強く求められているところであり、今後とも、法令遵守の一層の徹底を図るため、法令違反等に厳正に対処すること等の措置を講ずることが必要と考えています。

貸金業者等

業務停止を命ずる処分を受けた貸金業者においては、内部体制の見直し、社員研修の実施といった取組みが行われ、法令遵守向上に向けた体制が整備されました。

しかしながら、貸金業者に関する監督部局(都道府県及び各財務局)への苦情は平成14年度には67千件に達しています。また、高金利等の法令違反による捜査当局の検挙件数も増加傾向にあることから、今後とも、法令遵守の一層の徹底を図るため、法令違反等に厳正に対処すること等の措置を講ずることが必要と考えています。

以上のように、立入検査、報告の徴求等により法令違反や法令遵守態勢等の問題に対する厳正な行政処分に加え、事務ガイドラインの整備や、行政処分等において行った法令解釈の公表、業界を通じた再点検の要請などにより、法令遵守等が促されています。

5 . 今後の課題

金融取引が高度化・複雑化し、市場の変動も激しい中で、金融機関等による法令違反等は、今後様々な形で行われるおそれもあるので、立入検査、報告の徴求等を的確に実施し実態把握に努め、法令違反等が確認された場合には、厳正な行政処分を行うとともに、行政処分に係る事務ガイドラインの整備等の措置を講じていく必要があります。

6 . 当該政策に係る端的な結論

前述 4 . (2) のとおり、政策の達成に向けて成果が上がっていますが、立入検査、報告の徴求等を的確に実施し実態把握に努め、法令違反等が確認された場合には厳正な行政処分を行うとともに、行政処分に係る事務ガイドラインの整備等の措置を講じていく必要があります。

7 . 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

8 . 注記（政策効果の把握方法又は使用資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、行政処分の実施状況等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 行政処分の実施状況

9 . 担当部局

監督局総務課、総務課協同組織金融室、銀行第 1 課、銀行第 2 課、銀行第 2 課金融会社室、保険課、証券課

政策 4 - 1

1. 政策名

透明・公正なルールの整備

2. 政策の目標

(目標)

金融審議会を適切に運用すること等により、ルール整備等の方向性を検討・調整するとともに、審議内容の一層の公開を進めることによりその議論の透明性を確保する。

また、適切な法令審査・法令解釈の実施により、金融庁所管法令の制定改廃等に当たり、透明・公正さを確保する。

(業績指標) 金融審議会の実施状況
法令等審査件数

(説明)

金融審議会は、国内金融等に関する重要事項の調査審議等をつかさどる内閣総理大臣、金融庁長官及び財務大臣の諮問機関として設置され(金融庁設置法第7条)、現在その傘下に金融分科会、金利調整分科会、自動車損害賠償責任保険制度部会、公認会計士制度部会及びその下部機関が設置され、調査審議を行っています。

金融行政に係る適切な判断及び信頼醸成にあたっては、本審議会の適切な運用が重要であり、これにより金融行政における透明・公正なルールの整備・運用を実現していくこととしています。その他に、法令適用事前確認手続(いわゆるノーアクションレター)に係る照会に対しては、その細則に基づいて適切な対応を行い、金融行政の公正性を確保し、透明性の向上を図っています。

3. 現状分析及び外部要因

我が国の金融システムを取り巻く環境は変化が激しく、新たなルール整備やその改定の必要性は増大しています。これに伴い、金融審議会の適切な運用に係るニーズも高まっています。

金融審議会の運営にあたっては、平成11年4月27日に閣議決定された「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」や、金融審議会令、金融審議会議事規則等、審議会関係諸規定を遵守することが求められています。その他、法令適用事前確認手続についても適切に対応していく必要があります。

4. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

金融審議会の適切な運営

平成 14 事務年度における金融審議会の主な開催実績は、以下のとおりです。

総会（第11回（平成14年7月31日開催）～第17回（平成15年1月31日開催） 第12回～第14回、第17回は金融分科会との合同会合）

総会においては、平成14事務年度には、傘下に「中期ビジョン」に関するスタディグループを設置し、活力ある金融システムの確立に向けた金融の将来像の展望について議論を行い、答申「中期的に展望した我が国金融システムの将来ビジョン」を取りまとめました。また、金融分科会から提出された報告「決済機能の安定確保のための方策について」を、答申として了承しました。

金融分科会（第2回（平成14年9月5日開催）～第5回（平成15年1月31日開催）
全て総会との合同会合）

金融分科会においては、国内金融に関する制度等の改善に関する事項その他の国内金融等に関する重要事項について調査審議を行うこととされており、平成14事務年度には、傘下に決済機能の安定確保に関するプロジェクト・チームを設置し、金融機関が担う決済機能の安定確保のための方策について検討を行い、報告「決済機能の安定確保のための方策について」を取りまとめ、総会に提出しました。

金融分科会第一部会（第4回（平成14年9月17日開催）～第8回（平成14年12月16日開催）

第一部会においては、証券取引のグローバル化、情報化等に対応した市場のインフラ、取引の枠組み・ルールの整備等について議論することとされており、平成14事務年度には、8月6日に発表された「証券市場の改革促進プログラム」に盛り込まれた法律改正等を伴う事項について、同部会の下に設置された市場仲介者のあり方に関するワーキンググループ、取引所のあり方に関するワーキンググループ、ディスクロージャー・ワーキンググループにおいて議論を行い、報告「証券市場の改革促進」を取りまとめました。

金融分科会第二部会（第11回（平成14年12月19日開催）～第13回（平成15年5月12日開催））

第二部会においては、銀行・保険会社等の金融仲介機能の在り方に関する事項とし

て、金融機能の向上に関する諸問題、国民のニーズに応えた金融インフラの整備、保険会社をめぐる総合的な検討、国際的な観点も踏まえた金融機関監督などについて議論することとしており、平成14事務年度には、金融再生プログラム及びその作業工程表において「金融審議会での検討」とされた事項について、同部会に設置された信託に関するワーキンググループ、公的資金制度に関するワーキンググループ、自己資本比率規制に関するワーキンググループ、リレーションシップバンキングのあり方に関するワーキンググループにおいて議論を行い、リレーションシップバンキングのあり方については、報告「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」を取りまとめました。また、生命保険の予定利率の引下げ等について議論を行いました。

金利調整分科会（第2回（平成15年2月7日開催））

金利調整分科会においては、金融機関の金利に関する事項についての調査審議を行っており、平成14事務年度には、流動性預金について、平成14年12月の預金保険法等の改正により平成16年度末までの2年間全額保護されることとなったことから、モラルハザードの発生を防止するため、流動性預金についての金利の上限規制を16年度末まで引き続き行うこととするについての答申を行いました。

公認会計士制度部会（第2回（平成14年9月27日開催）～第4回（平成15年3月20日開催））

公認会計士制度部会においては、平成13事務年度に引き続き、同部会の下に設置された監査制度ワーキンググループ及び試験制度ワーキンググループの合同会合において、資本市場に対する信託をいかに確保し、その機能を向上させるべきかという観点から、公認会計士監査制度のあり方についての検討を行い、報告「公認会計士監査制度の充実・強化」を取りまとめました。

また、審議会の議事は原則公開とし、また議事録や議事要旨、席上配布資料を金融庁ホームページ上に掲載する等¹、その議論の透明性が確保されるよう努めました。

適切な法令審査・法令解釈等

平成14事務年度においては、新法令の制定31件（法律2件、政令8件、内閣府令等21件）、既存法令の改定133件（法律7件、政令20件、内閣府令等106件）が行われました。

これらの審査において、早い段階から担当部局との情報交換を行い、他の法令との一貫性や当該法令内部における他の規定との一貫性の確保、解釈に疑義が生じないよ

¹ http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/base.html

う規定の明確化や表記の統一化・適正化、という観点から、度重なるチェックを行いました。他方、とりわけ内閣府令等の改定においては、通常の法令に用いられていない金融取引に係る専門的な文言を用いた規定を設ける必要がある場面が多く見られ、できるだけ解釈に疑義が生じないような表記となるよう担当部局と調整しました。

また、規制に係る政省令の制定・改廃については、原則としてパブリックコメント実施前から審査を行うことにより、パブリックコメントの実効性を担保し、政省令の策定過程における透明・公正性の確保にも配慮しました。

法令適用事前確認手続（ノーアクションレター）

法令適用事前確認手続（ノーアクションレター）に基づいて3件の回答を行い、回答後速やかに、照会内容、回答内容を当庁のホームページ上に公開しました。²

（2）評価

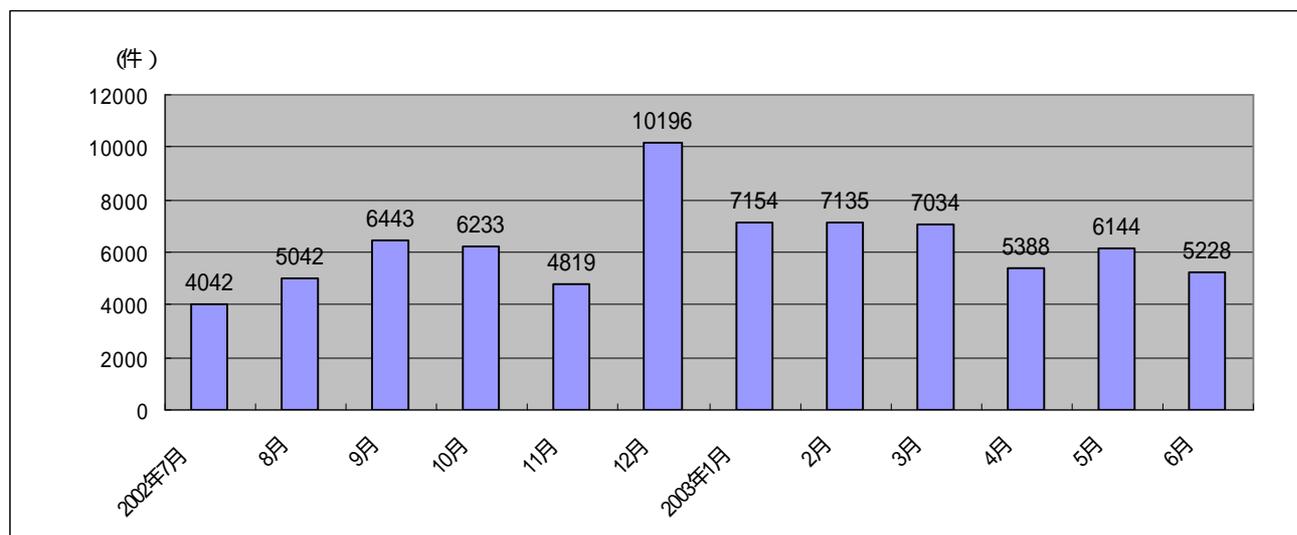
金融審議会の適切な運営

前述（1）のとおり、平成14事務年度においては、国内金融等に関するルール整備等の方向性の検討・調整にあたり金融審議会を機動的に開催したことから（総会を7回（うち金融分科会との合同会合を4回）、金融分科会を4回（全て総会との合同会合）、第一部会を5回、第二部会を3回、金利調整分科会を1回、公認会計士制度部会を3回開催等）、審議会を適切かつ積極的に活用できたものと考えます。

また、審議会は、その議事は原則公開とされているなど、透明性の確保に十分配慮しつつ運営されており、例えば、金融庁ホームページの金融審議会関連ページへのアクセスも平成14事務年度において月平均で約6,240件に上っております（平成13事務年度のアクセス数は月平均で約3,920件）。

² <http://www.fsa.go.jp/hourei/hourei.html>

【資料 4 - 1 - 1 金融庁ホームページの金融審議会関連ページへのアクセス数の推移】



適切な法令審査・法令解釈等

法令審査に関しては、法令の一貫性や規定の明確化・表記の統一化に配慮した審査の実施、原則としてパブリックコメント前からの審査の実施など、政省令の策定過程における透明性・公正性の確保に努めました。

法令適用事前確認手続（ノーアクションレター）

法令適用事前確認手続（ノーアクションレター）に関しては、照会内容、回答内容を当庁のホームページ上に公開したことにより、照会者だけでなく、照会者以外の者に対しても法令の適用があるかどうかについての予見可能性を高めました。

これらを踏まえると、透明・公正なルール整備の確保に寄与しているものと考えます。

5. 今後の課題

今後とも、金融審議会においては、金融に関する国内外の環境の急激な変化に応じた適切な制度改革等の実施のため、十分かつ迅速な審議が必要とされることが想定されますが、その際には、従来にも増して審議会の効率的な審議・運営に努める必要があります。このため、平成16年度において、十分かつ迅速な審議のために必要な経費の予算要求を行う必要があります。

また、今後、金融分野における新商品・サービスの創出が活発に行われることが予想されますが、法令適用事前確認手続（ノーアクションレター）につきましては、引き続き適切に対応していく必要があります。

6．当該政策に係る端的な結論

前述4.(2)のとおり、成果が上がっていますが、今後も、金融に関する国内外の急激な変化に応じた制度改革等に対応した金融審議会の効率的な審議・運営や、金融分野に対する法令適用事前確認手続(ノーアクションレター)の適切な対応に努める必要があります。

7．学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

8．注記(政策効果把握方法及び評価に使用した資料等)

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、金融審議会の開催状況や法令審査の実施状況、及び金融審議会関連ページへのアクセス件数の推移等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・金融審議会の開催実績
- ・金融審議会関連ページへのアクセス件数の推移
- ・法令審査の実績
- ・法令適用事前確認手続(ノーアクションレター)に基づく回答実績

9．担当部局

総務企画局企画課

政策 4 - 2

1. 政策名

金融行政にかかる広報の充実

2. 政策の目標

(目標)

金融庁の情報発信については内外ともに一層の充実を図る。特に報道発表資料等の英訳の推進など英文ホームページの内容の改善により、海外向け広報の充実に努める。

(業績指標) ホームページの充実状況

(説明)

金融庁は、金融制度に関する企画立案や民間金融機関等に対する検査・監督、証券取引等の監視を通じて、我が国の金融機能の安定性の確保、預金者・保険契約者・有価証券の投資者等の保護及び金融の円滑を図ることを任務としており、金融庁の行う行政は、国民経済にとって極めて重要な意義を有しているとともに、広く国民生活全般に密接にかかわるものです。また、金融は、「市場」と「信用」を基礎とするものだけに、これが適切に機能するためには、正確な情報が提供されていることが不可欠となります。従って、金融行政においては、その施策等について適時に正確な情報発信を行うことによって、国民や内外の市場などから適切な理解を得ることが極めて重要です。

このような考え方の下、平成 14 事務年度においては、金融行政について多様な機会・媒体を活用した積極的な広報活動を展開することとしました。

3. 現状分析及び外部要因

金融行政にかかる広報については、これまでも記者会見・記者ブリーフなど報道機関を通じての情報発信だけでなく、政府広報やホームページなど多様な媒体を活用して、広く国民や海外に向けての直接的な情報発信に努めてきているところです。特に、ホームページについては、平成 12 年 7 月、平成 13 年 1 月の組織変更の際に、それぞれ金融監督庁、大蔵省金融企画局及び金融再生委員会のホームページを引継ぎ、それぞれの時点で内容の拡充を図っています。また、英文ホームページについても、金融監督庁のホームページの立上げと同時に立上げ、海外に向けて正確な情報発信ができるよう現在まで随時拡充してきているところです。

他方で、金融を取り巻く環境をみると、金融商品・サービスの多様化が進み、金融が

国民にとってより身近なものとなる一方、ペイオフの一部解禁や「貯蓄から投資へ」の流れの中で、金融サービスの利用者には自己責任がより一層強く求められるようになってきています。こうした中で、広く国民に対して金融に関する正確な情報を発信する金融行政にかかる広報の重要性は増してきています。

また、金融のグローバル化が進展し、日本の金融行政に対する海外の関心が高まる中で、海外に向けて正確な情報発信を行い、日本の金融行政について国際的な理解を深めていくことについても、その重要性が増しているところです。

金融庁は、現在、不良債権処理の加速などによる金融システムの安定・強化や証券市場の構造改革といった重要な政策課題に取り組んでおり、金融行政に対する内外の関心も高まってきています。金融行政にかかる広報のより一層の充実が求められているところです。

4. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

平成 14 事務年度においては、金融行政にかかる時々の施策について、多様な機会・媒体を通じ、広く内外に情報発信するとともに、金融サービスの利用者が自己責任原則の下で適切に金融取引を行う上で必要となる各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みなど金融に関する基礎的な情報を適切に提供できるよう努めてまいりました。

平成 14 事務年度における金融行政にかかる広報の充実について、具体的な実施状況は以下の通りです。

報道発表及び記者会見等の実施

金融庁においては、14 事務年度においては 339 件の各種報道発表を行っています。

これらのうち、重要なものについては、大臣などによる記者会見や担当者による記者ブリーフを報道発表にあわせて行い、その内容・趣旨等について正確な理解が得られるよう的確に説明を行ってきたところです。

海外プレスに対しても、海外において関心の高い事項に関する報道発表を行う際には、英文資料を用意して、英語によるブリーフを実施しています。

また、特に重要な施策や内外の市場が注視している事項について報道発表を行う場合には、報道機関各社の論説委員等との意見交換会や市場関係者等との意見交換会を開催しています。

なお、定例記者会見については、これまで同様、毎火・金曜日の閣議後大臣記者会見及び毎月曜日の長官記者会見を実施するほか、平成 14 年 10 月以降は 4 週毎の水曜日に副大臣の定例記者会見を実施しています。

大臣記者会見回数

110回

(注)平成14年9月30日以降、金融担当大臣は経済財政政策担当大臣を兼務しているが、上記大臣記者会見回数には、経済財政諮問会議後記者会見及び月例経済報告等関係閣僚会議後記者会見など財政政策担当大臣としての記者会見は含まない。但し、「金融担当大臣談話 - ペイオフについて」、「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」、「金融再生プログラム」及び「作業工程表」公表時の経済財政諮問会議後会見は含む。

副大臣記者会見回数	9回
長官記者会見回数	42回
記者ブリーフ回数	43回
論説委員等との意見交換会回数	3回
市場関係者等との意見交換会回数	5回
海外プレスに対するブリーフ回数	10回

大臣・副大臣・長官・局長等金融庁幹部職員等による各種媒体での取材対応等
金融庁においては、所管の各種施策に関し、大臣・副大臣・長官・局長等、金融庁幹部職員への新聞・雑誌・テレビ・ラジオ等各種媒体等からの取材・出演等の要請に対しては、金融行政に対する説明責任を積極的に果たすとの観点から、できる限り積極的に対応しています。大臣・副大臣・長官・局長については、平成14事務年度中、延べ194件のインタビュー・番組出演等に応じています。

大臣：テレビ・ラジオ出演、新聞・雑誌等インタビュー等対応回数 110回

(注)就任時各社別インタビュー(平成14年10月1日実施)については、参加各社(27社)それぞれ1件ずつとして計上

副大臣：テレビ出演、新聞・雑誌等インタビュー対応回数 36回

長官：テレビ出演、新聞・雑誌等インタビュー対応回数 22回

3局長：テレビ出演、新聞・雑誌等インタビュー対応回数 26回

(注)上記各対応回数には政府広報番組への出演を含まない。

政府広報の活用

金融行政にかかる広報を限られた予算の中で効率的・効果的に行うため、金融庁所管の各種施策を政府の重要施策として、以下の通り政府広報各種媒体で取上げ、広く国民への理解浸透に努めています。

新聞媒体

広告：6テーマ(金融再生プログラム、違法金融業者、本人確認法、新証券税制、090金融)で延べ313紙

雑誌媒体

週刊誌：4テーマ(違法金融業者、本人確認法、金融再生プログラム、ペイオフ)で延べ26誌

月刊誌：1テーマ(金融再生プログラム)で延べ8誌

テレビ

政府広報番組：6テーマ（本人確認法、金融再生プログラム、違法金融業者、ペイオフ、新証券税制、リレーションシップバンキング・アクションプログラム）で延べ11番組

スポットCM：1テーマ（違法金融業者）

ラジオ

3テーマ（ペイオフ、違法金融業者、新証券税制）で延べ6番組

その他

定期刊行物等：4テーマ（ペイオフ、違法金融業者、本人確認法、新証券税制）で延べ8件

その他（モバイル携帯端末、電光板ニュース等）：6テーマ（借り過ぎご注意、違法金融業者、本人確認法、090金融、新証券税制、貸金業者情報検索サービス）で延べ11件

なお、平成15年5月12日に金融庁が公表した「個人株主の育成・拡大に向けたアクションプラン策定の要請」において、「政府においては、証券減税PRの取組みとして、『証券減税PR強化特別月間』（仮称）を設定し、集中的に政府広報等を行う」とされているところ、平成15年7月をこの特別月間とし、テレビ（含：スポットCM）・新聞・雑誌・定期刊行物等政府広報各種媒体を最大限に活用して集中的な広報展開を行うべく鋭意準備を進めているところです。

金融庁ホームページの拡充

金融庁ホームページについては、平成14事務年度において、以下の通り、トップページの抜本的な刷新など利用者の利便性向上のため各種改修工事を施すとともに、その掲載情報の大幅な内容拡充を図りました。

また、ホームページは、利用者にまずアクセスをしてもらう必要がある受身の媒体という側面がありますので、金融庁や政府広報で作成するパンフレット等各種媒体で金融庁ホームページのアドレス等の積極的PRに努めました。

月刊金融庁広報誌「アクセスFSA」の創刊（平成14年12月）

「金融庁ホームページに関するお知らせ」の欄をトップページに設置（平成14年12月）

「資料集」のコーナーをトップページに開設（平成15年2月）

「トピックス（主な新着情報）」の欄をトップページに設置（平成15年5月）

重要施策についてPRする各種特設コーナーを開設

各種情報等受付窓口の設置

- ・「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」（平成14年10月）
- ・「法令遵守に関する情報受付窓口」（平成15年6月）

各種情報検索サービス、申請・届出サービス、照会案内サービスの供用開始

- ・ 「電子申請・届出システム」(平成 15 年 3 月)
- ・ 「金融庁ホームページ全文検索サービス」(平成 15 年 4 月)
- ・ 「登録貸金業者情報検索サービス」(平成 15 年 5 月)
- 「金融研究研修センター」のコーナーの開設(平成 14 年 11 月)

その他

- ・ 「金融早わかり Q & A」のコーナーの大幅な改修(平成 15 年 5 月)
- ・ 「金融・証券情報コーナー」の掲載情報を整理し直し、「金融サービス利用者コーナー」に改称(平成 15 年 5 月)

英文ホームページについては、海外向けないし国内の外国人に対して、即時に正確な情報発信を行うとの観点から、海外において関心の高いと思われる情報を速やかに英訳の上、掲載しています。平成 14 事務年度においては以下の通り、利用者の利便性向上のための改修や掲載情報の内容拡充などに努めています。

List of licensed(registered) Financial Institutions(免許・登録などを受けている業者一覧)の掲載(平成 14 年 10 月)

関係省庁、関係機関等の英文ホームページへのリンクの大幅追加(首相官邸、銀行協会、保険協会、証券取引所等)(平成 15 年 2 月)

ホームページ上のサイトマップの見直し(平成 15 年 2 月)

より見やすく、使いやすくなるようトップページのレイアウト、字体、色調などを変更(平成 15 年 2 月)

「Statement & Presentation」のコーナーの開設(平成 15 年 2 月)

これまでホームページ上に散在して掲載されていた「Statement(談話)」と「Presentation(講演)」を 1 つのコーナーに集約し、より使いやすいものにしました。

審議会関係の組織図を改訂し掲載(平成 15 年 2 月)

「References」のコーナーの開設(平成 15 年 6 月予定)

従来の「Topics」のコーナーの掲載情報を整理し、検索しやすくするとともに、海外からの関心が高い我が国金融に関する各種最新情報を新たに掲載するなど内容の大幅拡充を図った「References」のコーナーを新たに開設しました。

「Frequently Asked Questions」のコーナーの大幅な改修(平成 15 年 6 月予定)

日本語版ホームページの「金融早わかり Q & A」の大幅な改修にあわせ、英文ホームページの「Frequently Asked Questions」のコーナーも大幅な改修を施しました。

英訳関係

海外の関心の高いと思われる事項を幅広く取り上げ、英訳の上、ホームページ

に掲載しています。英訳の件数は以下の通りです。

イ．大臣会見	40件
ロ．副大臣会見	3件
ハ．長官会見	18件
ニ．プレスリリース	32件
ホ．大臣談話（除、ニのプレスリリース計上分）	1件
ヘ．大臣講演	1件
ト．その他（サーベインズ・オクスリー法関係等）	5件
合 計	100件

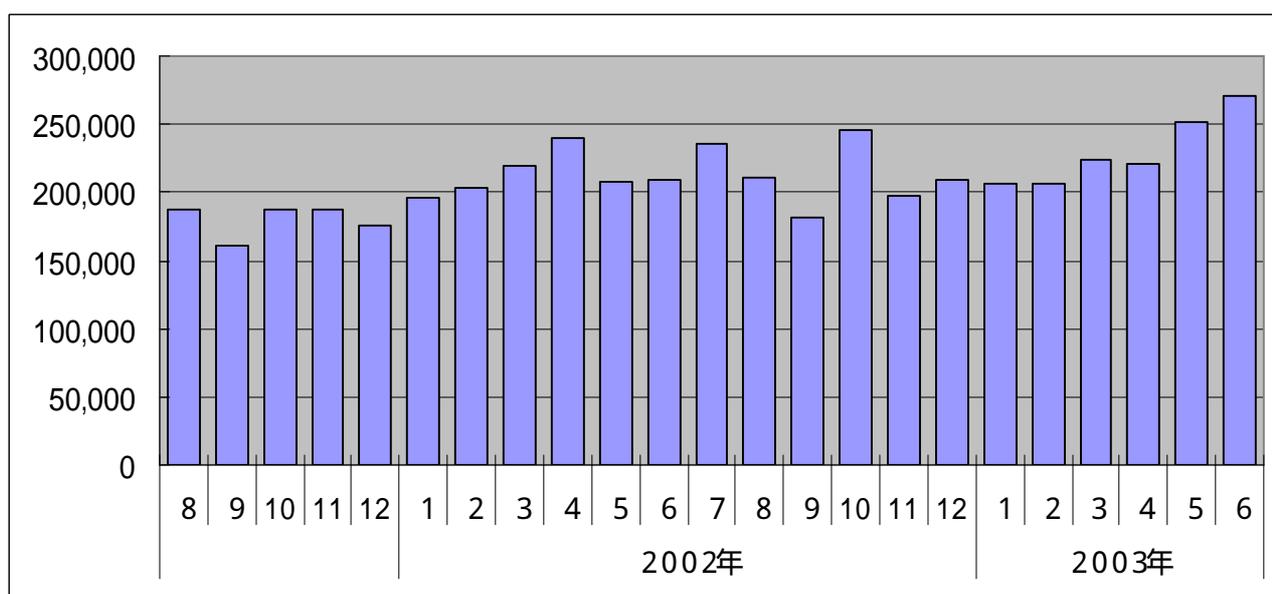
（２）評価

金融行政にかかる広報については、上記の通り、記者会見・記者ブリーフ等の頻繁な開催、政府広報等各種媒体を活用した積極的な広報展開、アクセスFSAの創刊を始めとするホームページの抜本的な拡充・改善等、その充実に努めてまいりました。

ホームページへのアクセス件数についてみると、平成14事務年度は月間平均221,639件で、平成13事務年度の月間平均196,557件に比べて約12.8%増加しており、英文ホームページについても、14事務年度は月間平均8,530件であり、平成13事務年度の月間平均7,238件に比べて17.9%増加しています。

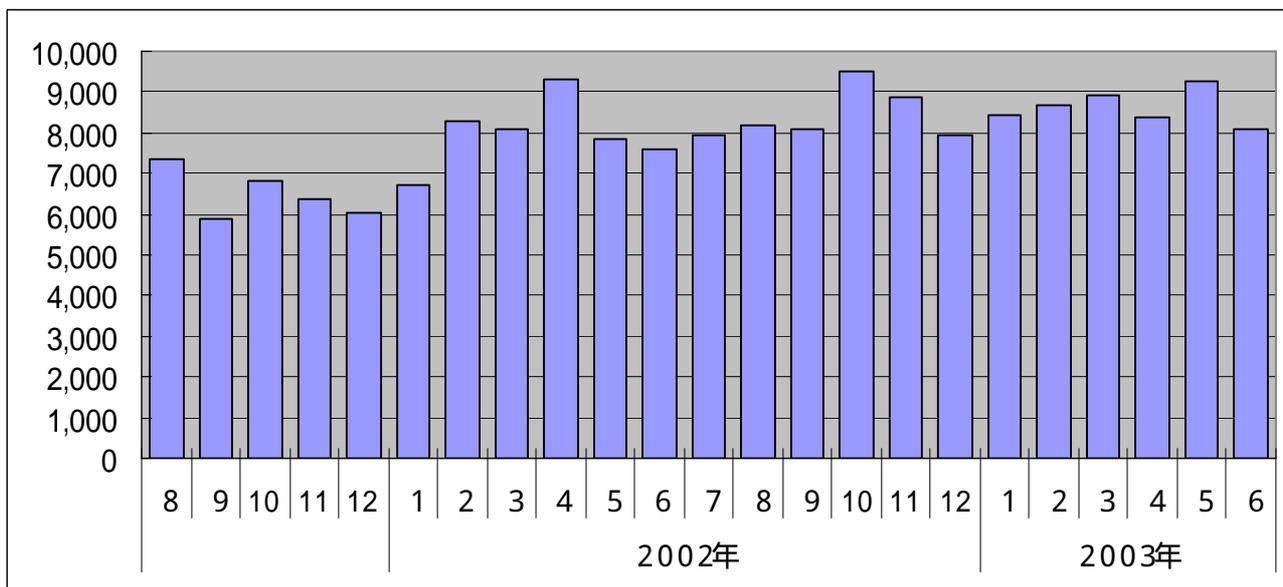
【資料4-2-1 和文ホームページへのアクセス件数】

（単位：件）



【資料4 - 2 - 2 英文ホームページへのアクセス件数】

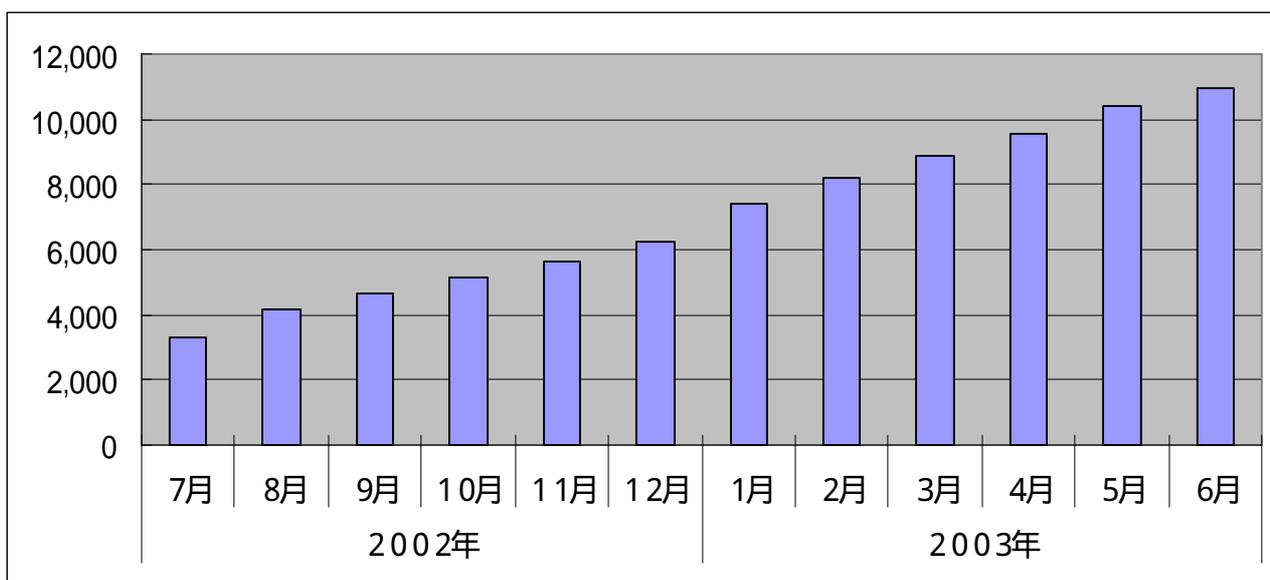
(単位：件)



また、金融庁ホームページにおいては、予め利用者のメールアドレスを登録すると、毎月発行される「アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表などの新着情報がホームページに掲載される度に、電子メールで案内する「新着情報メール配信サービス」を提供しています（平成14年6月3日提供開始）。その登録者数は平成14事務年度終了時点で1万件を超えています。

【資料4 - 2 - 3 新着情報メール配信サービス登録件数】

(単位：件)

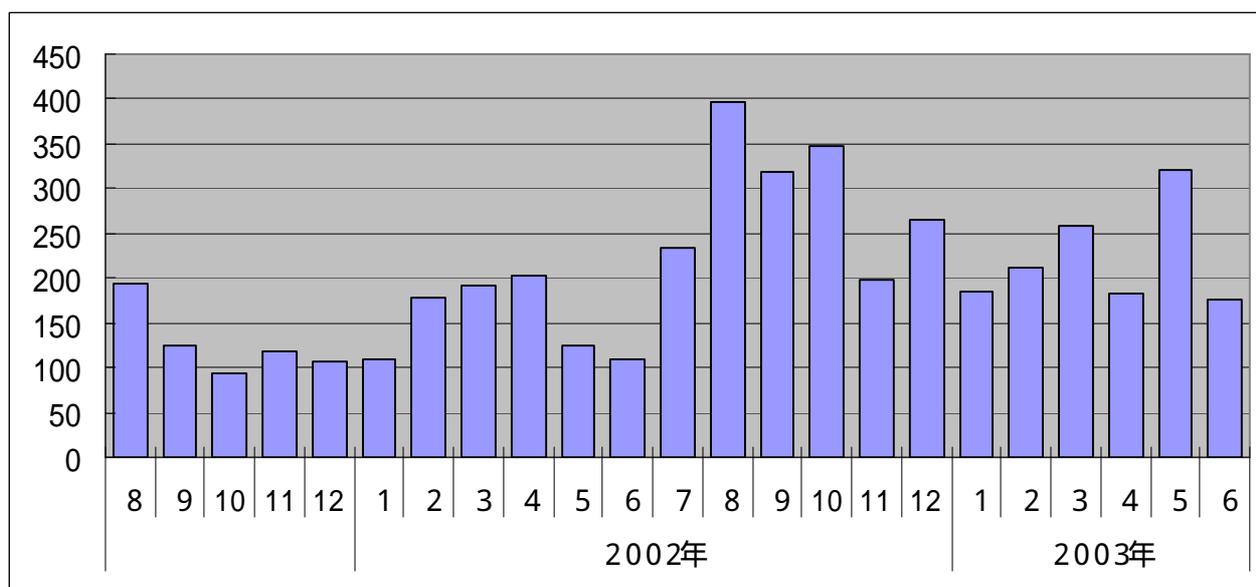


更に、これら金融庁からの情報発信だけでなく、上記の通り、金融庁ホームページには「ご意見箱」を設置し、広く意見聴取・情報受け付けを行っているところですが、平成14事務年度中に「ご意見箱」で受け付けた意見・情報等の件数は3,094件となっています。

(注) 上記件数は「ご意見箱」における受付件数であり、「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」等の他の情報等受付窓口に寄せられた意見・情報の件数は含まれない。

【資料4-2-4 ご意見箱受付件数】

(単位：件)



また、広報媒体としてのホームページの特性として、利用者にとっては時間的な制約を受けずに気軽に大量の情報にアクセスできること、また提供側にとっても即時にコストをかけずに正確な情報発信を行うことができるといったメリットがあり、ホームページを積極的に活用することにより、効率的・効果的な広報展開が図られるものと考えられます。なお、以下の通りホームページへの年間アクセス件数を紙媒体に換算して比較すると大幅なコストダウンにつながっていることがうかがわれます。

- ・ (14年度アクセス数約 2,570,000 件) × [(アクセス1件当たりの印刷最低単位1ページ) × (用紙費1枚あたり0.5円) + (郵送費80円)] = 206,885千円 (注1)
- ・ 14年度ホームページ関連予算額 26,382千円 (注2)

(注1) 実際には数ページ～数十ページにわたる情報が1件のアクセスにより利用可能となるが、ここでは、あえてアクセス1件当たり1ページ印刷すると仮定した場合の仮定計算を行った。

(注2) 14年度には、ホームページの新規機能導入費用14,377千円を含む。

5 . 今後の課題

- (1) 金融庁としては、今後とも、様々な機会・媒体を最大限有効に活用して、内外に対し正確な情報発信を行い、金融行政について適切な理解が得られるよう努める必要があります。
- (2) 金融庁ホームページについては、今後とも掲載情報の内容の拡充及び利用者利便の更なる向上のための改修に努める必要があります。また、日本の金融行政に対する海外の関心が高まる中で、海外への広報活動の一層の充実を図ることも重要な課題であり、英文ホームページの掲載情報のより一層の充実に努める必要があります。
- (3) 更に、ホームページへのアクセス件数の更なる増大を目指し、金融庁ホームページのアドレスや「アクセス F S A 」のアドレスなどの積極的な P R に努めるとともに、「新着情報メール配信サービス」への登録促進にも努める必要があります。
- (4) 平成 16 年度において、ホームページ改修費等のため予算要求を行う必要があります。

6 . 当該政策に係る端的な結論

前述 4 . (2) の通り、政策の達成に向けて成果が上がっていますが、今後とも、様々な機会・媒体を最大限有効に活用して、内外に対し正確な情報発信を行うことにより、金融行政に関する適切な理解の一層の促進に努めることが必要です。

7 . 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

8 . 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、金融庁ホームページのへアクセス件数、新着情報メール配信サービス登録件数、金融庁ホームページ等の充実状況等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 金融庁和文・英文ホームページへのアクセス件数
- ・ 新着情報メール配信サービス登録件数
- ・ ご意見箱受付件数

9 . 担当部局

総務企画局政策課広報室

1. 政策名

検査マニュアルの整備・公表

2. 政策の目標

(目標)

公正で透明性の高い検査のための制度整備として、「金融持株会社に係る検査マニュアル」の整備を行う。

(業績指標)

検査マニュアルの整備状況

(説明)

金融庁は、金融監督庁発足以来、我が国の金融システムの安定、預金者・投資家等の保護及び金融の円滑化を図るため、市場規律と自己責任原則を基軸とした、明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の遂行に努めてきました。金融検査のためのマニュアルを整備・公表することは、監督当局の検査・監督機能の一層の向上及び透明な行政の確立に資するだけでなく、金融機関の自己責任に基づく経営を促し、もって金融行政全体に対する信頼の確立につながるものと考えられます。

このような考え方にに基づき、これまで、法制度や会計制度と平仄を合わせながら各種の検査マニュアルの整備を行い(詳細は3.(1)参照)、今般、持株会社方式による経営再編の進展に対応するため、金融持株会社に係る検査マニュアル¹を整備することとしました。

また、金融機関の経営再編の進展によるシステム統合リスクの拡大などに、よりの確に対応するため、システム統合リスク管理態勢のチェックリストを作成し、公表することとしました。

さらに、平成14年10月に発表された「金融再生プログラム」において、資産査定厳格化を図るための方策として引当に関するDCF(ディスカント・キャッシュ・フロー)的手法の採用及び引当金算定における期間の見直し等の資産査定に関する基準の見直し等が盛り込まれたことなどから、金融検査マニュアルを改訂することとしました。

¹ 当該マニュアルの策定については、平成14年7月30日に公表しました「平成14検査事務年度検査基本方針及び基本計画」において明示したところです。

3. 現状分析及び外部要因

(1) 金融持株会社に係る検査マニュアルの作成に至る経緯

金融庁（平成12年6月末までは金融監督庁）においては、検査・監督機能の一層の向上や公正で透明性の高い検査を実施するため、法律の専門家、公認会計士及び金融実務家の意見等も踏まえつつ、法制度や会計制度と平仄を合わせながら、これまで「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル（平成11年7月1日）」、「保険会社に係る検査マニュアル（平成12年6月20日）」、「証券会社に係る検査マニュアル（平成13年6月14日）」、「投資信託委託業者・投資法人・投資顧問業者に係る検査マニュアル（平成14年6月21日）」及び「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕（平成14年6月28日）」を整備してきました。

そうした中、持株会社方式による経営再編の進展を背景に、金融持株会社についても、その業務の適切な運営を図ることが預金者保護、保険契約者保護及び投資者の保護を図る観点から重要となっており、これを対象とした検査マニュアルの整備の必要性が高まっていました。

(2) 「システム統合リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」の作成に至る経緯

金融機関の業務運営において、安定的かつ確実なコンピュータシステム運営は、欠かせないものとなっています。近年、システム統合を伴う金融機関等の経営再編が進展していますが、金融機関の場合、システム統合に係るリスクが特に高く、実際にシステム統合時にシステムダウン等のトラブルが発生し、社会的な関心も高まりました。こうしたことから、金融機関の適切なリスク管理態勢の構築やガバナンスの強化が求められました。また、検査の効率化の観点からも「システム統合リスク管理態勢の確認用チェックリスト」作成の必要性が高まりました。

(3) 金融再生プログラム関連等に係る検査マニュアルの改訂に至る経緯

14年10月に発表された「金融再生プログラム」において、資産査定 of 厳格化の一環として引当金の算定に関するDCF的手法の採用や算定期間の見直し等の資産査定に関する基準の見直しが盛り込まれました。

これを受けて、日本公認会計士協会の実務指針に関して、監査上の留意事項（ガイドライン）の発出等による明確化の動きがあり、こうした会計ルールの変更等と連携をとって、検査マニュアルの改訂を行うことが必要となりました。

また併せて、本人確認法等最近の法令改正等に伴い、検査マニュアルに所要の改訂を行うことが必要となりました。

4. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

「金融持株会社に係る検査マニュアル」の作成

金融持株会社に係る検査マニュアルの整備にあたり、実務的な検討を行うため、全国銀行協会、生命保険協会、損害保険協会、日本証券業協会、公認会計士協会等からオブザーバーの参加を得て、法律の専門家、公認会計士並びに検査局及び監督局の職員をメンバーとする「金融持株会社に係る検査マニュアルワーキンググループ」を設置しました。同ワーキンググループで検討を行い、平成 15 年 4 月 30 日付で「金融持株会社に係る検査マニュアル(案)」を公表し、これに対するパブリックコメントを募集し、更に検討を重ね、平成 15 年 7 月 29 日付で検査官宛に通達²し、同日公表しました。

当該マニュアルは、持株会社の機能や役割に着目し、持株会社の資本政策、グループ内取引、顧客情報管理、グループとしての危機管理体制の構築、子会社である金融機関の健全性の把握等について適切な管理態勢が構築されているか等を検証するための着眼点を整理しています。

また、当該検査マニュアルを適切に運用し、精度の高い検査を実施していくため、検査官(金融庁及び財務局)に対し研修を実施することとしました。

なお、「金融持株会社に係る検査マニュアル」は、金融庁ホームページに掲載しています。³

「システム統合リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」の作成

システム統合に係るリスク管理態勢の把握の向上のための検査マニュアルの整備については、検査局内にワーキンググループを設置し、日本銀行、金融情報システムセンターの協力を得て検討を重ね、平成 14 年 11 月 13 日には、「システム統合リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案)」を公表し、これに対するパブリック・コメントを募集し、更に検討を重ね、平成 14 年 12 月 26 日に検査官向けの通達として発出・公表し、同日付で適用を開始したところです。

当該チェックリストは、近年のシステム統合を伴う経営再編の進展に対応して、経営陣のリスク管理に対する協調した取組み、協調したシステム統合リスク管理態勢のあり方、不測の事態への対応、監査及び問題点の是正に関する着眼点を整理しています。

システム統合リスク管理態勢の適切性の検証に当たっては、当該チェックリストを

² 本通達については、平成 15 年 7 月 29 日付の施行とし、同日以降を検査実施日とする検査について適用することとしています。

³ <http://www.fsa.go.jp/manual/manual.html>

積極的に活用し、マニュアル整備の所期の目的に則した運用に努めています。

また、当該チェックリストを適切に運用し、精度の高い検査を実施していくため、検査官（金融庁及び財務局）に対し、研修を実施しました。

なお、「システム統合リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」は、金融庁ホームページに掲載しています⁴。

金融再生プログラム関連等に係る検査マニュアルの改訂

金融再生プログラム関連等に係る検査マニュアルの改訂のうち、引当に関するDCF的手法の採用にあたっては、日本公認会計士協会において、「DCF等検討プロジェクトチーム」を設置し、検討が開始されたことにあわせて、金融庁としても、検査・監督当局の立場から、日本公認会計士協会と必要な調整を行うため、昨年11月、「公認会計士協会との連絡協議会（ワーキング・チーム）」を設置し、検討を行いました。その後、平成14年12月26日付けでパブリックコメントを募集し、更に検討を重ね、平成15年2月25日、金融検査マニュアルを改訂し、検査官宛通達として発出・公表したところです。⁵

当該マニュアルでは、要管理先及び破綻懸念先の引当手法について、DCF法を選択肢として明示的に書き加えた上で、「与信額100億円以上の大口債務者」については、「DCF法の適用が望ましい」と記載しました。また、引当金算定期間については、大口の要管理先に対してやむを得ずDCF法を適用できない場合には、個別的な残存期間による引当を適用する等の改訂を行いました。

また、上記の改訂のほか、主な検査マニュアルの改訂内容は、以下のとおりです。

イ 更正計画等認可後の債務者区分関係

更正計画等の実現可能性が高い場合は、法的再建手続きによる場合にも上位の債務者区分に判定できる基準を盛り込み、これまでの取扱いの明確化を図りました。

ロ 不動産担保関係

不動産担保評価について、鑑定評価の前提条件、売買実例の検討等により必要な場合に担保評価額の所要の修正を行っているかを検証することとし、これまでの取扱いの明確化を図りました。

ハ 本人確認関係

平成15年1月の本人確認法の施行に伴い、法令等遵守及び事務リスクの検証項目の一つとして本人確認を追記しました。

ニ 保険募集関係

⁴ <http://www.fsa.go.jp/manual/manual.html>

⁵ 保険検査マニュアル、証券検査マニュアル、投信・投資顧問マニュアルについても所要の改訂を行っています。
<http://www.fsa.go.jp/manual/manual.html>

平成 14 年 10 月から銀行等が保険募集を行うことのできる商品が拡大されたことから、法令等遵守及び事務リスクの検証項目の一つとして追記しました。

(2) 評価

「金融持株会社に係る検査マニュアル」については、近年の持株会社方式を活用した、金融機関のコングロマリット化等の経営再編の進展に対応して、金融持株会社に対する検査における着眼点を明確にしました。

また、「システム統合リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」については、近年のシステム統合を伴う経営再編の進展に対応して、システム統合に係る経営陣のリスク管理の取組み等についての着眼点を明らかにしました。

さらに、金融再生プログラム関連等にかかる検査マニュアルの改訂については、近年の会計ルール、法令等の改定に対応して、DCF的手法の導入はじめとして、本人確認、保険募集、更正計画等認可後の債務者区分、不動産担保評価についての取扱いを明確にしました。

これらの検査マニュアルの整備・公表により、金融環境、会計ルール、法令等の変遷と整合性を保った公正で透明性の高い検査を実施するための制度整備ができたものと認識しています。

また、これらの検査マニュアルについては、事前にパブリックコメントに付し、所要の改善を行った上で公表していますが、今後、こうして発表された同マニュアルの趣旨が浸透することにより、各金融機関及び持株会社が自己責任原則の下、それぞれの規模・特性等に応じたリスク管理態勢を構築し、業務の健全性と適切性の確保に努めていくことが期待されます。

5. 今後の課題

上記のとおり策定・改訂を行ったマニュアルを適切に活用することで、各金融機関・持株会社の実態に即した的確な検査を実施し、同マニュアルの趣旨を浸透させる必要があります。

また、今後とも、金融検査は、会計ルール、法令等に基づき、金融環境の変化に柔軟に対応していく必要があります。従って、検査マニュアルについても、検査・監督機能の一層の向上を図っていくため、金融環境の変化、会計ルール、法令等の見直しといった時代の変化に適切に対応して整備を図っていく必要があると考えています。

なお、中小・零細企業等の経営実態を反映したきめ細かい検査を実施していくことが重要であるとの観点から、平成 14 年 6 月に「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」を作成し、その周知徹底を図り、中小企業の実態に即した検査の実施に努めてきましたが、さらに、当該別冊の定着状況等をモニタリングし、その内容が中小企業の実態によ

り即したものとなるよう、現在、見直し作業を実施中です。

以上が今後の課題ですが、これらに適切に対応するため、平成 16 年度の機構定員要求を行う必要があります。

6．当該政策に係る端的な結論

前述 4 .(2) のとおり、「金融持株会社に係る検査マニュアル」の整備・公表については、計画どおり所期の目的が達成されました。その他にも、金融再生プログラムの策定や法令等の改定に関連して検査マニュアル等を整備しました。

今後は、整備された検査マニュアル等を適切に活用することで、各金融機関や持株会社に関し、実態に即した的確な検査を実施し、同マニュアルの趣旨を浸透させる必要があります。

また、今後とも、検査マニュアル等は、金融環境の変化等の時代の変化に適切に対応して整備を図っていく必要があります。

7．学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

8．注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果の把握方法〕

政策効果は、検査マニュアルの整備状況等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 検査マニュアルの整備状況

9．担当部局

検査局総務課

政策 4 - 4

1. 政策名

効率的で有効性の高い監督行政の実施

2. 政策の目標

(目標)

金融機関をとりまく様々なリスクが高まる中、金融機関の経営の健全性の状況を継続的に把握することの重要性が高まっているため、オフサイト・モニタリングの定着及び更なる高度化に努めるとともに、分析に必要なコンピューター・システムの整備・拡充を行う。

(業績指標) 報告計数にかかる分析等の実施状況
モニタリング・システムの整備状況

(説明)

当庁としては、検査と検査の間においても、金融機関の健全性に係る問題を早期に発見し、改善のための働きかけを行うことが重要であることから、金融機関に対し、財務会計情報及びリスク情報等について継続的に報告を求め、金融機関の経営の健全性の状況を常時把握することに努めています。また、金融機関から徴求した各種の情報の蓄積及び分析を迅速かつ効率的に行うとともに、分析結果を踏まえて様々な措置を講じ、金融機関の経営の健全性の確保を促しています。

こうしたオフサイト・モニタリングを行うに当たっては、コンピューター・システムの開発・導入により、金融機関から徴求した情報の蓄積及び分析を迅速かつ効率的に行うことが極めて有効であり、システム化を進めています。

3. 現状分析及び外部要因

当庁では、平成 11 年度より、それまでの財務会計情報に加え、金融機関の市場リスク、流動性リスク、信用リスクの状況等について報告を求めるなど、オフサイト・モニタリングを強化し、金融機関の健全性の状況について継続的・定量的に把握するよう努めています。

金融機関を取り巻く経済環境が依然として厳しい現状では、こうしたオフサイト・モニタリングにより、金融機関の状況をより精密に把握し、早め早めに経営改善を促す体制の整備が求められています。

さらに将来的にも、バーゼル銀行監督委員会の「自己資本に関する新しいバーゼル合意」により、平成18年(2006年)から、銀行の自己資本の水準を計測するに当たり、新たなリスク管理手法が導入されること等を踏まえて、モニタリング体制の整備・拡張を行っていく必要があります。

4. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

平成14事務年度における本政策目標に関する事務運営の状況は以下のとおりです。

オフサイト・モニタリングの基本的考え方の明確化

オフサイト・モニタリングの基本的考え方について、平成14年12月に事務ガイドラインを改正して、2.に記したように明確化し、公表しました。

なお、その事務は、例えば地域銀行については、資料4-4-1に示した年間サイクルを目途に行うこととしています。

【資料4-4-1 地域銀行の監督事務の年間サイクル】

	決算等、 ディスクロージャー	主な報告		分析・評価、ヒアリング、フィードバック	
		財務会計情報	リスク情報	財務会計情報、業務再構築	リスク情報等
4月		日計表	市・流		分析、フィードバック ヒアリング
5月	決算発表	日計表 決算状況表	市・流・信	決算分析	分析、フィードバック ヒアリング
6月	株主総会 総代会	日計表、業務報告書 有価証券報告書	市・流	財務状況、業務再構築 ヒアリング	分析、フィードバック ヒアリング
7月	ディスクロ誌	日計表	市・流	個別銀行のディスクロ誌の整備	分析、フィードバック ヒアリング
8月		日計表	市・流・信	トップ面談(～9月)	分析、フィードバック ヒアリング
9月	中間決算	日計表	市・流		分析、フィードバック ヒアリング
10月		日計表	市・流		分析、フィードバック ヒアリング
11月	中間決算 発表	日計表 中間決算状況表	市・流・信	中間決算分析	分析、フィードバック ヒアリング
12月		日計表 中間業務報告書	市・流	財務状況、業務再構築 ヒアリング	分析、フィードバック ヒアリング
1月	(中間ディスクロ誌)	日計表	市・流	個別銀行のディスクロ誌の整備	分析、フィードバック ヒアリング
2月		日計表	市・流・信	トップ面談(～3月)	分析、フィードバック ヒアリング
3月	決算	日計表	市・流		分析、フィードバック ヒアリング

(注) リスク情報計数において「市」:市場関連リスク、「流」:流動性リスク、「信」:信用リスク

オフサイト・モニタリングの具体的内容

オフサイト・モニタリングは、平成 14 事務年度においては合計 1,231 先の金融機関について、各期における決算状況等の財務会計情報と、市場リスク、流動性リスク、信用リスクといった各種のリスク情報とについて報告を求めて行っています。

その業態毎の実施状況は以下のとおりです。

ア. 預金取扱金融機関

オフサイト・モニタリングによる健全性の状況の分析結果については、銀行（161 行）、信用金庫（326 金庫）及び信用組合（191 組合）等に対し、月次または四半期毎等の頻度でフィードバックを行っています。その際、各金融機関の健全性の確保に向けた自主的な取組みを促す観点からヒアリング等を実施しています。

平成 14 年 12 月には、こうしたオフサイト・モニタリングの実施状況を踏まえ、早期警戒制度を整備しました。これは、早期是正措置の対象とならない金融機関であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組みがなされる必要があることから、行政上の予防的・総合的な措置を講ずることにより、金融機関の早め早めの経営改善を促す枠組みです。

その具体的な考え方は以下のとおりです。

- ・ 基本的な収益指標、有価証券の価格変動等による影響、預金動向や流動性準備の水準を基準として、収益性、安定性や資金繰りについて経営改善が必要と認められる金融機関に関して、原因及び改善計画等についてヒアリング等を行い、
- ・ 必要な場合には銀行法第 24 条¹に基づき報告を求めることを通じて、必要な経営改善を促し、
- ・ さらに、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、銀行法第 26 条²に基づき業務改善命令を発出することとしています。

なお、平成 15 年 6 月には、同年 3 月に公表された「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」を受けて、新たに大口与信の集中状況等についても、こうした措置を実施することとしました。

イ. 保険会社

¹ 銀行法第 24 条には、銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、銀行（代理店を含む。）に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる旨定められています。

² 銀行法第 26 条には、銀行の業務若しくは財産又は銀行及びその子会社等の財産の状況に照らして、当該銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該銀行に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、当該銀行の経営の健全性を確保するための改善計画を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において、期限を付して当該銀行の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは当該銀行の財産の供託その他監督上必要な措置を命ずることができる旨定められています。

保険会社の健全性の状況については、収益性の指標等の各種データを多角的に分析し、早期是正措置の発動に至る前段階から、保険会社各社において早め早めの経営改善が図られるよう求めてきています。

具体的には、収益指標等に照らして改善が必要と認められる保険会社に対して、原因及び改善計画等についてヒアリングを行うとともに、必要に応じて保険業法第128条³に基づく報告を求める等の対応を行い、保険会社の自主的な経営改善を促してきました。

また、平成14事務年度においては、保険・年金数理業務の精通者であるアクチュアリー資格保有者を採用するとともに、各種データの分析手法の高度化に努めたほか、第三分野に係る状況等、保険会社の業務の状況に応じた報告計数の拡充・見直しを実施しました。

ウ.証券会社

従来から、証券会社に対しては、毎期の決算に基づく報告（営業報告書等）のほか、証券取引法上の健全性指標である自己資本規制比率、主要勘定残高表等について月次で報告を求め、健全性のチェックを行っています。

加えて、平成14年度には証券会社向けモニタリング・システムの運用が開始されたことから、銀行等の他業態と同様に、証券会社の財務会計情報のみならず、リスク情報についても報告を求めるとともに、それらデータの分析結果の証券会社への還元やヒアリングの実施等を通じて、証券会社の自主的な改善を促すといった業務サイクルの確立に向けて取り組んでいます。

証券会社のオフサイト・モニタリングの導入に際しては、既にオフサイト・モニタリングを開始している預金取扱金融機関及び保険会社の例を参考にするとともに、オペレーショナル・リスクに関する報告を先駆的に取り入れるといった工夫も行っています。

モニタリング・システムの整備

限られた人員の下で、金融機関に対して有効なオフサイト・モニタリングを行うためには、報告・分析の対象となる情報の処理をコンピューター・システムで効率的に行うことが不可欠であり、順次システム化を進めています。

平成14事務年度においては、平成13事務年度の保険会社向けモニタリング・システムに続き、証券会社向けモニタリング・システムの運用を開始しました。

また、預金取扱金融機関に関しては、財務会計情報について、平成14年中間期よ

³ 保険業法第128条には、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認められるときは、保険会社に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる旨定められています。

り、銀行の決算状況に係る報告のデータ入力 of 迅速化に向けたシステム整備を行ったほか、リスク情報についても、銀行の「その他有価証券」に関する報告をデータベース化し、市場の状況変化がもたらす影響の分析に関する機能拡張を行いました。

さらに、対象業態拡大に伴うシステム整備が一巡しましたので、平成 14 事務年度においては、早期警戒制度や新 B I S 規制の導入等を踏まえ、モニタリング・システムの再構築に着手することとしました。その際、将来において分析手法の変化に対応できるよう、柔軟性・拡張性のあるシステムを構築することとしています。その経費については、同年度の補正予算で所要の予算措置がなされたところであり、財務大臣からの繰越承認を得て、平成 15 年度も継続的に開発を進めています。

その他

ア．オフサイト・モニタリングの体制

オフサイト・モニタリングについては、当庁の関係課のほか全国の財務局等に担当者が配置され、モニタリング・システムなどを用いて、直接、管轄金融機関のデータについて分析等を行うこととなっています。

また、金融工学等を駆使した分析手法の更なる高度化や、個々の監督上の要請を的確に反映させた実用的なシステムの設計・開発等を行うべく、金融機関のリスク管理及びシステム開発・管理のエキスパートを登用しています。

さらに、平成 14 事務年度においては、保険・年金数理業務の精通者であるアクチュアリー資格保有者を採用しました。

イ．検査・監督部門の連携

オフサイト・モニタリングにより把握された情報に関しては、検査部門において、これを踏まえつつオンサイトの検査を実施し、金融機関の財務内容や法令遵守状況について深度のある検証を行い、日頃の監督が経営に活かされているか、新たに問題が生じていないかをチェックしています。また、検査で改善等を要するとされた問題に係る情報は、オフサイト・モニタリングを行う監督部門に伝えられ、その後の監督行政に活かしています。

(2) 評価

平成 14 事務年度においては、預金取扱金融機関について早期警戒制度が整備され、行政上の予防的・総合的な措置を講じ、早め早めの経営改善を促すための体制が構築されました。また、保険会社についてはオフサイト・モニタリングの分析手法の改善や報告内容の拡充が図られています。さらに、証券会社向けモニタリング・システムの運用開始に伴い、証券会社の経営の健全性の確保に向けた自主的な取り組みを促すための働き

かけを行う業務サイクルが確立されたところです。

このように、オフサイト・モニタリングの体系的な充実を進めていることは、監督行政の効率化や有効性の向上に寄与しているものと考えます。

5. 今後の課題

現下の厳しい経済情勢や金融機関の業務の多様化、さらには流動性預金を除く預金等全額保護の特例措置の終了といった金融環境の変化を踏まえれば、今後、金融機関の健全性について、より迅速かつ多角的に把握し、改善を促していくための取組みが必要と考えられます。

今後とも、オフサイト・モニタリングについて、より精密・迅速な分析を行なうとともに、分析結果を踏まえて的確な措置を講ずる等、その充実・強化が必要です。

また、これを支えるコンピューター・システムについては、財務会計情報とリスク情報の効果的な組み合わせ等を通じて、多様な分析ニーズに対応できるよう、柔軟性・拡張性のあるシステムを構築していく必要があります。加えて、近年、持株会社形態による金融機関のグループ化が進展していること等から、預金取扱金融機関のみならず、保険会社、証券会社といった他業態向けシステムの再構築をできる限り早急に行い、同一システムの下で、連結ベース及び業態横断的な分析を効率的に行うことが必要です。

平成 16 年度において、オフサイト・モニタリングに必要なシステム整備のため、予算要求を行う必要があります。

6. 当該政策に係る端的な結論

前述 4.(2) のとおり、政策の達成に向けて成果が上がっていますが、今後も、金融行政を取り巻く環境変化に即応しつつ、金融機関の健全性について迅速かつ多角的に把握し、改善を促していくための取組みを継続していくことが必要と考えます。

7. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

8. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、オフサイト・モニタリングの報告計数にかかる分析等の実施状況、モニタリング・システムの整備状況等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 地域銀行の監督事務の年間のサイクル

9 . 担当部局

監督局 総務課監督調査室、総務課協同組織金融室、銀行第 1 課、銀行第 2 課、
保険課、証券課、総務企画局 総務課情報管理官室

1. 政策名

職員に対する専門的研修の実施

2. 政策の目標

(目標)

金融庁の任務の的確な遂行に資するため研修を充実し、専門知識を有する職員の育成を図る観点から、必要な研修コースを設定し、適切な研修を実施する。

(業績指標) 研修の実施状況

(説明)

金融をとりまく環境は情報通信技術の発展等により、更に高度化、複雑化、国際化等が進展しています。金融機能の安定を確保し、預金者、保険契約者、証券投資者等の保護及び金融の円滑化を図り、金融庁の任務の的確な遂行に資するため、専門知識を有する職員育成の必要性が高まっています。

これを踏まえて、職員に対し業務に必要な専門知識等を習得させるため、職員に求められる能力、業務内容及び職務経験に応じた研修計画を策定し、それらを円滑に実施することとしました。

3. 現状分析及び外部要因

金融庁は発足以来3年が経過し、金融システムの健全性・安定性確保、証券市場の構造改革の推進、ペイオフ解禁に向けた環境整備など金融庁の果たす役割もますます高まっています。

具体的には、

- (1) 金融システムの構築のためには、不良債権問題の解決、地域金融機関を中心とした合併促進、決済機能の安定確保、保険を巡る諸問題への適切な対応、B I S規制の見直し作業など国際的ル - ル策定等が喫緊の課題となっています。
- (2) 証券市場を幅広い投資家の参加する真に厚みのあるものとし、市場機能を中核とした我が国金融システムの中心を担うものとしていくため「証券市場の改革促進プログラム」(平成14年8月)を策定し、誰もが投資しやすい市場の整備、投資家の信頼が得られる市場の確立、効率的で競争力のある市場の構築の3つの柱に沿って、証券市場の構造改革を推進しています。

(3) ペイオフ解禁に向けた環境整備として、的確な検査・監督を行い金融機関の健全性の確保を図ることが必要です。

こうした中で金融庁においては、検査、監督、監視体制の強化を図るため、平成13年度85名、平成14年度130名、平成15年度120名の定員の増員が認められています。

また、平成13年7月に研究開発室を新設するとともに、既存の開発研修室の機能強化を行い、研究と研修の効果的な連携を目的として「金融研究研修センター」を発足させました。

4. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

概況

平成14事務年度においては、金融環境の著しい変化等に対応し、金融庁の任務の的確な遂行に資するため、一般・基礎・専門研修の各区分に応じ、庁内各局からの意見聴取の結果等を踏まえ、金融会社監督実務研修を新設するなど、専門研修を中心とした36コースの研修計画を策定しました。

当初計画した研修コースの一部については、研修対象部署の事務繁忙等から予定どおり実施できなかったものもありましたが、当初計画していたもののほかに必要に応じて研修を追加実施するなど、概ね予定どおり実施することができました。

研修区分ごとの研修実施状況

ア. 一般研修

新任者、転入者を対象とした金融庁の業務等の基本的な知識を習得するための研修のほか、階層別研修として新任係長研修を新たに実施するとともに、職場の人間関係、セクシャルハラスメント防止策を内容とするメンタルヘルス研修を実施しました。

また、当初計画していたもののほかに秘書業務研修を実施しました。

イ. 基礎研修

金融庁の業務行政を的確に遂行するための基礎的な事項において必要とされる簿記、英会話研修に加え、パソコン研修についても業務の効率化に資するため、受講者のレベルに応じたコースを設定して研修を実施しました。

また、他省庁からの転入者を受講者の中心として庁内LAN研修を実施するとともに、平成15年3月から運用を開始した文書管理システムにかかる研修を実施

しました。

ウ．専門研修

総務企画局、検査局、監督局、証券取引等監視委員会といった検査・監督に直接間接的に携わる職員に対して、各業務ごとに必要とされる専門知識の習得のため、当該業務の担当者を対象とした業務内容別、職員の職務経験別による研修コースを設定するなど、職能レベルに応じたより効果的な研修を実施しました。

また、金融業務の高度化等に対応するためデリバティブ研修やリスク管理研修など、全職員を対象とした専門性の高い研修を実施しました。

なお、金融を巡るその時々課題を選択し、必要な専門的知識を機動的に付与することを目的とした、短期セミナーを複数回実施しました。

(2) 評価

平成 14 事務年度においては、庁内各局からの意見聴取の結果等を踏まえ、金融会社監督実務研修を新設するなど、専門研修を中心とした研修計画を策定するとともに、職能レベルに応じた研修を実施しました。

また、当初計画 36 コースのうち実施できなかった研修が一部あったものの、秘書業務研修など必要に応じて追加で研修を実施した結果、概ね当初計画どおり実施することができ、また、受講者数も前事務年度の 1,163 名から 1,582 名に増加しました。

このように、当庁のニーズに応じた実践的な研修を計画し、また研修の実施に当たっては柔軟な対応に努めたところです。

この結果、研修後に実施したアンケートにおいても、概ね 9 割の研修生が受講後の感想として「全般的にみて良かった。」、「各科目別に見ても概ね理解できた。」としており、同様に「今後の業務を遂行するうえで効果がある。」と回答していることなどから、職員の専門知識の育成に役立っているものと考えます。

【資料 5 - 1 - 1 研修の実施状況】

(単位：コース、人)

		12 事務年度	13 事務年度	14 事務年度
コ - ス数	一般研修	3	4	5
	基礎研修	4	4	4
	専門研修	16	28	25
	合計	23	36	34
受講者数		843	1,163	1,582

5. 今後の課題

業務の必要性や研修内容に関する庁内各局からの意見等を踏まえ、既存研修の見直しや研修カリキュラムの精査を行うなどにより充実を図っていますが、今後も金融業務の高度化等に的確に対応し得るように研修手法を検討し、効果的かつ効率的な研修実施体制の実現に向けた取組みを進めていくことが重要であると考えています。

また、平成 16 年度から金融庁の新規業務となる、公認会計士や監査法人等に対する検査業務について、当該検査に係る専門的知識の付与を目的とした研修の導入が必要となることから、平成 16 年度において予算要求を行う必要があります。

なお、平成 15 事務年度から、業務の繁忙から集合研修に参加できない職員などを対象に、研修機会の拡充を図るため、新しい研修手法として通信研修の導入を予定していますが、より拡充を図る必要があることから、平成 15 年度に引き続き、平成 16 年度においても所要の予算要求を行う必要があります。

6. 当該政策に係る端的な結論

前述 4.(2) のとおり、政策の達成に向けて成果が上がっており、今後も金融環境の変化に的確に対応すべく、引き続き効果的かつ効率的な研修の実施に努める必要があります。

7. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

8. 注記（政策効果の把握方法又は使用資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、研修の実施状況、研修後に実施したアンケート調査結果等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 研修後に実施したアンケート調査結果
- ・ 研修の実施状況

9. 担当部局

総務企画局政策課開発研修室

1. 政策名

行政実務に即した専門性の高い調査研究の実施

2. 政策の目標

(目標)

金融の急激な高度化、複雑化に対応するため、金融に関する諸問題について調査研究を行う体制の整備を図り、理論的、学術的観点から行政実務に即した専門性の高い調査研究を実施するとともに、その成果を関係部局にフィードバックする。

(業績指標) 研究体制の整備状況

研究の実施状況

研究結果の関係部局へのフィードバックの状況

(説明)

金融をとりまく環境は情報通信技術の発展等により、更に高度化、複雑化、国際化等が進展してきており、このような金融情勢の変化に的確に対応し、立ち遅れることなく適切な行政運営を確保していくためには、不断に職員の専門性・先見性向上に取り組んでいくことが必要であり、このため行政実務に即した専門性の高い調査研究を行うことが重要となっています。

これを踏まえて、研究を円滑に遂行しうる体制整備を行うとともに、関係部局との連携を保ちつつ実務に即した研究の実施、研究結果のフィードバックを目標としました。

3. 現状分析及び外部要因

金融庁においては、多数の制度整備が求められる一方、国際的に制度の整合性を図る必要から、的確な現状把握や制度調査を踏まえて企画立案を行うことが重要であり、これまで主に国内外の金融制度等の調査や経済金融情勢の調査を行ってきました。

しかしながら、最近の金融をめぐる情勢の変化をみると、情報通信技術の発達による金融取引の多様化、更には業態の垣根を越えた金融コングロマリットや証券化等の技術を利用したハイブリッドな金融商品の出現といったように、より急激に高度化、複雑化、国際化を遂げており、専門性の高い調査研究の必要性がますます高まっています。

4. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

研究体制の整備状況

平成 13 年 7 月、金融庁では金融研究研修センターを発足させました。以降、研究が円滑に行われるように研究体制の整備を行っています。

研究スタッフについては、今事務年度中に 5 名増加して 14 名となり、その専門分野も多様化するなど、陣容の拡充が図られました。また、これに併せて、文献・データベース、高速パソコン等の物的インフラの整備・充実も進めたため、研究環境も改善しました。

- ・ 研究官 (常勤・公募により民間等から採用) 4 名【平成 14 事務年度 1 名増】
- ・ 特別研究員(委嘱・大学助教授等外部の有識者) 5 名【平成 14 事務年度 1 名増】
- ・ 専門研究員(非常勤・アシスタント) 5 名【平成 14 事務年度 3 名増】
- ・ 合計 14 名【平成 14 事務年度 5 名増】

研究の実施状況

金融研究研修センターでは、次のとおり、行政実務に即した専門性の高い調査研究に取り組んでいます。

ア. 研究官による研究

(ア) 金融コングロマリット活動と規制

グローバル化の進展及び金融技術の洗練に伴い、金融コングロマリットの行動が深化し、また、業態を越えた金融取引が拡大している状況を踏まえ、これらに係る問題点につき、我が国の現状ならびに将来ビジョンに照らして整理を行うとの観点から、「金融コングロマリット活動と規制」をテーマとする研究を実施しています。また、研究活動の一環として、平成 14 年 6 月から「金融コングロマリット研究会」を開催しています。 【平成 14 事務年度 11 回開催】

(イ) 電子金融取引への対応

電子金融取引が着実に拡大し、新たなビジネス・モデルの登場や IT 技術の発展等に係る専門性の高い問題が顕在化してきている現状を踏まえ、これらに係る問題点につき総合的な整理を行うとの観点から、「電子金融取引への対応」をテーマとする研究を実施しています。また、研究活動の一環として、平成 14 年 6

月から「電子金融研究会」を開催しています。 【平成 14 事務年度 11 回開催】

(ウ) 諸外国の金融制度等

我が国に限らず、諸外国においても、金融を巡る環境及び金融に係る監督体制等が急速な変化を続けている現状に鑑み、「諸外国の金融制度等」をテーマに、米国、ドイツ等の金融制度に関する網羅的な研究を実施しています。

平成 14 事務年度は、特にドイツを中心に、金融機関の破綻処理関連制度の研究を進め、次の研究論文を取りまとめるとともに、学会発表を行いました。

「ドイツにおける預金保護・危機対応の制度 - 市場経済に立脚した金融システムの維持 - 」¹

【平成 15 年 5 月公表】

(エ) 企業再建に関する法と経済学

企業再生に関する法整備の進展を踏まえ、これらの法的枠組みが実際の経済活動の中でどのように機能しているのか、主にミクロ経済理論の観点から検証を進めています。また、企業の再建過程で大口債権者としての銀行が果たす役割を考察することを通じ、金融新時代における銀行の機能についても検討を行っています。(平成 15 年 4 月開始)

イ. 特別研究員・専門研究員による研究

(ア) 金融工学理論による分析・研究

信用リスクについて、統計的アプローチによる中小企業の信用リスクの計測や信用リスクモデル評価方法の比較に係る研究を実施しています。

平成 14 事務年度は次の研究論文を取りまとめました。

「大規模データベースを用いた信用リスク計測の問題点と対策(変数選択とデータ量の関係)」²

【平成 15 年 2 月公表】

(イ) 信託制度に係る研究

信託業法を中心とする現行の信託法制の問題点を洗い出すとの観点から、『信託研究会』を 8 回開催(終了)し、外部の有識者を交えたヒアリングや議論を行う等の手法を用いて、信託制度に係る研究を実施しました。

平成 14 事務年度は次の研究論文を取りまとめました。

「米国における信託会社規制 - イリノイ州を中心に - 」

¹ <http://www.fsa.go.jp/frtc/seika/seika.html>

² <http://www.fsa.go.jp/frtc/seika/seika.html>

「信託業法のあり方 - イギリス法を手がかりに - 」³

【いずれも平成 14 年 11 月公表】

(ウ) 証券法務執行における行政法的論点に係る研究

総合規制改革会議第 2 次答申及び規制改革推進 3 か年計画 (再改定) でも言及されている証券取引分野におけるエンフォースメント手段について、法学者の視点から、諸外国の制度等を踏まえつつ論点整理を行い、望ましい制度のあり方を研究しています。また、研究の一環として、関係部局の担当者や外部有識者を交え、証券法務執行に関するフリー・ディスカッションなどを行いました。

【平成 14 事務年度 5 回開催】

研究成果の関係部局へのフィードバックの状況

行政部局との連携の下、そのニーズを的確に反映した研究成果を積極的に行政に還元していくため、金融審議会の作業部会や各種国際会議等に参画し、研究者としての知見を提供しました。また、円滑に研究成果をフィードバックしていく観点から、上記の研究会のほか庁内勉強会を開催しました。

(ア) 金融審議会各種会合への参画

- ・金融審議会 金融分科会第二部会 信託に関するワーキンググループ
特に研究官による英・米における信託業の実態についての調査研究及びプレゼンテーション 【平成 14 年 8 月～継続実施中】
- ・金融検査マニュアル別冊「システム統合リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」通達の作業グループに参画 【平成 14 年 8 月～平成 14 年 12 月】
- ・金融持株会社に係る検査マニュアル・ワーキンググループへの参画
特に研究官による英国 F S A の持株会社監督についての調査研究及びプレゼンテーション 【平成 14 年 9 月～平成 14 年 11 月】

(イ) 国際会議への参画

- ・バーゼル銀行監督委員会リサーチタスクフォース
(自己資本比率規制が経済に与えた影響等の調査研究)
【平成 13 年 11 月より継続実施中】
- ・アジア太平洋経済協力会議(APEC)電子金融取引システムワーキンググループ
【平成 13 年 10 月～平成 14 年 9 月】
- ・バーゼル銀行監督委員会電子バンキング小委員会

³ <http://www.fsa.go.jp/frtc/seika/seika.html>

【平成 13 年 9 月～継続実施中】

・バーゼル銀行監督委員会リサーチタスクフォース・バリデーショングループ
(内部格付手法に基づく自己資本比率計算の適切性について調査研究)

【平成 15 年 3 月より継続実施中】

(ウ) 各種勉強会の開催

a. 研究成果の勉強会の開催

研究論文の公表に先立ち、『金融研究研修センター・ワークショップ』と称した勉強会を開催しました。 【平成 14 事務年度 3 回開催】

b. その他勉強会の開催

毎週金曜の昼休みを利用して、外部講師を招聘し、主に金融経済の最前線にあたる内容をテーマにした勉強会を開催したほか、基礎的な統計解析手法に関する勉強会を開催しました。 【平成 14 事務年度 33 回開催】

(エ) 対外発信

研究をより有益・有効性の高いものへと高め、良質な研究成果をフィードバックしていくには、金融庁内外を問わず広い範囲で議論を喚起することが重要であることから、様々な形で情報発信を行っています。

平成 14 事務年度は、金融庁ホームページに金融研究研修センターのコーナーを新たに開設し、取りまとめた 4 つの研究論文を全文公開するとともに、印刷物を全国の研究機関、主要大学図書館等約 400 箇所配布しました。そのほか、学会発表、大学での講演等を行ってきました。 【平成 14 年 11 月 HP 開設】

【平成 14 事務年度研究論文 4 本公表】

(2) 評価

研究の実施状況(対外発信を含む。)

平成 14 事務年度は、研究成果として、合計 4 本の研究論文(ディスカッション・ペーパー)を取りまとめました。これらの論文は、金融庁ホームページに全文公開するとともに、印刷物を研究機関、主要大学図書館等約 400 箇所配布しました。

これにより、諸外国の制度や先進的な金融工学に関して、学術的貢献とともに行政上も意義のある有益な研究成果を、対外的に幅広く周知し議論を喚起することができたと考えます。

研究成果の関係部局へのフィードバックの状況

ア. ワークショップ・研究会の開催

研究論文の公表に併せ、『金融研究研修センター・ワークショップ』を、計4回開催しました。ここでは、庁内一般職員に対し、研究内容を分かりやすく説明しながら議論を行ったことから、研究成果に対する庁内職員の理解が促進されたと考えます。

また、研究官の研究活動の一環として開催した「電子金融研究会」「金融コングロマリット研究会」は、合計22回に上りました。これについても、庁内一般職員が自由に参加できるため、学界・実務界の最新情報に接し議論に参加できる身近な機会として有益であったと考えます。

さらに、証券法務執行に関するフリー・ディスカッション等においても、法学理論を踏まえた専門的な議論に参加する機会を提供することで、庁内職員の知識向上に寄与したと考えます。

イ．金融審議会等各種会合への参加

各種ワーキング・グループにおいて、研究官や特別研究員が、学術理論や実務に関する知識・経験など高度な専門能力を活かして、庁内担当部局と連携を保ちながら作業に参加しており、当庁が法制度や規制の見直しを行うに当たって有益な知見を提供できたと考えます。

ウ．国際会議への参加

バーゼル銀行監督委員会やAPECでは、研究官や特別研究員が、高度な専門能力を活かし、当庁を代表して研究プロジェクトに参加しており、国際会議における当庁の存在感を高めることに貢献したと考えます。また、このような研究成果は庁内に還元されています。

エ．各種勉強会の開催

統計解析の勉強会では、多忙な庁内職員に対し、身近な場所で専門知識を習得できる格好の機会を提供できたと考えます。

また、昼休み勉強会についても、外部講師から最先端の理論や実務経験を踏まえた講話を聞き議論することを通じて、視野を広げ幅広い分野の知識を得られる貴重な機会となっていると考えます。

このほか、担当部局からの随時の要請に応じた調査・報告等も行っており、これらの成果は、行政実務に直接役立てられました。

以上から、研究成果の関係部局へのフィードバックの面では、成果が上がったと考えます。ワークショップ・研究会や各種勉強会では、職員の専門性・先見性向上の機

会が提供され、また関係部局との相互交流も促進されたと考えます。

5 . 今後の課題

研究の質を高め、その成果を庁内に還元し、職員の専門性・先見性向上を図っていくためには、研究成果の对外公表や関係部局との相互交流は引き続き重要であり、より一層充実していくことが必要と考えます。なお、中長期の視点から取り組んでいる研究官の研究については、最終的な研究成果の取りまとめを平成 15 年度中に行う予定としており、こうした活動を通じて、庁内へのフィードバック及び对外発信をより充実させていきたいと考えています。

また、当庁が直面する行政課題は、銀行・保険・証券・会計など広範にわたっていることから、より多面的・総合的な研究体制とすべく、平成 16 年度において、研究スタッフ充実のための関連予算を要求する必要があると考えています。

さらに、今般、新たに外部から学識経験者（大学教授）をセンター長として招聘したことから、その専門的知見に基づく指導を受けることにより、研究活動の更なる向上、情報発信の拡充、国内外の学界との交流の進展を図っていく必要があります。

6 . 当該政策に係る端的な結論

前述 4 . (2) のとおり、政策の達成に向けて成果が上がっていますが、職員の専門性・先見性向上を図っていくため、研究成果の对外公表や関係部局との相互交流のより一層充実に努めていくことが必要と考えます。また、センター長など学識経験者の知見も参考にしながら、研究活動の更なる向上、情報発信の拡充、国内外の学界との交流の進展を図っていく必要があります。

7 . 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

8 . 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、研究体制の整備状況、研究の実施状況、研究結果の関係部局へのフィードバックの状況等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 研究成果の取りまとめ実績
- ・ 各種会合の参加・開催実績

9. 担当部局

総務企画局政策課研究開発室

1. 政策名

電子政府実現に向けた行政情報化の推進

2. 政策の目標

(目標)

国民サービスの向上と行政運営の質的向上を図るため、e - J a p a n 重点計画等に沿って、行政情報化を推進する。

(業績指標) 行政手続等の電子化の状況

(説明)

行政の情報化は、行政のあらゆる分野へのITの活用とこれに併せた既存の制度・慣行の見直しにより、国民や企業の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上に資することを目的としています。

特に、国や地方公共団体等に対して、書類の提出という形で行われている行政手続について、そのオンライン化が実現されると、国民や企業が行政手続を時間的・地理的な制約なく行うこと、つまり、自宅や職場からインターネットを使って、原則として24時間行政手続を行うことが可能となり、国民や企業の利便性が飛躍的に向上すると考えられます。

行政手続のオンライン化を実現するため、金融庁では、所管する全ての申請・届出等手続について、国民や企業が自宅や職場からインターネットを使って金融庁のホームページにアクセスすることにより行政手続を行うことが可能となるシステムの整備等を計画的に行うこととしています。

3. 現状分析及び外部要因

行政の情報化は、高度情報通信ネットワーク社会の形成のために政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策をまとめた「e - J a p a n 重点計画 - 2002」(平成14年6月IT戦略本部決定)において、重点政策の一つに位置付けられています。また、その中で、各府省は、国民等と行政との間のすべての申請・届出等手続について、2003年度までのできる限り早期にオンライン化を実施することとされています。

II 重点政策5分野

- 1 世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成
- 2 教育及び学習の振興並びに人材の育成
- 3 電子商取引等の促進
- 4 行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進

(4) 具体的施策

行政の情報化

ア) 国、地方を通じた行政情報化の総合的・一体的推進

ｃ) 行政手続の電子化

国民等と行政との間の実質的にすべての申請・届出等手続を、2003年度までのできる限り早期にインターネット等で行えるようにする。

- 5 高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保

平成15年2月には、法令に根拠を有する国民等と行政機関との間の申請・届出等の行政手続について、書面によることに加え、オンラインでも可能とするための法律(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律)が施行されました。

4. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

金融庁が所掌する申請・届出等手続の電子化については、「金融庁所管行政手続等の電子化推進に関するアクションプラン」(平成14年8月 金融庁行政情報化推進委員会決定)に基づき計画的にシステム整備等を行っています。

基盤整備の状況

申請・届出等手続のオンライン化にあたって、基盤となるシステム等の整備状況は次のとおりです。

ア. 認証システムの整備

平成14年度に金融庁における認証システムの運用を開始しました。

イ. 申請・届出等手続の受付、結果通知等に係るシステムの整備

多数の申請・届出等手続の受付・結果通知等について汎用的に利用できるシステム(汎用受付等システム)を平成14年度に整備しました。

ウ. 総合的文書管理システムの整備

文書の作成・取得から、庁内の配布、保存、廃棄までを電子的・総合的に管理

する総合的文書管理システムの運用を 14 年度に開始しました。

エ．情報セキュリティ

申請・届出等手続のオンライン化に当たっては、「金融庁情報セキュリティポリシー」(平成 12 年 12 月 金融庁行政情報化推進委員会決定)に基づき、その安全性、信頼性の一層の確保を図りました。

申請者等が利用しやすいシステムの開発

汎用受付等システムの開発にあたっては、申請者等(国民や企業)が利用しやすくなるよう、次のような工夫を行いました。

ア 申請書様式の提供

申請等を行う際の様式が法令等で定められている場合には、申請者等がその様式を金融庁ホームページのオンライン申請の画面から簡単に入手することを可能としました。

イ 申請・届出等手続の検索機能の充実

オンライン申請の画面に、キーワードによる手続の検索機能を設け、申請等を行う手続を簡単に探し出すことを可能としました。

ウ オンライン申請を行った手続に係る状況照会機能

オンライン申請を行った場合、金融庁における審査の状況を申請者等がオンライン申請の画面上で確認する機能を設けました。

(2) 評価

個別手続のオンライン化実施の状況

「金融庁所管行政手続等の電子化推進に関するアクションプラン」では、金融庁に対して行われる原則全ての申請・届出等手続について、平成 15 年度までに、オンライン化を実施することとしています。

金融庁では、平成 15 年 6 月までに、金融庁に対して行われる申請・届出等手続 1,398 件¹のうち、約半数となる 700 手続について、オンライン申請が行えるように個別手続に係るシステムの開発を行い、その運用を開始しました。平成 13 年度以降のオンライン化の状況は下表のとおりです。

金融庁に対して行われる申請・届出等手続のオンライン化の実施は、申請者等の利便性の向上に寄与するものであり、今後、オンライン申請が定着することによりその効果がさらに高まることが期待されます。

¹ 平成 15 年 6 月末時点の手続数であり、今後の法令改正等により変更があり得ます。

【資料 5 - 3 - 2 個別行政手続のオンライン化の状況】

(単位：件)

	13年度	14年度	15年度6月	合計
オンライン化 実施済み手続 数	4	652	44	700

5. 今後の課題

電子政府の構築は、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上に資するものであり、金融庁としても引き続き積極的に取り組んで行く必要があります。こうした中、今般、国民の利便性・サービスの向上、IT化に対応した業務改革、共通的な環境整備を柱とした金融庁電子政府構築計画が策定されたところであり、今後は、当該計画等に則し、電子政府の実現に向け、これまで以上の取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行っていく必要があります。

特に、国民や企業と行政との間のすべての申請・届出等手続のオンライン化は、電子政府構築の一環として、平成15年度までに実施する必要があります。金融庁においても、引き続き、申請・届出等手続のオンライン化に取り組む必要があります。また、法令改正等により新たな申請・届出等手続が生じた場合は、平成15年度以降においてもそのオンライン化を実施していく必要があります。

さらに、申請者等の利便性の向上のため、オンライン申請受付の365日24時間化等所要の対応を図る必要があります。

なお、平成16年度において、法令改正による新規申請・届出等手続のオンライン化への対応、オンライン申請受付の365日24時間化等、申請者等の利便性の向上のため、予算要求を行う必要があります。

6. 当該政策に係る端的な結論

上述4.(2)のとおり、政策の達成に向けて成果が上がっていますが、電子政府構築計画等に基づいて、国民の利便性・サービスの向上等の観点から、これまで以上の取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行っていく必要があります。

7. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

8. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、個別行政手続のオンライン化の状況等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 申請・届出等手続オンライン化のための基盤整備の状況
- ・ 個別行政手続のオンライン化の状況

9. 担当部局

総務企画局総務課

政策 6 - 1

1. 政策名

マネー・ローンダリング及びテロ資金対策の強化

2. 政策の目標

(目標)

当庁提供の情報を端緒にして、法執行当局において刑事事件の捜査又は犯則事件の調査が開始されることを目標に、

平成 15 年 1 月の施行に向け「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」の目的と内容についての理解が得られるよう国民への広報活動を行う。

金融機関から、より質の高い届出情報が届出られるように金融機関に働きかけてゆく。

法執行当局による提供情報の活用促進を図るため、法執行当局との連携を強化する。

また、国際的なマネー・ローンダリング及びテロ資金の監視体制を強化することを目標に国際的な連携を強化する。

(業績指標)

広報活動の実施状況

各業界との意見交換会の開催状況

法執行当局との意見交換会の開催状況

外国の機関との連携や国際会議における連携・協力の実施状況

(説明)

マネー・ローンダリング(資金洗浄)とは、犯罪で得た収益(犯罪収益)を、あたかも正当な取引で得た資金であるかのように見せかけるため、その出所を隠したりすることです。このような行為を放置しておくと、犯罪収益が将来の犯罪活動や犯罪組織の維持・拡大のために使われたり、事業活動に使われて合法的な経済活動に悪影響を及ぼすおそれがあることから、マネー・ローンダリングを防止する必要があります。

マネー・ローンダリング対策の一つとして、金融機関等に対し犯罪収益やマネー・ローンダリングに関係すると疑われる取引の届出を義務づける「疑わしい取引の届出制度」があります。我が国においても、この制度に基づき、金融機関等から金融庁に届出が行われ、金融庁はこれらの情報を整理・分析して、刑事事件の捜査又は犯則事件の調査に資すると判断した場合には、捜査機関等に情報を提供しています。

また、マネー・ローンダリングは、規制の強い国を避け、規制の緩い国で行われる傾向

があることから、国際的な取り組みが必要であると考えられています。

平成 13 年 9 月 11 日の米国同時多発テロ事件後、テロ対策は、国際的にも特に重大な問題であると認識されていますが、テロ行為はテロリストが手に入れた資金に支えられていることから、テロ資金対策が国際社会にとっても我が国にとっても重大な課題となっています。

このようなことから、金融庁では、疑わしい取引の届出の実効性の確保及びテロ資金対策として成立した「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」の施行に向けて広報活動等を行うとともに、金融機関等及び法執行当局との意見交換、外国機関との連携等により、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策の強化に努めることとしました。

3 . 現状分析及び外部要因

我が国では、平成 4 年に「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正取引を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」により金融機関等に薬物犯罪収益に係る疑わしい取引の届出を義務付けましたが、平成 12 年 2 月には「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」(組織的犯罪処罰法)が施行され、疑わしい取引の届出の対象が従来の薬物犯罪収益に係る取引から 200 を超える重大犯罪の収益に係る取引にまで拡大されました。

また、マネー・ローンダリングに関する情報の受理、分析及び捜査機関等への提供を行う政府機関は、国際的には F I U (Financial Intelligence Unit) と呼ばれていますが、組織的犯罪処罰法施行に伴い、日本版 F I U として金融庁に特定金融情報室が設置されました。

その後、金融庁においては、金融機関等が疑わしい取引か否かを判断する際に参考となる疑わしい取引の参考事例を改訂して公表し、さらに金融機関への説明会を行うなど金融機関等への広報、啓蒙活動を行ったところ、組織的犯罪処罰法が施行されて以降、疑わしい取引の届出は大幅に増加し、年間(各年 1 月から 12 月まで)の届出件数は、平成 10 年まで年間 10 件程度であったものが、平成 12 年には 7,242 件、平成 13 年には 12,372 件に達しました。

また、平成 13 年 9 月 11 日の米国同時多発テロ事件後、G 7 財務大臣・中央銀行総裁会議は、「テロ資金供与に対し闘うための G 7 行動計画」を公表し(同年 10 月 6 日) それを受け、F A T F (金融活動作業部会)は、同月 31 日、テロ資金供与に関する特別勧告(テロ資金供与防止条約の批准、テロ資金供与防止に関する国連決議の履行、テロ資金供与の犯罪化、テロリストの資産凍結、テロリズムに関係する疑わしい取引の当局への届出、テロ資金供与に関する調査等における国際協力等)を発出しました。

我が国では、これらに対応するための国内措置として、「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律」が成立し、同法の施行(平成 14 年 7 月 2 日)

にともない、組織的犯罪処罰法の一部が改正され、テロリズムに対する資金供与の疑いがある取引についても疑わしい取引の届出対象となり、また、同年4月には、金融庁が立法に向けた作業を行っていた「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」が成立（平成15年1月施行）し、金融機関等による顧客の本人確認及び本人確認記録・取引記録の保存が義務化されました。

疑わしい取引の届出件数は、平成14年には18,768件に達し、金融庁における整理・分析の結果、犯罪捜査等に資すると認められた12,417件（同年中に受け付けた総届出件数の66.2%）の届出に含まれる情報が捜査機関等に提供され、活用されています。

マネー・ローンダリング及びテロ資金対策における国際協調を推進するため、FATF、APG（アジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループ）などの政府間機関やフォーラムがあり、金融庁も、これらの主要な会議に参加しています。また、組織的犯罪処罰法の施行により、金融庁と外国FIUとの間で疑わしい取引に関する情報の交換ができることになり、さらに、外国FIUとの間でのテロ資金に係る情報の交換が極めて重要となっていることから、金融庁は、疑わしい取引に関する情報の交換を円滑に行うための枠組みについて、主要国のFIUとの間で協議を行っています。

4. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

平成14事務年度における本政策目標に係る実施状況は以下のとおりです。

各業界に対する「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」広報活動の実施状況

平成15年1月の「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」施行に向けて、各種法律・業界雑誌への寄稿、パンフレットの作成、政府広報を利用したのポスター作成・テレビ報道・新聞突き出し広告などを行なうとともに、金融庁のホームページに専用のコーナーを設け、この法律の広報活動に努めました。また、下記の研修会やその他の講習会において、この法律の概要説明や質疑応答を行いました。

各業界との意見交換会の開催状況

金融機関等からより質の高い情報の届出が行われることを目的に、平成14年11月から平成15年4月にかけて、全国各地において、金融機関等を対象に「疑わしい取引の研修会」を実施し、疑わしい取引の発見の端緒等の説明を行ったほか、随時、金融機関等と意見交換を行いました。なお、本事務年度は、研修会の対象となる金融機関等を平成13事務年度より拡大し、信用組合、外国銀行及び証券会社に対しても研修会を実施しました。

法執行当局との意見交換会の開催状況

捜査機関等の法執行当局に対してより有益な情報を提供して提供情報の活用促進を図ることを目的に、法執行当局との意見交換会を開催して意見交換を行ったほか、随時、法執行当局と意見交換を行いました。

外国の機関との連携や国際会議における連携・協力の実施状況

国際的なマネー・ローンダリング及びテロ資金監視体制を強化するため、F A T F における 40 の勧告（F A T F が策定したマネー・ローンダリング対策の国際的な基本的枠組み）の実施状況の監視や 40 の勧告の改訂作業等に積極的に関与するとともに、A P G におけるアジア・太平洋地域のマネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策の強化の議論に参加しました。

また、外国 F I U との情報交換を円滑に行うために、情報交換の枠組みについて外国 F I U と積極的に協議を行い、平成 15 年 6 月には、ベルギー F I U との間で、情報交換取極を締結しました。

(2) 評価

金融機関等を対象とする「疑わしい取引の届出の研修会」を各地で実施するとともに「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」の施行に向けて積極的な広報活動を行なったこと等、疑わしい取引の発見及び本人確認の徹底についての金融機関等の意識向上に努めたこともあり、金融機関等からの疑わしい取引の届出件数も下表のとおり増加し、情報の質も一定の向上が見られるところです。また、「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」に関するパンフレットの作成や金融庁ホームページへの掲載は、金融機関等への周知徹底のみならず、国民全般への周知にも一定の役割を果たしたものと考えられます（金融庁ホームページにおける本人確認法専用のコーナーへの 15 年 6 月末現在のアクセス件数は累積で 83,944 件）。

また、法執行当局に対してより有効な情報提供を行うために、捜査機関等の法執行当局と有意義な意見交換を行いました。

さらに、国際会議における議論に積極的に参加するとともに、外国 F I U との情報交換枠組み協議を進めており、外国の機関と連携して国際的なマネー・ローンダリング及びテロ資金の監視体制の強化に貢献しました。

上記を踏まえると、マネー・ローンダリング及びテロ資金対策の強化に貢献しているものと考えます。

【資料6 - 1 - 1 疑わしい取引の届出件数の推移（暦年ベース）】

暦年	平成 9	平成 10	平成 11	平成 12	平成 13	平成 14
届出件数（件）	9	13	1,059	7,242	12,372	18,768

（注）12年1月までは旧「麻薬特例法」に基づく届出、12年2月以降は「組織的犯罪処罰法」に基づく届出の件数です。

5. 今後の課題

- （1）「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」については、金融機関等によって実際の運用が開始されたところであり、今後も運用状況を注視していく必要があります。また、実際の運用の中で金融機関等から寄せられる疑問や問題点の解決、顧客から寄せられる質問等にも適切に対応していくことが必要です。
- （2）疑わしい取引の年間届出件数は年々急増していますが、疑わしい取引に関する情報をより多く犯罪捜査等に結びつけるためには、金融機関等からより質の高い情報がより多く届け出られる必要があります。このような届出が行われるためには、金融機関等が疑わしい取引を的確に発見することが必要であり、疑わしい取引の届出制度について、金融機関等のより深い理解・協力が得られるように、今後も対象となる金融機関等の範囲を拡大して、意見交換会及び研修会等を積極的に実施していく必要があります。
- （3）大量の届出の中から捜査に役立つ情報を選んで、迅速かつ的確に捜査機関等に提供して有効に犯罪捜査等に結びつけるためには、金融庁の疑わしい取引に関する情報の整理・分析能力を強化する必要があるとともに、捜査機関等が金融庁から提供を受けた情報をどのように利用しているのかを知る必要がありますので、捜査機関等の法執行当局との意見交換を行う必要があります。金融庁の整理・分析能力の強化のためには、16年度予算において、届出情報をデータベース化し分析するために活用している現行システムの維持、運用及び処理能力を高めるための開発経費が必要であり、分析業務を担当する職員の増員も必要です。
- （4）マネー・ローンダリング及びテロ資金対策には国際的な協力体制を推進することが不可欠であるため、今後もF A T F等の国際会議に積極的に参加するとともに、より多くの外国F I Uとの間で情報交換の枠組みを合意して、情報交換を進める必要があります。

6. 端的な結論

前述4.(2)のとおり、政策の達成に向け成果が上がっており、今後も金融機関等からより質の高い情報をより多く得て、迅速かつ確に捜査機関等に提供して有効に犯罪捜査等に結びつけるとともに、国際的な協力体制を推進するため、引き続きこれまでの取組みを進めていく必要があります。

7. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

8. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」施行に向けた広報活動状況、金融機関等との意見交換会の開催状況、法執行当局との意見交換会開催状況及び国際的なマネー・ローンダリング及びテロ資金対策の実施への貢献状況等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」施行に向けた広報活動状況及びホームページへのアクセス件数
- ・ 各業界との意見交換会の開催状況
- ・ 法執行当局との意見交換会の開催状況
- ・ 外国の機関との連携や国際会議における連携・協力の実施状況

9. 担当部局

総務企画局総務課特定金融情報室、総務企画局企画課、総務企画局政策課広報室

1. 政策名

国際的な金融監督基準及び金融サービス貿易のルール策定への積極的な貢献

2. 政策の目標

(目標)

自己資本比率に関するバーゼル合意(いわゆるB I S規制)の見直しの最終案の策定など、国際的なフォーラム等における金融監督基準の策定及び金融サービスの自由化・円滑化に関する国際ルール策定に積極的に貢献する。

(業績指標) 各国際機関等における各種ルール策定への参画状況

(説明)

近年世界各国の経済及び金融システムの相互連関がますます深まる中で、国際的な取組みを通じて、各国の金融システムの安定を図ることは、国際金融システムの安定と発展にとり不可欠であると共に、我が国の金融システムの一層の安定化にも繋がる重要な施策であると考えています。

また、近年世界の多くの国で金融サービスの自由化や規制緩和への取組みが行われる中、国際的な金融サービス貿易のルール策定を通じて、各国の金融システムの適切かつ秩序ある自由化を促進することは、世界経済の健全な発展に資すると共に、我が国金融機関の海外での事業活動にも好影響をもたらすものであると考えています。

3. 現状分析及び外部要因

金融庁が参加する主な国際的なフォーラム等の概要は以下のとおりです。

(1) バーゼル銀行監督委員会 (Basel Committee on Banking Supervision)

バーゼル銀行監督委員会は、1975年に設立され、現在ベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、ルクセンブルグ、オランダ、スペイン、スウェーデン、スイス、英国及び米国の銀行監督当局及び中央銀行から構成されています。

活動目的としては、特定の銀行監督問題に関する話し合いの場の提供、国際的に活動する銀行に対する監督の有効性を確保するための銀行の海外拠点に関する各国当局間の監督責任の分担の調整、国際的な銀行業務の健全性と安定性を強化するための共通の監督基準の設定が挙げられます。

銀行の自己資本比率に関するバーゼル合意（いわゆるB I S規制）は、国際的に活動を行っている銀行に対する最低基準として、銀行システムの健全性及び銀行間の競争条件の公平性の確保の観点から1988年にバーゼル銀行監督委員会において合意されたものです。これまで、金融機関の状況変化に応じて、マーケットリスク規制の導入（1998年3月期～）などの改訂が行われてきましたが、現行のB I S規制は、近年の金融技術の進展等から、必ずしも現在の金融機関の状況に適合しなくなってきたことから、同委員会では、1998年にB I S規制の抜本の見直しについて検討を開始しています。

（2）証券監督者国際機構（International Organization of Securities Commissions（I O S C O））

I O S C Oは、1974年に設立された102の国・地域（2003年6月末現在）の証券監督当局、証券取引所等から構成されている国際的な機関です。加盟機関の総数は168機関（2003年6月末現在）となっています。

活動の柱としては、公正・効率的・健全な市場を維持するため、高い水準の規制の促進を目的として協力すること、国内市場の発展促進のため、各々の経験について情報交換すること、国際的な証券取引についての基準及び効果的監視を確立するため、努力を結集すること、基準の厳格な適用と違反に対する効果的執行によって市場の健全性を促進するため、相互に支援を行うこと、の4つが挙げられます。

（3）保険監督者国際機構（International Association of Insurance Supervisors（I A I S））

I A I Sは、1994年に設立され、現在、世界の各国、地域から110以上の保険監督当局がメンバーとして参加しています（2003年6月現在）。

活動目的としては、保険監督者間の協調の促進、国際保険監督基準の策定、加盟国（特に新興市場国）における監督基準に則った保険制度確立の支援、他の金融分野の監督機関との連携が挙げられます。

（4）ジョイント・フォーラム（Joint Forum）

ジョイント・フォーラムは、バーゼル銀行監督委員会、I O S C O及びI A I Sを母体として設立され、金融コングロマリットの監督上の諸問題、銀行・証券・保険の各分野に共通する監督上の諸問題を検討する合同会合です。メンバーは、各分野を代表する主要な監督者で構成され、我が国を含む13ヶ国の関係監督当局の代表が参加しています。

（5）世界貿易機関（World Trade Organization（W T O））

W T Oは世界の自由貿易体制の維持・強化のために中心的な役割を担ってきたG A

TT体制を発展させる形で1995年に設立され、現在約140か国が加盟しています。金融を含むサービス分野に関するルールは、WTO設立協定の不可分の一部であるGATS（General Agreement on Trade in Services）に規定されており、最恵国待遇（MFN）、各国が提出した「約束表」に記載されている分野についての市場アクセス（他の加盟国に対する参入制限等をしないこと）及び内国民待遇（内外無差別）を保障する義務を負うという規律の枠組み等を定めています。GATS第19条では、漸進的に一層高い水準の自由化を達成するため、協定発効日から5年以内にサービス交渉のラウンドを開始し、その後も定期的に行う旨定められており、この規定に従い、2000年2月から我が国を含む加盟国による自由化交渉が始められています。

4. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

14年事務年度における本政策目標に係る実施状況は以下のとおりです。

バーゼル銀行監督委員会

我が国は、バーゼル銀行監督委員会が議論して結論付けた各種の監督上の基準等は、各国の実情を反映し、より適切な環境整備に貢献するものであると考えています。このような観点から、14事務年度も引き続き、委員会に設置されている全ての小委員会に専門家等を出席させ、以下に述べるような様々なルール策定や指針の確立等の作業に積極的に参画しました。

BIS規制の見直し作業においては、我が国は、新たな規制が、銀行のリスク管理能力向上にインセンティブを与えるような枠組みになること、銀行実務にも整合的で柔軟な枠組みになること等の観点から、銀行の内部格付を利用した信用リスク計測方法のあり方等について積極的に提案を行いました。

公表資料等については、ホームページ上で紹介しています¹。

ア. BIS規制の見直し

(ア) 基本的視点

BIS規制の見直しは、当局管理型の監督から、自己管理と市場規律を中心とした監督への転換を図り、また、銀行経営上のリスクをより正確に計測するという視点から作業が進められています。

(イ) 見直し後のBIS規制の構成

今回の見直し作業は以下の3つの柱から構成されています。

a. 第一の柱 最低自己資本比率

¹ http://www.fsa.go.jp/inter/bis/bis_menu.html

現行B I S規制を以下の2点をポイントとして見直します。

(a) 信用リスク計測の精緻化

銀行に、現行規制に比較的近い内容の標準的手法と銀行が内部管理のために行っている格付を利用した内部格付手法のうちから選択することを認めます。

(b) オペレーショナル・リスクの計測

事務事故や不正行為によって損失が生ずるリスクについても、複数の計測手法を提案し、銀行の選択にゆだねます。

b . 第二の柱 監督上の検証

銀行自身に自らの経営の特色とリスクの実状を踏まえた自己資本戦略の策定を求め、その内容を当局が検証していきます。

c . 第三の柱 市場規律

銀行に対し、リスクや資本構成の開示（ディスクロージャー）を求め、それを通じて市場規律の実効性を高めます。

(ウ) 作業の進捗状況

委員会は、B I S規制見直しに関する第2次案（2001年1月公表）に対し寄せられたコメントの検討と銀行界との意見交換等を継続して行いました。また、2002年10月には新B I S規制の影響度に関する調査を行いました。それらの結果を踏まえ、2003年4月にB I S規制見直しに関する第3次案を公表しました（コメント期限：2003年7月末）。委員会は、第3次案に対するコメント等を踏まえ、本年末までに新B I S規制を完成することを目指しています。その後、国内での準備期間を経て、2005年末から試験的な計算を開始し、2006年末から本格実施に移す方向で検討を進めています。

イ . オペレーショナル・リスク管理の指針作成

2003年2月、「オペレーショナル・リスクの管理と監督に関するサウンド・プラクティス」を公表し、見直し後のBIS規制の下で、オペレーショナル・リスクの効果的管理及び監督のための枠組みを規定する一連の原則を示しました。

ウ . 銀行のディスクロージャー向上

委員会は、国際的に活動する主要な銀行を対象とした、2001年度版年報のディスクロージャー・サーベイを実施し、その結果を2003年5月に公表しました。本報告書は、(ア) B I S規制見直し案における第三の柱（市場規律の促進）で示されている開示項目と比較をするために、銀行による開示実務の現状について確認することや、(イ) 分野毎のディスクロージャー状況を示すこ

とによって、銀行監督者や銀行業界にとって今後の手引きとなることを目的としています。

証券監督者国際機構（IOSCO）

IOSCOの中心的活動である（ア）各国の証券市場の実態及び証券規制手法の把握、（イ）これらを踏まえた証券規制のスタンダードの作成及び（ウ）その実施の作業は、我が国及び各国の証券規制水準の向上に資するものであります。このような観点から、平成14事務年度も引き続き、IOSCOでの基準策定の作業等についての実質的な意思決定機関である専門委員会（Technical Committee）を始め、理事会及びアジア・太平洋地域委員会のメンバーとして、また専門委員会の下に置かれている議長委員会や5つの常設委員会等のメンバーとして、以下に述べるような国際的な証券規制の原則策定等に積極的に参画しました。

公表資料等については、ホームページ上で紹介しています²。

ア．議長委員会における活動

（ア）監査・開示の問題に関する取組み

議長委員会は、2002年6月の会合において「開示・透明性に関するタスク・フォース」及び「監査に関するタスク・フォース」を設置し、証券市場における投資家の信認確保のために必要な「開示・透明性」、「監査人の監督」及び「監査人の独立性」の3つの課題について、金融庁からも参加して検討を進めました。その結果は、2002年10月に「上場企業による継続開示及び重要な事項の報告に関する原則」、「監査人の独立性及びそのモニタリングにおける企業統治の役割に関する原則」及び「監査人の監督に関する原則」の3つの証券規制当局を導く声明（ステートメント）としてとりまとめられて専門委員会に報告され、同月に専門委員会から発表されました。IOSCOは、これら3つの原則を金融安定化フォーラム（FSF）に報告しました。

我が国は、監査人のあり方について、我が国の制度を踏まえて積極的な提案を行ったほか、上記の「上場企業による継続開示及び重要な事項の報告に関する原則」の付属文書において我が国の開示制度が例として挙げられる等、議論に積極的に参加しました。

（イ）証券アナリスト及び信用格付機関の問題に関する取組み

2003年2月に、金融庁が議長を務めた「証券アナリストに関するプロジェクト・チーム」（専門委員会の下に2001年3月に設置）が証券アナリストの

² http://www.fsa.go.jp/inter/ios/ios_menu.html

利益相反問題に係る報告書を取りまとめました。現在、これを踏まえて、「証券アナリストに関する原則」のとりまとめに向けて検討しています。また、「信用格付機関に関する原則」のとりまとめに向けても検討しています。

イ．常設委員会等における活動

証券規制に係る以下の主要な領域について、常設委員会等で検討を行っています。

(ア) 会計・監査等の問題に関する取組み

「多国間ディスクロージャー及び会計」常設委員会では、多国間市場における証券の募集及び上場に係る「会計」、「監査」及び「ディスクロージャー」を検討課題としています。会計については、2001年4月に設立された国際会計基準審議会（IASB）では国際財務報告基準（IFRS）の整備・改善作業を進めてきているところであり、本委員会ではそのレビューを行っています。

監査については、国際会計士連盟（IFAC）に設置された国際監査・保証基準審議会（IAASB）が作成する国際監査基準（ISA）のレビューを行っているほか、2003年3月の金融安定化フォーラム（FSF）プレスリリースを受け、IAASBの作業に対する公益の観点からの監督のあり方について議論を行っています。

開示については、1998年9月の年次総会（ナイロビ）で決定された「外国発行体によるクロスボーダーの株式募集・上場に係る国際開示基準（IDS）」の拡充等について検討しています。また、「経営者による財政状態と経営成績の検討と分析（MD&A）」に関する一般原則」を取りまとめて専門委員会に報告し、2003年2月に専門委員会から発表されました。

(イ) 流通市場規制

「流通市場規制」常設委員会では、「売買停止と市場閉鎖」についての報告書を2002年10月にとりまとめ、「指数化：証券指数と指数デリバティブ」についての報告書を2003年2月にとりまとめ、専門委員会の報告書としてそれぞれ公表しました。また、空売りの透明性、自社株買いに係る規制等について検討を行っています。

(ウ) 市場仲介者の規制・監督

「市場仲介者」常設委員会では、クロスボーダーの環境下にある市場仲介者の規制のあり方や証券会社の自己資本規制の比較等について検討を行っています。

(エ) 法務執行及び情報交換

「法務執行及び情報交換」常設委員会では、証券分野の情報交換を促進するために、2002年5月のIOSCO年次総会で採択された多国間MOU (Memorandum of Understanding) の署名申請国に対する審査を行っています。

また、国際間にわたる証券犯罪に対応するため、各国当局間で情報提供や協力がより円滑に行えるよう検討を行っています。さらに、本人確認等に関するタスク・フォースにおいて、証券分野における各国の本人確認制度についての調査・分析を行っています。

(オ) 集団投資スキーム(CIS)の規制・監督

「投資管理」常設委員会では、「(集団投資スキーム(CIS)の) 払戻しの停止:2001年9月11日のケーススタディーと一般原則」、「投資管理のリスク評価」及び「投資管理:規制上懸念のある分野とリスク評価方法」についての各報告書を2002年10月にとりまとめ、専門委員会の報告書として公表しました。また、「リテール投資家によるヘッジ・ファンドへの投資から生じる規制及び投資家保護に関する課題」及び「CISによる運用実績表示基準:ベスト・プラクティスの基準」についての各報告書を2003年2月にとりまとめ、専門委員会の報告書として公表しました。さらに、CISへの投資に係る手数料の開示といった課題についての検討を行っています。

(カ) 証券決済システム

G10中央銀行からなる支払・決済システム委員会(CPSS)とIOSCO専門委員会が合同で1999年12月に設置した証券決済システムに関するタスク・フォースは、「証券決済システムのための勧告」(CPSS及びIOSCO専門委員会が2001年11月に公表)についての各国の実施状況を評価するための詳細な評価指針(評価メソッドロジー)について検討を行い、2002年11月に「『証券決済システムのための勧告』を評価するためのメソッドロジー」をとりまとめ、CPSS及びIOSCO専門委員会の報告書として公表しました。タスク・フォースは、現在、証券決済システムにおける中央清算機構のリスク管理のあり方について検討を行っています。

保険監督者国際機構 (IAIS)

我が国は、IAISにおいて各国の保険監督制度の実状等を踏まえて作成された各原則等は、保険監督水準の向上に資するものであると考えています。このような観点から、平成14事務年度も引き続き、執行委員会、専門委員会の他複数の小委員会の議論に積極的に参加し、以下に述べるように各種の原則の策定等に積極的に貢献

しました。

公表資料等については、ホームページ上で紹介しています³。

ア．保険監督原則、基準、指針の策定

(ア) 新たな監督原則・基準の承認

2002年9月の第9回年次総会(サンチャゴ(チリ)開催)において、「再保険会社の監督のための必要最低限の原則」を新たに承認しました。

(イ) 保険監督のコア・プリンシプル(基本原則)等の改訂に向けた取組み

2003年10月の第10回年次総会(シンガポール開催)での採択を目指して「保険コア・プリンシプル」及びその各国における遵守状況を審査するための評価細目を示した「保険コア・プリンシプル・メソドロジー」の改訂作業を行っています(注)。我が国は、我が国における保険監督・規制を踏まえ、また、2002年6月より開始された我が国に関する金融セクター評価プログラム(FSAP)の評価作業の実施経験を反映させ、積極的に提案を行いました。

(注) コア・プリンシプルは、保険監督全般にわたる基本原則であり、国際通貨基金(IMF)によるFSAPにおいても利用されています。FSAPとは、IMFの全加盟国を対象とした、専門的な観点から一国の金融システム全体を総合的に評価する作業です。

(ウ) 保険会社のソルベンシー(健全性)についての基準策定に向けた取組み

2003年10月の第10回年次総会(シンガポール開催)での採択を目指して、「ソルベンシーと当局の措置に関する指針」及び「監督の一部としての保険数理人の活用の指針」等の策定作業を行っています。

(エ) 再保険の監督原則策定に向けた取組み

2003年10月の第10回年次総会(シンガポール開催)での採択を目指して、「再保険会社の監督基準」原則の策定作業を行っています。

(オ) ディスクロージャー(情報開示)基準策定に向けた取組み

損害保険/再保険会社の保険契約に係る業績に関する開示基準の策定作業を行っています。

³ http://www.fsa.go.jp/inter/iai/iai_menu.html

イ．保険監督原則、基準、指針実施のための技術支援

IAISでは、新興市場国の保険監督の水準向上を図るため、地域セミナーの開催や研修教材の作成を行っています。また我が国は、これらの活動を支援するための専門家コンサルタントを雇用する費用等をIAISに拠出（2002年度：3,367万円）するなどの積極的な協力を行っています。

ジョイント・フォーラム

金融コングロマリットの国際的な業務展開や金融各分野の業態区分の不鮮明化により、各国監督当局の業態横断的な情報交換や連携強化の必要性が一層高まっています。このような観点から、14事務年度も引き続き、各会合における以下に述べるような作業に積極的に参画しました。

公表資料等については、ホームページ上で紹介しています⁴。

ア．リスクの管理、移転の調査

銀行・証券・保険の各業態間におけるリスクの統合管理、経営リスクの移転について調査しています。

イ．情報開示の状況に関する調査

銀行・証券・保険の監督当局が構成する作業グループが2001年4月に発表した情報開示に関する提言を、3業態（銀行・証券・保険）等の市場参加者がどの程度満たしているかの調査を行っています。

世界貿易機関（WTO）

現在WTOの場で自由化交渉が行われているサービス・セクターの中でも、金融サービスは、経済活動の基盤として、特に重要です。

近年、世界的に金融自由化が進展する中、WTOでの交渉等を通じて、各国の適切かつ秩序ある自由化を促進することは、各国の金融サービスの発展を通じて新興市場国の経済発展をもたらすものと考えています。さらに、WTOでの交渉等が各国の金融サービスの更なる自由化を促すことになれば、我が国金融機関の海外での事業活動に資するものであると考えています。平成14事務年度は、このような観点から、以下に述べるように、WTOサービス分野の自由化交渉に積極的に参加しました。

ア．リクエスト・オファー交渉の開始

⁴ http://www.fsa.go.jp/inter/ios/ios_menu.html

2002年7月より、各国が提出した初期リクエスト（各国への自由化要請）に基づき、二国間交渉が行われており、我が国はこれまで米国、EU、カナダ等の先進国や、中国、韓国、ASEAN諸国等のアジア地域の新興市場国を中心に協議を行っています。我が国の金融分野における初期リクエストの内容は、外資規制、役員の国籍要件等の拠点設置にかかる市場参入制限の撤廃のほか、内外差別的な国内規制の改善を求めるものが中心となっています。

イ．初期オファー（自国の自由化提案）の提出

2003年の3月末には、ドーハ閣僚宣言で定められたスケジュールに従い、これまでの各国との交渉を踏まえ、自賠責法改正による政府再保険制度の撤廃や、投信法改正による外国投資信託委託業者への支店形態での本邦進出の認容など、我が国現行法制の下での自由化措置を適切に反映した形で我が国の初期オファーの提出を行いました。

（2）評価

金融庁においては、国際的な金融監督基準・金融サービス貿易のルール策定を検討している、バーゼル銀行監督委員会、IOSCO、IAIS、ジョイント・フォーラム及びWTO等の各種の国際的なフォーラム等の作業に参加し、積極的な貢献を行いました。これらの国際的なフォーラム等が作成した基準、原則、報告等は、各国の金融当局が行う規制・監督に活用されることが期待されます。

バーゼル銀行監督委員会

我が国は、（1）で述べたように、委員会に設置されている全ての小委員会に専門家等を出席させ、様々なルール策定や指針の確立等の作業に積極的に貢献しました。BIS規制の見直し作業においても、我が国は、銀行の信用リスク計測方法のあり方等について、個人向け・中小企業向けの融資の特性を考慮した取り扱いを盛り込むことを提案する等、重要な貢献を行いました。

証券監督者国際機構（IOSCO）

我が国は、（1）で述べたように、専門委員会、理事会、アジア・太平洋地域委員会、議長委員会、5つの常設委員会等のメンバーとして、国際的な証券規制の原則策定等に積極的に貢献しました。例えば、我が国は、証券アナリストに関するプロジェクト・チームの議長を務めました。また、監査・開示の問題に関する議論において、我が国の監査人監督制度を反映した原則としたほか、我が国の継続開示制度が、継続開示制度のアプローチの一類型として取り上げられる等、重要な貢献を行いました。

保険監督者国際機構（IAIS）

我が国は、（１）で述べたように、執行委員会、専門委員会その他複数の小委員会の議論に参画し、各種の原則の策定等に積極的な貢献を行いました。特に、コア・プリンシプル改訂の議論において、我が国における保険監督・規制を踏まえ、また、我が国に関するFSAのPの評価作業の実施経験を反映させ、新たなコア・プリンシプルが各国の実情に即しつつ、その保険監督・規制の向上に資するものとなるよう精力的に起案に参画する等、重要な貢献を行いました。

ジョイント・フォーラム

我が国は、（１）で述べたように、各会合の議論に参画し、各種の報告等の作成に積極的な貢献を行いました。

世界貿易機関（WTO）

我が国は、（１）で述べたように、加盟国に対して市場参入制限や内外差別的な国内規制の撤廃・緩和を求め、また、本年3月末に初期オファーを提出するなど、金融サービス分野の自由化交渉の進展に積極的な貢献を行いました。

5. 今後の課題

（１）バーゼル銀行監督委員会

我が国は、各国の実状等を踏まえて作成されたバーゼル銀行監督委員会の各種の監督上の基準等が、より適切な環境整備に貢献するものであると考えており、引き続き国際的な銀行監督ルール策定や銀行の健全なリスク管理指針の確立等に積極的に貢献していくことを目指します。現在バーゼル委員会での議論の中心となっているBIS規制の見直し作業については、我が国は、銀行のリスク管理能力向上へのインセンティブの付与や、銀行実務との整合性等の観点から、引き続き積極的に提案を行っていく必要があります。

（２）証券監督者国際機構（IOSCO）

我が国は、各国の証券市場等の実状等を踏まえて作成された諸原則や報告書等が、証券規制水準の向上に資するものであると考えており、今後も引き続き、理事会、専門委員会等の主要メンバーとして、国際的な証券規制の原則策定等により一層積極的に貢献する必要があります。

（３）保険監督者国際機構（IAIS）

我が国は、各国の保険監督制度の実状等を踏まえて策定された各原則等が、保険監

督水準の向上に資するものであると考えており、引き続き執行委員会や専門委員会等の主要メンバーとして、国際的な保険監督の原則の策定等により一層積極的に貢献する必要があります。

(4) ジョイント・フォーラム

金融コングロマリットの国際業務の活発化や金融業態区分の不鮮明化が日々刻々進んでいることに対応すべく、各国監督当局の業態横断的な情報交換や連携強化に引き続き積極的に貢献する必要があります。

(5) 世界貿易機関(WTO)

適切かつ秩序ある金融サービス自由化のためのルール策定をWTOでの交渉等を通じて促進することは、各国の経済発展に資するとともに、我が国金融機関の海外での事業活動に資するものと考えており、今後も引き続きサービス分野の自由化交渉により一層積極的に参加していく必要があります。

以上を踏まえ、平成16年度においても、国際会議等のための予算要求を行う必要があります。

6. 当該政策に係る端的な結論

前述4.(2)のとおり、政策の達成に向けて成果は上がっており、引き続き各フォーラム等での議論に積極的に参画して国際的な金融システム安定のためのルール策定に取り組む必要があります。

7. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

8. 注記(政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等)

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、バーゼル銀行監督委員会等の国際機関等における各種ルール策定への参画状況等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 各国際機関等における各種ルール策定への参画状況

9. 担当部局

総務企画局国際課

1. 政策名

新興市場国の金融当局に対する技術支援及び我が国との連携強化

2. 政策の目標

(目標)

アジア、太平洋州諸国を中心とする新興市場国を対象に規制・監督当局への技術支援や国際機関の実施する技術協力を積極的に取り組み、併せて、新興市場国の規制・監督当局との連携強化を図る。こうした取組みを通じて、我が国の金融システムの一層の安定化を図る。

(業績指標) 新興市場国の金融行政担当者を対象とした研修の実施状況
今後の知的協力のための実態把握調査の状況
金融情報システムの個別問題についての実態調査・派遣研修の実施状況

(説明)

開発途上国の持続的な経済発展にとって、健全かつ安定的な金融システムや円滑な金融・資本市場は必要不可欠な基盤です。また、アジア危機に見られたように、金融のグローバル化が進展する中で、一国で生じた金融危機が急速に諸外国に伝播し、国際金融システム全体の安定性に甚大な影響を及ぼしかねないため、開発途上国の金融システムの安定は国際金融システムの安定化に不可欠です。そこで、我が国と緊密な経済関係を有するアジア、太平洋州の新興市場国の金融規制・監督当局に対する技術支援に積極的に取り組み、併せて、これらの国の金融規制・監督当局との連携強化を進めることは、中長期的に、我が国の金融システムの一層の安定化にも資することになります。

これらを踏まえ、我が国としてアジア、太平洋州の新興市場国を対象に金融規制・監督当局への技術支援に積極的に取り組むことが重要であると考えています。

3. 現状分析及び外部要因

(1) これまでの金融庁の技術協力事業への取組み

金融庁では、知的支援を効果的に実施するため、従来から新興市場国の金融システムの現状と課題、金融情報システムの個別問題等の実態を把握すべく、アジア・太平洋地域諸国に対し調査を行い、これら調査結果に基づいて、知的支援の主たる事業と

して本邦及び在外で研修を実施しています。平成 13 事務年度までは、金融庁の技術協力事業として以下の事業を行いました。

新興市場国の金融行政担当者を対象とした研修

平成 13 年 4 月にアジアの新興市場国の証券行政担当者を対象として、東京セミナーを開催しました。また、平成 13 年 5 月にはベトナムで銀行・保険監督者を対象としたワークショップを行いました。

平成 14 年 1 月には、アジアの新興市場国の保険監督者を対象として、保険監督に関するセミナーを開催しました。さらに、14 年 2 月～3 月にアジア新興市場国の証券監督当局の法務執行担当者を対象とした東京証券法務執行セミナー、平成 14 年 4 月に証券行政担当者を対象とした東京セミナーを開催しました。

今後の知的協力のための実態把握調査

平成 13 年 11 月～14 年 3 月にかけて、アジア太平洋経済協力会議（A P E C）メンバーであるアジア・太平洋地域諸国を対象として、E F T（電子資金移動・振込）制度につき、A P E C 域内電子金融取引決済に関する比較研究を行いました。

金融情報システムの個別問題についての実態調査・派遣研修

平成 12 年 9 月から 12 月にかけてインドネシア、マレーシア、タイで実態調査を行ったほか、平成 13 年 2 月にベトナムへ専門家を派遣して研修を行いました。

さらに、平成 13 年 7～12 月にかけて中国、フィリピン、モンゴルで実態調査を行ったほか、平成 13 年 11 月にモンゴルへ専門家を派遣して研修を行いました。

（2）金融庁の政府開発援助予算の推移

金融庁の政府開発援助予算の推移は以下のとおりです。（平成 12 年度は大蔵省予算）

平成 12 年度： 61,202 千円

平成 13 年度： 176,992 千円

平成 14 年度： 133,052 千円

平成 15 年度： 125,472 千円

4. 事務運営についての報告及び評価

（1）事務運営についての報告

平成 14 事務年度に金融庁が実施した技術協力事業の概要は以下のとおりです。

新興市場国の金融行政担当者を対象とした研修

アジア新興市場国の金融行政担当者を対象として、金融市場全般にわたる制度や経験を紹介することによって、新興市場国の人材育成に貢献するとともに、研修を通じて我が国とアジア新興市場国の関係強化を図りました。

ア．東京証券法務執行セミナー（証券行政研修）

（ア）実施時期：14年11月

（イ）対象国：アジアの新興市場国

（ウ）対象者：証券規制監督当局の法務執行担当者（計29名）

（エ）コース内容：我が国及び世界の証券法務執行体制に関する議論や、我が国の証券取引検査、特別調査、取引審査等に関する実務的な講義を行った他、東京証券取引所や日本証券業協会による個別専門分野に関する講義を行いました。

イ．中国保険法セミナー

（ア）実施時期：15年2月

（イ）対象国：中国

（ウ）対象者：中国保険監督管理委員会実務者、保険法学者（計11名）

（エ）コース内容：WTO加盟に伴い中国の保険市場の自由化が進展する中で、今後中国で保険制度の改革が行われる可能性が高く、法制等のインフラ整備面での技術支援の一環として、我が国の保険監督制度の変遷や保険市場の発展の経験についての講義を行いました。

今後の知的協力のための実態把握調査

今後の効果的な知的支援を実施するために、新興市場国における金融システムの現状と問題点や課題を把握するための調査を行いました。

ア．タイ保険監督制度に関する調査

（ア）実施時期：14年12月～15年2月

（イ）対象国：タイ

（ウ）調査先：タイ保険庁、タイ損害保険協会等

（エ）調査内容：現行の保険監督制度及び保険市場の現状、保険監督において規制当局が直面している問題、並びに市場参加者・消費者の今後のニーズ、等の項目につき、現地調査及び資料分析を行いました。

金融情報システムの個別問題についての実態調査・派遣研修

金融情報システム（金融機関の本支店間、金融機関相互間、金融機関と個人・企

業間における資金取引や情報処理のためのコンピューターシステムとそのネットワークを総称する概念)の個別問題についての実態を調査し、当該個別問題の解決のために現地へ専門家を派遣し、研修を行いました。

ア．金融情報システムの個別問題についての実態調査

(ア)実施時期：14年6～9月

(イ)対象国：中国・ラオス

(ウ)調査先：財務省、中央銀行、商業銀行等

(エ)調査内容：調査対象国それぞれにおける金融情報システムの実態等を調査し、問題点の把握を行いました。

イ．金融情報システムの個別問題についての派遣研修

(ア)実施時期：14年12月

(イ)対象国：ミャンマー

(ウ)対象者：財務省、中央銀行及び主要国営銀行の実務担当者(計65名)

(エ)コース内容：我が国から専門家を派遣し、金融機関等におけるコンピューターシステムの安全対策、システム監査、銀行間決済システム等に関する講義を行いました。

(2) 評価

平成14事務年度に実施した研修事業は、過去に行った各種調査結果に基づいて企画立案、実施したものであり、新興市場国のニーズに応えるものになっていると考えられます。研修終了後の参加者に対するアンケート調査(3研修を対象に実施)によれば、参加者の8～9割が研修内容および水準は適当であると回答するなど、高い評価を受けることができました。

このように14事務年度に行った施策は、新興市場国の金融当局に対する技術支援、更には我が国との連携強化に寄与しているものと考えます。

5. 今後の課題

金融機関の活動や金融取引の国際化が進展していく中で、新興市場国の金融システムの安定は、我が国を含めた国際金融システムの安定にとり、ますますその重要性を増すものと考えられます。このような考え方にに基づき、アジア、太平洋州の新興市場国の金融規制・監督当局への技術支援に引き続き積極的に取り組む必要があります。

また、近年のグローバル化の進展に伴い、アジア、太平洋州の新興市場国の金融市場の

更なる発展が予想されますが、このような環境の変化に応じて、これらの国の金融当局がそれぞれの市場の発展段階に即した規制・監督を行っていくことを支援するため、研修や調査の内容を適切に見直していくことが重要です。このような観点から、引き続き当庁が実施する研修事業の参加者に対してアンケートや、新興市場国の金融システムの現状や課題を把握するための各種調査を実施するなどの取組みを行う必要があります。

以上を踏まえ、平成 16 年度においても、技術支援のための予算要求を行う必要がありますが、我が国の厳しい経済・財政事情の中、今後の取組みにおいては、より一層効率的な技術支援を行うよう努める必要があります。

6. 当該政策に係る端的な結論

前述の 4.(2) のとおり、政策の達成に向けて成果が上がっていますが、アジア、太平洋州の新興市場国の金融市場が更に発展していくことが予想される中、このような状況の変化に応じて、事業内容を適切に見直し、より効率的な技術支援を実施する必要があります。

7. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

8. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、研修参加者へのアンケート結果、新興市場国の金融担当者を対象とした研修の開催状況、今後の知的協力のための実態把握調査、金融情報システムの個別問題についての実態調査、派遣研修の開催状況等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 研修参加者へのアンケート結果
- ・ 新興市場国の金融担当者を対象とした研修の開催実績
- ・ 今後の知的協力のための実態把握調査
- ・ 金融情報システムの個別問題についての実態調査、派遣研修の開催実績

9. 担当部局

総務企画局国際課